

平成 25 年度予算 補助金支出一覧

1. 補助金支出一覧
2. 新規補助金概要シート
3. 補助金等の見直し

本一覧は、一般会計、政令等特別会計、準公営企業会計歳出の
〔細節〕補助金、〔細節〕児童生徒就学費補助金、〔細節〕奨学費補助金、
〔細節〕信用保証協会補助金、〔細節〕利子補給金
について掲載している。

なお、財団法人は（財）、公益財団法人は（公財）、社団法人は（社）、公益社
団法人は（公社）、一般社団法人は（一社）、株式会社は（株）、社会福祉法人
は（社福）、NPO法人は（特非）、独立行政法人は（独）、学校法人は（学）と
表記している。

大阪市

1. 補助金支出一覧(平成25年度予算)

(一般会計)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
1	政策企画室秘書部 企業誘致担当	企業・大学等立地促進 助成金	進出企業等	459,371,000	473,738,000	704,439,000	国内外から、環境・エネルギー産業や医療・健康分野など重点産業分野における有望企業の誘致を推進するとともに、在阪企業等の市内再投資を促進し、大阪経済の活性化と雇用の促進を図る	大阪市の定める重点産業分野の企業等が建設等により、市内に新たな事業所を開設する場合に、建設費等の一部を補助する	H16	H26
2	政策企画室秘書部 国際交流推進担当	姉妹都市交流推進事 業補助	国際交流団体、NPO、 市民ボランティア等	3,000,000	3,000,000	0	本市がこれまで培ってきた姉妹都市ネットワークについて、友好関係維持及び活用することとしており、姉妹都市との交流について広く市民と共有し、市民の自主的・自発的な交流の促進を図る	姉妹都市交流について市民と共有するとともに、市民の自発的な姉妹都市間の交流を促進するため、国際交流団体・NPO・市民ボランティア団体等が実施する姉妹都市交流事業に対して補助対象経費の1/2以内で補助する(上限1,000千円)	H24	H26
3	総務局行政部 総務課	学校法人に対する補 助金	(財)大阪府私学総連 合会	0	0	26,500,000	学校教育における私立学校の果たす役割にかんがみ、その健全な発達に資するため	本市内に学校・幼稚園を設置する学校法人に対し、学校教育の目的達成のために必要な教具・施設の整備、ならびに学校の維持運営に必要な経費を交付する(予算の範囲内で、校種や児童生徒数に応じ配分)	S27	H23
4	総務局行政部 総務課	義務教育に準ずる教 育を実施する各種学 校を設置する学校法 人に対する補助金	(学)大阪朝鮮学園 外	0	0	27,500,000	義務教育に準ずる教育を実施する各種学校の果たす役割にかんがみ、その健全な発達に資するため	朝鮮学校及び中華学校における学校教育の目的達成のために必要な教具・施設の整備、ならびに学校の維持運営に必要な経費を交付する(予算の範囲内で申請額が予算額未満の場合は申請額をもって限度とする)	S62	H23
5	総務局行政部 総務課	北方領土返還運動推 進大阪府民会議補助 金	北方領土返還運動推 進大阪府民会議	180,000	180,000	180,000	北方領土返還実現を目指し、その府民運動に寄与するための活動の推進を図るため	北方領土返還運動推進大阪府民会議が北方領土返還運動推進のために行う広報・啓発活動、視察団派遣、府民集会の開催等に必要な経費を交付する(予算の範囲内で申請額が予算額未満の場合は申請額をもって限度とする)	S57	H27
6	総務局行政部 総務課	公立大学法人大阪市 立大学施設整備費補 助金	公立大学法人大阪市 立大学	499,288,000	800,484,000	26,914,000	公立大学法人大阪市立大学が実施する施設整備事業への補助を行うことにより、安定的かつ市政に貢献する大学運営に資するため	公立大学法人大阪市立大学が実施する施設整備経費について、必要な額の範囲内で公立大学法人大阪市立大学へ補助金として交付	H21	H27
7	市民局市民部 総務課	大阪市地域集会施設 設置補助金	地域住民団体	39,000,000	58,500,000	78,000,000	心のふれあうあたたかい近隣社会の形成に資するため、地域住民団体が行う地域集会施設の設置に要する経費の一部を補助する	地域住民団体が地域集会施設を設置する際に要する経費の一部を補助する 限度額1,950万円	S50	H27
8	市民局市民部 総務課	大阪市地域集会施設 改修整備補助金	地域住民団体	11,000,000	5,500,000	5,500,000	おおむね小学校区の地域住民団体により管理運営される地域集会施設の老朽化等によって行う改修・補修もしくは整備に要する経費を補助する	地域住民団体により管理運営される地域集会施設の改修・補修の際に要する経費の一部を補助する 補助率1/2・限度額110万円	H2	H25
9	市民局市民部 総務課	中央区「商い体験」事 業補助金	ミナミ地区(概ね中央 大通、谷町筋、区境 で囲まれた地区)の商 店会	2,000,000	2,000,000	2,000,000	商店街の活性化と個性的で魅力的な商店街づくりを推し進めるミナミ地区の商店会等によって観光集客とミナミ地区の魅力を発信するために実施される「商い体験」事業を大阪府中央区が支援し、ミナミ地区の観光発展・経済振興に資する	ミナミ地区の商店会を対象として、「商い体験」事業、または、ミナミ地区の魅力を発信するために実施する事業の経費(会場費、謝金、広告宣伝費等)のうち1/2の補助率で上限1,000千円補助する	H21	H26
10	市民局市民部 地域活動課	大阪市地域振興会大 会・大阪市赤十字奉 仕団大会事業補助金	大阪市地域振興会(大 阪市赤十字奉仕団)	0	0	4,070,000	組織の連携強化と交流、意識の交流化を図り、本市の行政運営に対し、さらなる理解の深化や協力の促進にもつながるため本市にとっても有意義であるため	大阪市地域振興会大会・大阪市赤十字奉仕団大会に対して補助	H15	H23
11	市民局市民部 地域活動課	ポートピア梅田環境 整備事業補助金	北区における地域住 民団体	62,532,000	153,403,000	122,119,000	北区における住民主体のまちづくりを支援することにより、地域の活性化を図る	北区地域活動協議会等が行う環境整備事業に対して補助	H22	H27
12	市民局市民部 地域活動課	大阪市ボランティア 活動推進事業費補助 金	(社福)大阪市社会福 祉協議会	0	0	13,862,000	ボランティア活動情報誌の発行経費を補助することにより、社会福祉分野を含むボランティア活動への参加の促進を図り、市民主体のまちづくりを推進する	(社福)大阪市社会福祉協議会が発行するボランティア活動情報の提供や普及啓発を目的とした情報誌に対し、発行にかかる必要かつ最低限の経費について、予算の範囲内で全額補助する	H18	H23

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は 次回検証 年度
13	市民局市民部 地域活動課	市民活動活性化推進 事業補助金	市民フォーラムおお さか実行委員会	0	0	1,491,000	市民活動の意識の醸成、地域コミュニティの活性化 など、市民主体のまちづくりの推進を図るため	NPO・行政・企業などで組織された実行委員会が実施 主体となり、市民活動の推進や地域コミュニティの 活性化を図ることを目的とする事業に対して経費の 1/2を上限に補助を行う	H16	H23
14	市民局市民部 地域活動課	(仮)大阪市市民活動 推進事業補助金	市民活動団体	3,500,000	3,500,000	3,500,000	市民活動団体の活動促進とともに、市民の寄附を通 じた社会参加を促進し、自立的な市民活動の推進を 図る	区政推進基金を活用し、(仮)大阪市市民活動推進事 業団体登録要綱に基づきあらかじめ登録された市民 活動団体の公益的な活動に対し、補助対象経費の1/2 を上限に補助を行う (旧：市民活動推進基金補助金)	H19	H27
15	市民局市民部 地域活動課	大阪府防犯協会連合 会に対する補助金	(社)大阪府防犯協会 連合会	5,000,000	5,000,000	5,000,000	大阪市内における防犯意識の高揚を図るために地域 安全運動を実施している当連合会を支援し、安全で 安心して暮らせるまちづくりを促進する	大阪府防犯協会連合会の実施する以下の事業につい て、経費の1/2を上限として補助を行う ・「地域安全活動」事業 ・「少年非行防止活動」事業	S30	H27
16	市民局市民部 地域活動課	大阪市保護司会連絡 協議会(犯罪予防活動 事業)補助金	大阪市保護司会連絡 協議会	1,200,000	1,200,000	1,200,000	保護司会による犯罪予防活動の推進強化を図ること により、安全なまちづくりの促進に寄与することを 目的とする	保護司会が実施する街頭での一斉行動など犯罪予防 活動事業について、経費の1/2を上限として補助を行 う	H20	H27
17	市民局市民部 地域活動課	大阪市青色防犯パト ロール活動補助金	青色防犯パトロール を実施する団体	100,000	100,000	100,000	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを 新たに実施しようとする団体に対して、パトロール の実施に必要な経費の一部補助を行い、地域におけ る自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を 図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン 代等)の一部補助	H21	H27
18	市民局市民部 地域活動課	子どもの安全見守り 防犯カメラ設置補助 金	通学路・公園等の安 全確保のため防犯カ メラを設置する町会 等	21,150,000	22,500,000	0	通学路・公園等への防犯カメラの設置経費の補助を 行うことで、犯罪抑止に効果的である防犯カメラの 設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減少を図る	通学路・公園等に設置された防犯カメラの設置経費 を補助する 補助率：3/4	H24	H25
19	市民局市民部 雇用・勤労施策課	就職困難者等の就職 に向けた支援が必要 な人に対する就業支 援事業補助金	(社)おおさか人材雇 用開発人権センター	3,820,000	3,820,000	4,871,000	就職に向けた支援が必要な人が雇用・就労に結びつ きにくい状況の中で、本市施策を補完するものとし て、就職に向けた支援が必要な人の安定的な雇用の 確保を図ることを目的として補助する	就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援に理 解のある企業・事業所を相当数以上会員等とする団 体が、その会員等の協力のもと実施する事業に対す る補助	H14	H26
20	市民局市民部 男女共同参画課	大阪市男女共同参画 推進にかかる地域女 性団体活動補助金	大阪市地域女性団体 協議会	1,666,000	2,616,000	3,354,000	市民との協働による男女共同参画社会の実現に向 け、地域を基盤とする女性の団体活動の充実・発展 が重要であることから、市内居住の女性によって構 成され、市域全体に広く組織を有し、学習と市民活 動をとおして女性の地位向上と男女共同参画に取り 組む大阪市地域女性団体協議会の活動に対し補助金 を交付する	大阪市地域女性団体協議会の活動の内、男女共同参 画推進のための各種事業(地域環境美化活動、交流研 修事業等)に対して補助	S33	H26
21	市民局市民部 男女共同参画課	大阪市男女共同参画 施策推進基金補助金	男女共同参画の推進 に取り組んでいる市 民活動団体	800,000	600,000	600,000	男女共同参画に取り組むNPO等の活動を支援すると ともに、市民の寄附を通じた社会参加を促進すること により、自主的な男女共同参画推進活動の推進を図 る	区政推進基金を活用し、(仮)大阪市市民活動推進事 業団体登録要綱に基づきあらかじめ登録された市民 活動団体の公益的な活動に対し、補助対象経費の1/2 を上限に補助を行う。なお、本事業は市民活動推進 助成事業と連携して実施するものである。	H23	H26
22	市民局人権室 企画調整課	大阪第一人権擁護委 員協議会事業補助金	大阪第一人権擁護委 員協議会	0	2,095,000	2,300,000	大阪市民に対する人権侵害事象への対応や人権相 談、情報収集・啓発など、自由人権思想の普及高揚 と、人権侵害の排除・救済を目的として活動しており 、本市の人権施策と合致するとともに非常に有意義 なものであるため	啓発・広報活動費をはじめとした、当協議会の活動 に要する経費に対し、補助金を交付している	S25	H24
23	市民局人権室 企画調整課	大阪人権博物館運営 費補助	(公財)大阪人権博物 館	0	44,863,000	51,323,000	「人権尊重の社会づくり条例」に基づく市民の人権 意識の高揚等啓発に関する事業として大阪府と 連携して補助金を交付する	人権問題に関する資料を公開、展示するとともに、 人権教育・啓発または人権学習の場である大阪人権 博物館の運営費等に対して補助する	S60	H24
24	市民局市民部 消費者センター	大阪市消費生活合理 化協会運営補助金	大阪市消費生活合理 化協会	0	0	1,230,000	消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の 表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害 の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費 生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な 活動を行う大阪市消費生活合理化協会の育成を図る	大阪市消費生活合理化協会の運営費について補助	S41	H23

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
25	計画調整局 企画振興部 科学技術振興担当	イノベーション創出 支援補助金	イノベーション促進 につながる研究・技 術シーズを保有して いる大学	20,000,000	20,000,000	20,000,000	大学の保有する研究・技術シーズをもとにした、実 証実験など実用化に向けた取組みに対して、その費 用の一部を補助することにより、本市の経済成長の 実現に寄与することを目的とする	大学が有する優れた研究・技術シーズを対象とし、 実証実験など実用化に向けた取組みにかかる経費に 対して、補助率1/2、補助限度額200万円の範囲内で 補助を行う(補助対象者は大学)	H23	H26
26	計画調整局 企画振興部 うめきた整備担当	エリアマネジメント 支援事業補助金	(一社)グランフロン ト大阪TMO	28,000,000	5,600,000	6,000,000	民間事業者が実施する公共性の高い地区レベルのエ リアマネジメントを支援することで、地区における 魅力的な都市環境の創出と持続的なまちのマネジメ ントを実現し、もって本市の都市再生及び経済の活 性化に資することを目的とする	まちづくりに係る民間事業者を対象とし、公民が連 携して実施するエリアマネジメント事業の計画策 定・社会実験等にかかる経費に対して2/3の範囲内 (国・市)で補助を行う	H23	H25
27	計画調整局 開発調整部 開発計画課	大学等立地促進助成 金	進出大学等	0	0	65,765,000	大学等が建物の賃借により、市内に新たな大学等を 開設する場合に、賃借料の一部を助成することによ り、市内への立地を促進し、創造人材の育成・交流 を図り、もって大阪の都市再生及び経済の活性化に 資することを目的とする	大阪市の都市再生を進める上で不可欠な創造人材の 育成に資する大学等(サテライトを含む)を設置する 場合に、建物賃借料(外国大学については、教員等の 渡航費等も含む)にかかる経費を助成する	H16	H23
28	計画調整局 計画部 交通政策課	コミュニティ系バス 運営費補助金	コミュニティ系バス 運行事業者(大阪市交 通局)	854,614,000	1,513,422,000	1,513,422,000	大阪市の総合交通体系の確立を目指す中で、十分な 需要がなく、採算性の確保が困難であるものの、地 域住民の日常生活に必要な乗合バス(=コミュニテイ 系バス)サービスについて、その運行の維持に必要な 経費の一部を助成することによって、安定的かつ継 続的なバス交通の確保を図るとともに、市民の日常 生活の利便向上及び福祉の増進等に寄与する	補助対象は「補助金交付要綱」に定める要件を満たす「 コミュニティ系バス路線」で、コミュニティ系バス運 行事業者に補助金を交付する 補助金額は、前々年度の実績値に基づき民営バス事 業者が担当した場合のコスト等も勘案して算定する	H16	H25
29	計画調整局 計画部 交通政策課	鉄道安全性向上事業 費補助金 (鉄道駅耐震補強事業 費補助金)	耐震補強事業を行う 鉄道事業者又は軌道 経営者	49,668,000	60,834,000	55,000,000	鉄道駅耐震補強事業に要する経費の一部を本市が補 助することにより、主要な鉄道駅の耐震補強を実施 し、鉄道駅利用者の安全の向上を図る	今後発生が予測される大規模地震に備え、緊急人員 輸送の拠点等の機能を有する主要な鉄道駅につい て、耐震補強の緊急実施を図る事業に対して、国等 と協調し補助金を交付する	H19	H27
30	計画調整局 計画部 交通政策課	鉄道安全性向上事業 費補助金 (鉄道軌道安全輸送設 備等整備事業費補助 金)	安全性の向上に資す る設備の整備等を行 う鉄軌道事業者 (公営事業者、JR、 大手民鉄等を除く)	11,042,000	0	0	事業に要する経費の一部を本市が負担することによ り、公営事業者や大手民鉄を除く鉄軌道事業者にお ける鉄軌道の安全を確保する	鉄軌道の輸送の安全を確保するために、設備の整備 等を行う事業に対して、国等とともに補助金を交付 する	S58	H27
31	計画調整局 計画部 交通政策課	大阪外環状線整備事 業費補助金	大阪外環状鉄道(株)	518,873,000	192,700,000	41,000,000	大阪外環状線の整備を促進する	大阪外環状線の整備に要する経費に対して、国の幹 線鉄道等活性化事業費補助制度に基づき、国等と協 調し補助金を交付する	H8	H27
32	計画調整局 開発調整部 開発計画課	大阪シティエアター ミナル内公的施設管 理運営補助金	(株)湊町開発セン ター	395,000,000	399,000,000	431,000,000	大阪シティエアターミナル内に設置された公的施設 のうち、特に非収益性・低収益性を有する「バスター ミナル」及び「公共通路」の管理運営に係る費用に関し 補助金を交付することで、O C A Tの公的機能を維 持することを目的とする	「バスターミナル」及び「公共通路」の公的施設の保守 管理費や光熱水費といった管理運営及び公共施設の 機能を維持するために必要な経費を補助対象とし、 O C A T補助事業に係る当該年度予算の範囲内を限 度とする	H10	H27
33	計画調整局 開発調整部 開発計画課	大阪ドーム公的施設 管理運営補助金	(株)大阪シティド ーム	38,387,000	38,387,000	38,387,000	(株)大阪シティドームが行う大阪ドーム外周に設置 された公的施設の管理運営に係る経費に関し補助金 を交付することにより、大阪ドームの公的機能を維 持することを目的とする	公的施設であるドーム外周デッキの施設管理運営に 係る経費を補助対象とし、補助事業に係る当該年度 予算の範囲内とする	H13	H27
34	計画調整局 開発調整部 開発計画課	大阪への集客に寄与 する大阪ドーム施設 利用補助金	(株)大阪シティド ーム	85,799,000	85,867,000	85,867,000	(株)大阪シティドームへの補助金交付を通じてド ーム使用料を減額することにより、ドームの特性を活 かしたM I C Eの開催を促進し、大阪の集客魅力を 向上することを目的とする	京セラドーム大阪における一定規模以上の集客効果 を有するM I C Eを対象に、当該年度予算の範囲内 において、以下のとおり施設利用に対する補助を実施 ・個々の補助対象事業について、徴収した使用料と 正規使用料との差額の1/2と正規使用料の1/3の低い 方とする ・閑散期(1月1日～2月末)における開催や初開催、1 万人以上の参加者での開催については、徴収した使 用料と正規使用料との差額の1/2まで増額可能な割増 制度を設ける	H13	H26

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は 次回検証年度
35	計画調整局 開発調整部 開発誘導課	まちづくり活動支援 制度に基づく助成金	喜連環濠地区まちづ くり研究会 外	1,750,000	3,100,000	3,950,000	地域の実情に応じた住み良いまちづくりを市民と市 が協力して推進するにあたり、住民等による自発的 なまちづくり活動を支援することを目的とする	大阪市が認定したまちづくり推進団体に対し、活動 に必要な経費の1/2以内で限度額30万円を5年間助成 し、また、まちづくり構想策定年度(1回限り)は構想 印刷配布経費を20万円(対象経費の2分の1)を限度に 助成する(ただし、平成18年度以前の認定団体は補助 率4/5、平成20年度以前の認定団体は限度額50万円)	H9	H26
36	計画調整局 建築指導部 監察課	民間建築物等吹付け アスベスト除去等補 助	一定の要件を満たす 吹付けアスベストの 除去等を行う者	5,525,000	6,940,000	9,338,000	既存建築物に対し、所有者等がアスベスト含有調 査・対策を実施する場合に要する費用の一部を補助 することにより、アスベストによる健康被害に対す る市民の不安を解消することを目的とする	大阪市内の既存建築物にある露出した吹付けアスベ ストの含有調査や除去工事等を実施する場合に、一 定要件を満たせばその費用の一部を補助する(含有調 査：対象費用全額かつ上限金額25万円(ただし1試料 あたりの上限は10万円)対策工事：対象費用の1/3か つ戸建住宅は上限金額20万円、分譲共同住宅及び一 般建築物は上限金額100万円)	H18	H27
37	福祉局総務部 総務課	大阪市保護司研修事 業補助金	大阪市保護司会連絡 協議会	800,000	800,000	800,000	大阪市内の保護司が犯罪者の適切な更生保護の取 組みの推進強化を図るために、必要な社会福祉等 への理解を深めるための研修内容の充実を図り、公共 の福祉に貢献することを目的とする	大阪市保護司会連絡協議会が主催する研修事業に必 要な費用(研修経費及び施設研修経費)の1/2を上限と し、予算の範囲内で交付する	H20	H25
38	福祉局総務部 総務課	大阪沖繩戦没者慰霊 塔「なにわの塔」参拝 事業補助金	(財)大阪府遺族連合 会	614,000	646,000	646,000	過去の大战で最大の激戦地となった沖繩県糸満市に 建立された「なにわの塔」で追悼式をとり行い、もっ て沖繩及び南方諸地域における戦没者を追悼するこ とを目的とする	(財)大阪府遺族連合会が行う大阪沖繩戦没者慰霊塔「 なにわの塔」参拝事業の運営に対して予算の範囲内で 交付する	S40	H27
39	福祉局総務部 総務課	民間社会福祉施設職 員等海外研修事業補 助金	大阪市社会事業施設 協議会	0	0	3,600,000	民間社会福祉施設職員及びボランティアリーダーを 海外に派遣し、社会福祉に関する高度な専門知識、 技能を修得させるとともに、国際的視野を広めさせ 、社会福祉事業の次代を担う有能な人材の養成に 資する	大阪市社会事業施設協議会が主催して毎年1回民間社会 福祉施設職員及びボランティアリーダーを海外に 派遣する海外研修事業に対して補助金を交付	H2	H23
40	福祉局総務部 総務課	民間施設整備資金利 子補助金	大阪市管轄社会福祉 施設	8,471,000	21,086,000	30,284,000	民間社会福祉施設の振興を図るため、社会福祉法人 等が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた整備 資金に係る利子の支払に要する資金の補助	社会福祉法人等が社会福祉施設を整備するにあた り、(独)福祉医療機構から借り入れた資金に対する 利子のうち、2%を超える部分を補助している なお、平成16年度より新規の取扱いを取りやめている	S47	H26
41	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	大阪市社会福祉協議 会運営補助金	(社福)大阪市社会福 祉協議会	35,773,000	53,860,000	0	地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である 大阪市社会福祉協議会の事務局体制を整備・強化す るとともに、今後の大阪市社会福祉協議会・各区社会 福祉協議会体制を検討・再構築し、効率的で自律 的な法人運営に資することを目的とする	大阪市社会福祉協議会における事務局の管理運営、 大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の今 後のあり方検討・再構築、法人運営等に要する経費 を補助する	H24	H26
42	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	大阪市地域福祉活動 支援事業補助金	(社福)大阪市社会福 祉協議会	127,680,000	127,683,000	0	各区社会福祉協議会への後方支援を通じ地域におけ る住民の支え合い・助け合い機能を強化する取り組 みを支援することにより、地域福祉活動の推進と社会 福祉事業の充実を図り、もって地域福祉の向上に 資する事を目的とする	大阪市社会福祉協議会における地域福祉並びに在宅 福祉サービスの推進、社会福祉関係機関・団体・民 生委員児童委員との連絡調整・連携、社会福祉事業 (地域福祉活動)に関する調査広報・情報収集・提 供・研究、ボランティア・NPO活動の推進等に要 する経費を補助する	H24	H26
43	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	各区地域福祉活動支 援事業補助金	各区社会福祉協議会	1,209,034,000	1,215,945,000	0	地域における住民の支え合い・助け合い機能を強化 する取り組みを支援することにより、地域福祉活動 の推進と社会福祉事業の充実を図り、もって地域福 祉の向上に資することを目的とする	各区における地域福祉活動等への支援、ボランティ アグループや社会福祉施設等との連絡調整、ボラン ティア活動の支援、福祉教育の推進、広報啓発等に 要する経費を補助する	H24	H26
44	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	大阪市地域福祉活動 推進事業補助金	各区社会福祉協議会	0	369,478,000	369,516,000	地域ネットワーク委員会の事務局として設置されて いる保健・医療・福祉ネットワーク推進員の活動経 費を補助することにより、地域福祉の推進を図るこ とを目的とする	地域ネットワーク委員会活動の事務局として、支援 を必要としている住民の把握、研修会の企画・実 施、委員会活動の啓発資料作成、相談援助ならびに 関係機関との連絡調整に係る必要経費等について助 成を行う	H4	H24

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
45	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	大阪市あんしんさ ぼーと事業(日常生活 自立支援事業)補助金	(社福)大阪市社会福 祉協議会	482,825,000	489,761,000	492,490,000	(社福)大阪市社会福祉協議会における大阪市あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)の事務局体制を整備し、判断能力が不十分な方や金銭管理に不安のあるひとり暮らしなどの高齢者が地域で安心して生活を送れるよう日常生活の支援及び権利侵害や財産管理等の権利擁護に関する相談に応じることにより対象となる市民の権利を擁護することを目的とする	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方や金銭管理に不安のあるひとり暮らしなどの高齢者に対して、福祉サービスなどの利用支援や金銭管理サービス、通帳・証書類の預かりサービス等に要する経費を予算の範囲内で補助する	H9	H27
46	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	大阪ホームレス就業 支援センター事業補 助金	大阪ホームレス就業 支援センター運営協 議会	0	4,500,000	4,500,000	民間等から広く多様な就業機会を確保することによって、自立支援センター入所者の就業自立とあいりん高齢日雇労働者の野宿の防止を図ることを目的とする大阪ホームレス就業支援センター運営協議会の管理運営に対して補助することにより、事業の安定した運営を図る	国の委託事業等の受託者として開設した大阪ホームレス就業支援センター運営協議会に対し、事務職員の配置・事務所のリース代など管理運営にかかる経費を助成する(大阪市・大阪府で1/2ずつ)	H17	H24
47	福祉局 生活福祉部 地域福祉課	民生委員協議会運営 補助金	各区民生委員協議会	108,658,000	0	0	民生委員・児童委員活動の推進と民生委員・児童委員相互の連絡調整を図り、福祉事業及び地域福祉活動の発展を促進する	民生委員協議会が実施する事業、各区及び地区における連絡調整、情報の共有化などの業務について、24区に設置されている民生委員協議会に対し、民生委員法に基づき予算を上限として補助を行う	H25	H27
48	福祉局 生活福祉部 保護課	大阪社会医療セン ター運営補助金	(社福)大阪社会医療 センター	284,557,000	286,471,000	381,231,000	あいりん地域における医療の確保と健康・衛生の維持向上を図る	減免診療をはじめとするあいりん地域の特性にあわせた医療の継続的安定確保を図るため、(社福)大阪社会医療センターの運営経費について補助する	S45	H26
49	福祉局 生活福祉部 保護課	あいりん住民応急援 護事業費補助金	西成愛隣会	0	70,000	400,000	西成愛隣会が実施する応急援護事業費にかかる経費を補助することにより、あいりん住民の福祉の向上を図る	あいりん地域で極度に生活が困窮している者に対して、応急的かつ一時的な生活資金の貸付を行う。補助対象経費については、貸付総額から返済による返済総額を差し引いた額とする	S48	H24
50	福祉局 生活福祉部 保護課	西成愛隣会事業補助 金	西成愛隣会	0	0	200,000	あいりん地域住民の福祉増進、隣保事業のため西成愛隣会が実施する事業を補助する	あいりん地域の日雇労働者、児童、高齢者等を対象に「あいりん物故者慰霊祭」等の事業実施にかかる経費を補助	S39	H23
51	福祉局 生活福祉部 保護課	要保護世帯向け不動 産担保型生活資金貸 付事業補助金	(社福)大阪府社会福 祉協議会	71,851,000	80,637,000	81,003,000	一定の居住用不動産を有し、将来にわたり現住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援し、併せて生活保護の適正化を図る	(社福)大阪府社会福祉協議会が実施する、要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業の貸付原資を補助することにより、事業の安定した運営を図る	H19	H25
52	福祉局 生活福祉部 保護課	大阪市生活保護施設 整備費補助金	社会福祉法人	105,910,000	0	0	社会福祉法人が運営する生活保護施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、その整備を促進し、もって利用者の処遇改善を図ることを目的とする	生活保護施設を整備する社会福祉法人に対して定員1人当たり、4,290千円を上限に整備にかかる経費を補助する	S37	H26
53	福祉局 障害者施策部 障害福祉課	身体障がい者自動車 改造費補助金	身体障がい者	1,300,000	1,416,000	1,521,000	身体障がい者が就労等に伴い、自ら運転する自動車の改造に要する経費を補助し、自立と社会参加の促進を図る	重度の上肢、下肢又は体幹機能障がい者が自動車を改造する経費の1/2以内の額を補助する 上限100,000円	S50	H27
54	福祉局 障害者施策部 障害福祉課	障がい者福祉バス借 上補助金	各障がい者団体	4,364,000	4,442,000	5,914,000	障がい者団体が研修等を実施する場合、その事業に使用するバス借上げにかかる費用の一部の助成を行うことにより福祉の増進を図る	障がい者団体が研修等を実施する場合、その事業に使用するバス借上げ料の1/2以内の補助を行う 上限1台につき51,500円	S48	H25
55	福祉局 障害者施策部 障害福祉課	重度身体障がい者大 学等就学助成	重度身体障がい者	360,000	360,000	2,160,000	自立更生に努める重度の身体障がい者が大学等に就学するにあたり介助等特別の配慮を要する者に対して、助成金を支給することによりその就学を奨励し、もって身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする	自立更生に努める重度の身体障がい者が大学等に就学するにあたり介助等特別の配慮を要する者に対して、助成金を支給する 上限月額30,000円	S58	H26
56	福祉局 障害者施策部 障害福祉課	知的障がい者(児)ス ポーツ大阪大会補助 金	大阪知的障がい者ス ポーツ協会	220,000	220,000	220,000	知的障がい者の日常的体育活動の成果を発表し、健全な心身の発達、健康の維持と増進、社会参加と社会自立を図る	知的障がい者スポーツ大阪大会の実施にかかる経費のうち競技場使用料について補助する	S57	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
57	福祉局 障害者施策部 障害福祉課	大阪市障がい者職業 能力開発訓練施設運 営助成	(社福)大阪市障害者 福祉・スポーツ協会	59,230,000	59,230,000	62,663,000	障がい者能力開発訓練を実施することにより、一般企業への就労が困難な障がい者に対して、企業就労に必要な知識や技能を指導するとともに、就労に向けた実習を行い、職業自立を支援することを目的とする	障がい者能力開発訓練の実施にかかる運営補助を行う	S60	H25
58	福祉局 障害者施策部 障害福祉課	障がい児(者)歯科診 療施設補助金	各医療機関	10,200,000	10,274,000	10,341,000	心身障がい児(者)の歯科受診を円滑にするため、公的医療機関に対し歯科診療・治療に必要な人件費を補助する	一般の地域歯科では治療が困難な重度障がい者医療証所持者及び歯科診療特別対応加算対象者の歯科診療にかかる経費を補助する 診療1件につき2,000円	S55	H27
59	福祉局 障害者施策部 障害福祉課	大阪市心身障がい児 (者)等自主活動育成 事業補助金	(社福)大阪市知的障 害者育成会 外	0	780,000	1,080,000	心身障がい児(者)及びその家族等に対する学習や交流、啓発等を目的とした事業に対して補助を行うことにより、障がい児(者)の社会的自立の促進と福祉の向上を図る	予算の範囲内で、研修会や交流会等の事業経費の一部を補助する	S35	H24
60	福祉局 障害者施策部 障害福祉課	障がい者ブラッシン グ指導事業補助金	(社)大阪府歯科医師 会	0	500,000	500,000	障がい者に刷牙指導を推進することにより、歯科治療をスムーズに行うとともに、口腔衛生および疾病予防を図る	口腔衛生(ブラッシング等)指導事業にかかる経費を補助する	S56	H24
61	福祉局 障害者施策部 障害福祉課	点字図書館運営補助 金(情報文化セン ター)	(社福)日本ライトハ ウス	63,711,000	64,350,000	66,715,000	点字図書館の運営に要する経費の一部を補助し、円滑な運営を図る	社会福祉法人日本ライトハウスに対し「国庫負担(補助)金交付要綱」により交付し、運営の一部を助成	S42	H27
62	福祉局 障害者施策部 障害福祉課	障がい者・児施設建 設借入金償還補助金	(社福)ノーマライ ゼーション協会 外	102,555,000	134,660,000	147,791,000	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資するため、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増築に要した費用に係る借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して交付する	補助対象経費については、(独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)の当該年度において償還する元金及び利子の範囲内で助成する(補助率10/10)	S61	H27
63	福祉局 障害者施策部 障害支援課	大阪市精神障がい者 社会復帰施設運営補 助金	大阪市管轄社会復帰 施設	0	0	68,034,000	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に規定する精神障がい者社会復帰施設の運営を行う社会福祉法人等の非営利法人に対して補助を行い、精神障がい者の社会復帰の促進及び社会参加の促進を図ることを目的とする	対象：精神障がい者生活訓練施設、精神障がい者授産施設を運営する社会福祉法人等 補助対象：国基準(単価×月数) 上限：予算の範囲内	H13	H23
64	福祉局 障害者施策部 障害支援課	障がい者グループ ホーム・ケアホーム整 備助成	障害者自立支援法に 基づく共同生活援助 事業・共同生活介護 事業として指定を受 けることができる法 人	55,773,000	55,773,000	90,386,000	障がい者の日常生活における援助及び介護を行う障がい者グループホーム・ケアホームの整備及び設備整備にかかる経費の一部を助成することにより、障がい者の自立を促進し、その福祉の向上を図ることを目的とする	障害者自立支援法に基づく共同生活援助事業・共同生活介護事業として指定を受けることができる法人に対し、グループホーム・ケアホームの新規設置の際の貸借、購入、新築、住宅改造及び設備購入にかかる経費の一部を助成	H1	H27
65	福祉局 障害者施策部 障害支援課	障がい者情報バリア フリー化支援事業助 成	視覚障がい者及び上 肢機能障がい者	2,261,000	2,622,000	2,679,000	障がい者がパーソナルコンピューターを使用するにあたり必要となる周辺機器およびアプリケーションソフトの購入に要する費用の一部を助成することにより、障がい者の情報のバリアフリー化及び障がい者の社会参加を促進することを目的とする	視覚障がい者1、2級及び上肢機能障がい者1、2級の身体障がい者手帳所持者の周辺機器等の購入に要した費用の2/3以内を助成する ただし、その額が10万円を越えるときは、10万円とする	H13	H27
66	福祉局 障害者施策部 障害支援課	重症心身障がい者通 所用バス運行費補助 金	(社福)四天王寺福祉 事業団	12,600,000	12,600,000	22,200,000	重症心身障がい者の社会参加を促進するため、施設への通所手段を確保することを目的とする	通所用バスの運行にかかる経費を助成する	H8	H26
67	福祉局 障害者施策部 障害支援課	知的障がい児通園施 設通園バス運行費等 補助金	大阪市管轄知的障が い児通園施設運営法 人	0	500,000	1,500,000	通園バスの運行にかかる維持経費の負担軽減をはかるとともに本務運転手不在時の児童の輸送を確保する	通園バスの維持経費及び運転手の代替経費に対して助成する	S52	H24
68	福祉局 障害者施策部 障害支援課	児童発達支援セン ター地域支援促進補 助金	大阪市管轄の民設民 営児童発達支援セン ター運営法人	0	5,501,000	0	民設民営児童発達支援センターにおける地域支援の事業実施に必要な児童発達支援管理責任者の雇用経費を補助することにより事業の早期実施を促し、もって障がい児及びその保護者等への支援を図る	平成24年4月から制度化される児童発達支援センターでの地域支援(保育所等訪問支援、障がい児相談支援)を新たに実施するセンターに対して2年間を限定として支給する	H24	H24

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
69	福祉局 障害者施策部 障害支援課	障がい者小規模作業 所運営費補助金	障がい者小規模作業 所	0	0	307,320,000	障がい者の社会活動への参加を促進し、もって、その福祉の向上を図ることを目的とする	障がい者小規模作業所に対し利用人数及び開所日数に応じ運営費及び重度障がい者加算の助成を行う	S50	H23
70	福祉局 障害者施策部 障害支援課	障がい者小規模通所 授産施設運営費補助 金	障がい者小規模通所 授産施設	0	0	58,310,000	障がい者の社会活動への参加を促進し、もって、その福祉の向上を図ることを目的とする	障がい者小規模授産施設に対し利用人数及び開所日数に応じ運営費及び重度障がい者加算の助成を行う	H13	H23
71	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	高齢者食事サービス 事業補助金	(社福)大阪市社会福 祉協議会	67,011,000	181,958,000	194,597,000	大阪市に居住するひとり暮らし、ねたきり高齢者等を対象に食事サービスを行い、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を図る	ひとり暮らし、ねたきり高齢者等に対して、地域のボランティアが配食又は地域の集会所などで会食を行う事業費等に対して助成する	S47	H27
72	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	高齢者住宅改修費助 成事業補助金	介護保険被保険者等	0	125,146,000	157,068,000	高齢者に在宅生活が容易となるよう住宅の改修を行い、高齢者福祉の推進を図る	要支援以上の者は、介護保険住宅改修費を利用する者で、介護保険対象外工事で補完的な工事に対して助成 二次予防事業対象者(生活機能の低下が疑われ、要支援・要介護状態になるおそれの高い65歳以上の方(ただし、要支援・要介護認定を受けておられない方))については、介護保険同内容の工事及び対象外工事で補完的な工事に対して助成 助成限度額30万円(介護保険料段階が第5・第6段階の者は5万円)、1世帯1回限り	H12	H24
73	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	寝具洗濯乾燥消毒サ ービス事業補助金	各区社会福祉協議会	16,293,000	30,433,000	37,040,000	寝具の衛生管理が困難な高齢者を対象に、寝具洗濯乾燥消毒サービスを行うことによって、対象者の保健衛生の向上と高齢者福祉の推進を図る	おおむね65歳以上の高齢者のうち、介護保険の要介護・要支援認定者でひとり暮らしの人又は高齢者のみの世帯に属する人で、寝具(掛布団、敷布団、毛布)の衛生管理が困難な人を対象に、水洗い及び乾燥消毒によるサービスを行う(補助率1/2)	H12	H27
74	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	認知症介護指導者養 成研修事業補助金	大阪市管轄老人福祉 施設運営法人	1,751,000	2,048,000	2,048,000	高齢者認知症介護指導者養成研修・認知症介護フォローアップ研修への参加を支援するため、職員のパイプラインにかかる必要な経費を補助することにより、認知症介護実務者の資質の向上を図る	認知症介護指導者養成研修・認知症介護フォローアップ研修へ職員を派遣する社会福祉法人等に対して、当該職員派遣中の代替職員雇用経費及び派遣にかかる旅費などを助成する	H13	H27
75	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課	提案型高齢者の地域 交流拠点づくり事業 補助金	市内に事業所・事務 所を設置する、法人 格を有する団体	0	27,000,000	66,000,000	商店街や駅前等の空き店舗を活用し、地域の高齢者と児童など多世代が交流できるスペースを整備する費用を助成	高齢者を中心とした市民の地域生活を支援する事業の拠点整備にかかる経費に対し、国交付金額以内を補助	H21	H24
76	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	民間社会福祉施設等 償還金補助金(高齢者 施設)	大阪市管轄老人福祉 施設運営法人	24,404,000	33,685,000	48,422,000	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資するため、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増築に要した費用に係る借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して交付する	補助対象経費については、(独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)の当該年度において償還する元金及び利子の範囲内で交付する(補助率10/10)	S52	H27
77	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	軽費老人ホームサー ビス提供費補助金	大阪市所管軽費老人 ホーム運営法人	543,280,000	587,289,000	593,323,000	軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、サービス提供に要する費用等に充当する経費を補助し、施設の安定的な運営を図ることにより、利用者の処遇を確保することを目的とする	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、入所者負担にあたるサービス提供費等を施設へ補助する	S44	H26
78	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	特別養護老人ホーム 整備費補助金	社会福祉法人	3,325,303,000	2,377,535,000	2,820,321,000	特別養護老人ホーム施設整備を図るための事業に対し補助金を交付	特別養護老人ホーム施設整備経費に対し、定員1人あたり(ショートステイを含む)3,712千円を乗じた額以内を補助	S48	H27
79	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課外	民間社会福祉施設 中規模整備費補助金	社会福祉法人	6,430,000	6,430,000	6,430,000	施設の整備及び設備の改善に要する費用の一部を助成することにより、利用者の福祉向上に資することを目的とする	施設を運営する社会福祉法人に対して、施設の整備及び設備の補修等に要する費用の3/4以内の額を補助 上限 入所施設643万円 通所施設343万円	H5	H25
80	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	小規模多機能型居宅 介護拠点等整備費補 助金	社会福祉法人 等	587,000,000	195,000,000	146,250,000	小規模多機能型居宅介護拠点等整備を図るための事業に対し補助金を交付	小規模多機能型居宅介護拠点等整備にかかる施設整備費などに対し、府基金及び国交付金額以内を補助	H18	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
81	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課	特別養護老人ホーム 等緊急整備促進助成	社会福祉法人 等	762,731,000	492,210,000	469,450,000	施設等用地の取得が困難なため、施設等用地確保のための定期借地権を設定し、一時金を支出した場合に助成を行うことにより、用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る 円滑な施設の開設のためには、施設のハード整備と一体的に、早期からの開設準備が重要であり、その開設準備経費を助成することで、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的とする	特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護拠点を開設する社会福祉法人等が定期借地権を設定し、一時金を支出した場合に一時金の一部を助成する 特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護拠点を開設する社会福祉法人等が施設の開設前に支出する看護・介護職員等の雇い上げ等の開設準備に伴う経費を助成する	H22	H25
82	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	老人クラブ育成補助金	(一社)大阪市老人クラブ連合会	111,997,000	121,057,000	141,345,000	(一社)大阪市老人クラブ連合会が実施する老人クラブの活動促進事業に対し、予算の定めるところにより、事業費の一部を補助することにより、本市の区域内で組織されている老人クラブの育成を図ることを目的とする	老人クラブ育成のため、(一社)大阪市老人クラブ連合会・各区老人クラブ連合会・単位老人クラブが実施する事業に対して予算の範囲内で補助	S32	H27
83	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	地域高齢者活動拠点 (老人憩の家)提供事業助成	老人憩の家運営委員会	53,900,000	162,498,000	162,936,000	地域高齢者活動拠点提供事業に助成し、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とする	地域の高齢者が健康づくりや仲間づくり、ボランティア活動などを通じて生きがいを持って元気で自立した生活を送るため、高齢者自らが行う自主活動の場を提供することにより、高齢者の心身の健康の増進を図ること等を目的とし助成する。(補助率1/2)	S44	H27
84	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	指定老人憩の家運営補助金	単位老人クラブ外	0	0	255,000	常設老人憩の家の基準には満たないが、高齢者に対し教養の向上、レクリエーション等のための場を提供することにより、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とする	指定老人憩の家の管理運営にかかる経費を年額15,000円を限度に補助	S46	H23
85	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	大阪市高齢者就業機会確保事業補助金	(公社)大阪市シルバー人材センター	48,400,000	48,400,000	58,800,000	高齢者が自己の労働能力を活用し、働く機会の確保、生きがいの充実、健康と福祉の増進を図ることを目的として交付する	高齢者就業機会確保事業にかかる経費の一部を補助	S58	H27
86	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	シルバーボランティアセンター運営事業補助金	(一社)大阪市老人クラブ連合会	1,797,000	2,813,000	2,815,000	高齢者が自己の経験や能力を生かしたボランティア活動に参加し、生きがいの充実、地域社会への貢献を図ることを目的として交付する	シルバーボランティアセンターの運営にかかる経費について予算の範囲内で補助	S60	H27
87	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	老人憩の家改修整備補助金	老人憩の家運営委員会	11,000,000	11,000,000	13,289,000	「老人憩の家設置運営基準」に基づき設置運営されている老人憩の家の老朽化によって運営管理上に支障があるものの補修、改修または整備に要する費用を補助することにより高齢者の余暇活動の向上と心身の健康の増進を図ることを目的とする	老人憩の家の改修整備に際して、1箇所当たり1,100千円を限度に補助(補助による改修後15年以上経過し、なお補助の必要がある場合は再度の補助が可能)老人憩の家の段差改修等整備に際して、1箇所当たり327千円を限度に補助	S63	H27
88	福祉局 高齢者施策部 いきがい課	高齢者入浴利用料割引事業補助金	市内公衆浴場	45,776,000	46,984,000	0	高齢者入浴割引事業を実施する公衆浴場に対して、補助金を交付することにより、高齢者が利用しやすい入浴機会を設け、高齢者の健康増進と孤独感の解消の一助とするともに、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする	本市の区域内に住所を有する70歳以上の高齢者を対象に原則として月2回の入浴利用料割引を実施する浴場に対し、利用者1人当たりの入浴利用料金80円及び当該事業に係る広告費等(1浴場あたり1,500円を上限)を助成する	H24	H26
89	福祉局 高齢者施策部 介護保険課	社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減事業補助金	社会福祉法人等	60,539,000	56,590,000	46,805,000	社会福祉法人等の協力により特に生計の困難な方への利用者負担の軽減を行った費用の一部についての補助	社会福祉法人等の協力により特に生計の困難な方への利用者負担の軽減(所得によって1/2~1/4)を行った費用の一部についての補助	H12	H27
90	健康局総務部 総務課	大阪バイオサイエンス研究所運営補助金	(公財)大阪バイオサイエンス研究所	318,536,000	468,536,000	626,027,000	大阪バイオサイエンス研究所がバイオサイエンスに関する研究調査をはじめ、研究者を養成すること等の事業の運営に対し、その経費の一部を補助することにより、バイオサイエンスの進歩発展を促し、もって学術研究の進展、並びに科学技術の振興に寄与することを目的とする	大阪バイオサイエンス研究所が行う、バイオサイエンスに関する研究及び調査や研究者の養成などの事業の運営に対して、その必要な費用の全部又は一部について、予算の範囲内で交付する	S61	H26

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
91	健康局総務部 総務課	滞在外国人医療相談 事業補助金	(特非) AMD A 国際 医療情報センター	0	0	425,000	本市における外国人に対する医療の相談事業の必要性が高まってきており、無料で情報提供することにより、滞在外国人の福祉の向上に資することを目的とする	日本に滞在する外国人または外国人を受け入れている医療機関等から、電話により医療・医事相談を受け、言葉が通じる医療機関の紹介や、医療・福祉制度の説明など情報を提供する事業に対して、その必要な費用の一部について、予算の範囲内で交付する	H6	H23
92	健康局 健康推進部 健康施策課	大阪市夜間歯科救急 診療支援事業補助金	(社) 大阪府歯科医師 会	7,314,000	11,134,000	11,164,000	夜間の急な歯痛や、転倒などによる歯牙や顎部の外傷など、夜間における口腔疾患に対応する、歯科救急診療体制の確保を図ることを目的とする	(社) 大阪府歯科医師会が実施する、夜間歯科救急診療事業における経費の一部を助成する	H16	H26
93	健康局 健康推進部 健康施策課	大阪市救急医療対策 事業設備整備費補助 金	二次救急医療機関	29,528,000	29,528,000	32,829,000	入院治療等が必要な重症患者の受入れを行う二次救急医療機関において医療機器等の整備を行い、救急医療の確保を図ることを目的とする	国・府の補助金交付要綱に基づき、救急医療に必要な医療機器の購入費用の一部を助成する	H12	H27
94	健康局 健康推進部 健康施策課	大阪府医師会看護師 充足養成事業補助金	(社) 大阪府医師会	0	0	17,100,000	(社) 大阪府医師会が同会の看護師養成施設において実施する看護師充足養成事業に対し、その経費の一部を補助することにより、看護師を養成し市内医療機関等における看護要員の充足を図り、もって本市の医療水準を向上させ安定した医療の確保に寄与することを目的とする	(社) 大阪府医師会が看護師養成施設において実施する看護師充足養成事業に対し、その必要な費用の一部について、予算の範囲内で交付する(補助率1/2)	S41	H23
95	健康局 健康推進部 健康づくり課	在宅寝たきり高齢者 訪問歯科診療事業補 助金	(社) 大阪府歯科医師 会	6,072,000	7,500,000	7,500,000	(社) 大阪府歯科医師会が実施する在宅寝たきり高齢者訪問歯科診療事業に対して補助金を交付することにより、大阪市内の在宅寝たきり高齢者に対する歯科診療機会の確保を目的とする	(社) 大阪府歯科医師会が行う在宅寝たきり高齢者訪問歯科診療事業に対し、その必要な費用の一部について、予算の範囲内で交付する	H6	H27
96	健康局 健康推進部 健康づくり課	健康増進活動事業補 助金	健康指標の改善につ ながる活動等を行う 団体	6,040,000	6,552,000	6,552,000	市民の健康寿命の延伸及び普及啓発活動を通しての健康づくり並びに市民の健康の保持と増進を図ることを目的とする。	「喫煙率の減少」、「肥満者の減少」、「運動習慣者の増加」、大阪市民の健康指標の改善につながる活動に対し、その必要な費用の一部について、予算の範囲内で交付する	H23	H25
97	健康局 健康推進部 健康づくり課	大阪府医師会事業補 助金	(社) 大阪府医師会	0	0	3,000,000	市民が安心して暮らすことができるよう、地域医療諸活動や健康情報などを広く発信することで地域医療の推進を図っており、本市における保健医療行政の推進に一定の効果をもたらすためその経費の一部を補助する	(社) 大阪府医師会が行う地域医療の推進発展、地域保健の向上に関する事業の運営に対し、その必要な費用の一部について、予算の範囲内で交付する	S25	H23
98	健康局 健康推進部 健康づくり課	公衆衛生活動事業補 助金	公衆衛生事業者	10,150,000	11,180,000	13,000,000	地域住民が安心して暮らすことができるよう、地域住民に対し健康情報などをきめ細かく発信することで、公衆衛生の推進を図っており、本市における公衆衛生の推進に一定の効果をもたらすためその経費の一部を補助する	大阪市内において実施する公衆衛生活動事業に対し、その必要な費用の一部について、予算の範囲内で交付する	S45	H27
99	健康局 健康推進部 生活衛生課	公衆浴場衛生向上対 策助成	市内公衆浴場	51,750,000	54,150,000	54,750,000	利用者が少ない中で適切な衛生水準を維持している市内の一般公衆浴場に対して衛生向上にかかる経費を対象に助成金を交付することにより、衛生向上を図り、もって市民の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	1日平均利用者数が200人以下で適切な衛生水準を維持している施設に対して濾過器の濾材交換にかかる経費等の衛生向上にかかる経費(上限30万円)の1/2を助成(上限15万円)	S49	H27
100	健康局保健所 管理課	大阪市医療機器整備 助成事業補助金	大阪府済生会野江病 院 外	20,000,000	20,000,000	35,000,000	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構が交付する助成金を受けて、市内に開設されている公的な病院に対し、慢性閉塞性肺疾患に係る医療機器の整備に要する経費を助成することにより、当該疾患に関する医療水準の向上を図り、もって当該疾患の予防並びに健康の回復・保持及び増進に資することを目的とする(国機関の10/10補助)	公的病院に対して、慢性閉塞性肺疾患に関する医療水準向上のための医療検査機器(10品目)の整備に要する経費を助成し、当該疾患の予防及び患者の健康回復等に資する 公的病院(国機関の指定有)を対象に1病院あたり20,000千円を上限額として実施している	H4	H27
101	健康局保健所 感染症対策課	結核定期健康診断補 助金	私立学校・社会福祉 施設	2,436,000	2,341,000	1,806,000	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条の規定に基づき、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用に対して補助を行う	定期の健康診断の費用に対して、政令の定めるところにより、その2/3を補助する	S26	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
102	健康局保健所 感染症対策課	アイバンク事業補助 金	(財)大阪アイバンク	0	0	567,000	アイバンク事業周知によって献眼者の増加を図り、 もって公衆衛生の向上、地域保健行政の充実と推進 を図ることを目的とする	(財)大阪アイバンクが実施する普及啓発事業に対 し、1/2相当額を補助する(上限567,000円)	S39	H23
103	健康局保健所 感染症対策課	腎臓バンク事業補助 金	(公財)大阪腎臓バン ク	0	0	567,000	腎臓バンク事業周知によって、腎臓提供者の増加を 図り、もって公衆衛生の向上、地域保健行政の充実 と推進を図ることを目的とする	(公財)大阪腎臓バンクが実施する普及啓発事業に対 し、1/2相当額を補助する(上限567,000円)	S57	H23
104	こども青少年局 企画部青少年課	青少年指導員活動補 助金	校下青少年指導員会	17,937,000	44,129,000	0	地域における青少年の非行防止をはじめとする健全 育成をめざして、地域に根ざした本市の青少年活動 の活性化を図る	地域における青少年の指導・相談、街頭啓発活動、 スポーツ大会、野外活動などの事業に対して補助を 行う	H24	H26
105	こども青少年局 企画部 青少年課	大阪市子どもの家事 業補助金	子どもの家事実施 者	164,832,000	170,186,000	179,933,000	子どもたちの健やかな成長と児童福祉の向上を図る	地域の児童の放課後における健全育成を目的に、社 会福祉法人や地域社会福祉協議会等が実施する放課 後事業(留守家庭児童対策と全児童施策を同時に実 施)に対して、補助金を交付する	H1	H25
106	こども青少年局 企画部 青少年課	大阪市留守家庭児童 対策事業補助金	留守家庭児童対策事 業実施者	324,991,000	344,370,000	365,724,000	留守家庭児童の健全育成を図るため、保護者等に おいて、場所、指導員等を確保し、留守家庭児童対 策事業を実施するものに対し、運営経費の一部を補 助し事業の推進を図る	留守家庭児童を対象として、保護者に代わりその健 全な育成を図るための事業を実施するものに対し て、これに要する経費を予算の範囲内で補助し、 もって留守家庭児童の健全育成を図る	H19	H25
107	こども青少年局 子育て支援部 管理課 保育企画課	民間児童福祉施設整 備資金借入金利子補 助金	社会福祉法人 外	412,000	1,426,000	2,022,000	民間社会福祉施設の振興を図るため、社会福祉法人 等が(独)福祉医療機構から借り入れた整備資金にか かる利子の支払いに要する資金の補助	社会福祉法人が社会福祉施設を整備するにあたり、 (独)福祉医療機構から借り入れた資金に対する利子 のうち、2%を越える部分を補助している なお、平成16年度より新規の取扱いを取りやめている	S47	H27
108	こども青少年局 子育て支援部 管理課	大阪市民間保育所運 営補助金(一時保育事 業)	社会福祉法人 外	147,541,000	150,810,000	155,418,000	保護者の就労・傷病等に伴い一時・緊急的に保育が 必要な場合に、保育所において保育サービスを提供 し、児童の福祉の増進を図る	児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象と ならない就学前児童で、保護者の就労・傷病等によ り保育を必要とする児童を対象とし、保育所におい て保育サービスを提供する	H2	H27
109	こども青少年局 子育て支援部 管理課	大阪市民間保育所運 営補助金(休日保育事 業)	社会福祉法人 外	29,510,000	31,839,000	33,270,000	休日における保護者の就労・傷病等による保育需要 に対応するため、保育所において保育サービスを提供 し、児童の福祉の増進を図る	原則として児童福祉法第24条の規定による保育の実 施児童で、休日等においても保育に欠ける児童を対 象とし、保育所において保育サービスを提供する ただし、事業に支障が生じない範囲内でそれ以外の 児童も対象としている	H15	H27
110	こども青少年局 子育て支援部 管理課	不妊治療費助成	特定不妊治療受療者	452,250,000	410,705,000	321,975,000	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用 の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込 がないか又は極めて少ないと医師に診断された大阪市 に住所を有している法律上の婚姻をしている夫婦 で、夫婦合算の総所得金額が730万円未満の者に対 して、特定不妊治療に要した費用を、1回の治療につ き15万円まで、1年度あたり2回(1年目は年3回)、通算5 年間、通算10回を限度に助成する	H16	H27
111	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 保育企画課 保育所運営課	民間社会福祉施設職 員給与改善費補助金 (児童福祉施設)	社会福祉法人 外	0	127,297,000	317,715,000	民間社会福祉施設職員の処遇改善を図り、あわせて 施設入所者の処遇向上に資するため	民間社会福祉施設のうち措置費支弁対象施設にお ける国及び本市の定める配置基準内の職員に給与につ いて、本市格付基準と措置費格付基準との差額を補 助	S48	H24
112	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 保育企画課	民間社会福祉施設産 休等代替職員費補助 (児童養護施設等)	社会福祉法人 外	15,960,000	18,826,000	20,317,000	児童福祉施設の職員が出産又は傷病のため、長期間 にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職 員の職務を行わせるための産休等代替職員の臨時的 な任用経費を補助することで、職員の母体保護及び 専心療養の保証を図りつつ、施設における入所児童 等の処遇を適正に確保する	任用を承認した産休等代替職員にかかる費用とし て、賃金の日額単価5,920円(調理員は5,320円)を上 限とする実支出額に、その産休等代替職員がその任 用承認期間の範囲内において当該児童福祉施設に勤 務した日数を乗じて得た額を補助する	S51	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は 次回検証年度
113	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	大阪市母子寡婦福祉 大会事業補助金	(社)大阪市母と子の 共励会	0	0	700,000	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と福祉の向上と 自立促進を図る	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定、向上と、母子 寡婦福祉団体の果たすべき役割と活力ある組織の強 化や大会参加者が大会で得た知識を地域で生かす等 を目的として大阪市のひとり親家庭及び寡婦を対象 に(社)大阪市母と子の共励会が開催する大阪市母子 寡婦福祉大会にかかる経費等の補助を予算の範囲内 で行う	S45	H23
114	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	大阪市母子家庭自立 支援給付金事業補助 金(大阪市母子家庭自 立支援教育訓練給付 金)	母子家庭等の母等	1,118,000	1,034,000	1,560,000	母子家庭等の母等の安定した就労のため、職業能力 開発を支援する	自立支援教育訓練給付金・対象講座の受講料の2割相 当額を支給(上限10万円、下限4千円)	H15	H27
115	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	大阪市民間児童福祉 施設予備職員等雇用 費補助金(栄養士)	社会福祉法人	1,611,000	3,213,000	3,206,000	民間社会福祉施設がその運営の充実を図るために定 数外の常勤職員及び非常勤嘱託を雇用する費用を補 助することにより利用者の処遇向上を図る	施設運営の充実を図るための、定数外職員に対する 補助を行う	S47	H27
116	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	大阪市民間児童福祉 施設予備職員等雇用 費補助金(乳児院夜間 勤務)	社会福祉法人	0	17,637,000	17,637,000	夜間勤務等の軽減に資するため夜間勤務職員を雇用 する費用を補助することにより、業務の負担軽減を 図る	施設運営の充実を図るための、定数外職員に対する 補助を行う	S47	H24
117	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	私立幼稚園就園奨励 費補助金	私立幼稚園設置者	2,367,048,000	2,329,829,000	2,119,863,000	私立幼稚園に在園する園児の保護者が納付すべき保 育料等の負担軽減を図ることにより、就園を奨励 し、幼稚園教育の振興に資することを目的とする	市内に居住し、私立幼稚園に就園する3・4・5歳児及び 満3歳児を扶養している保護者の負担する入園料及び 保育料の償還を行う設置者に対し、保護者の所得に 応じて補助を行う	S47	H27
118	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	私立幼稚園幼児教育 費補助金	私立幼稚園設置者	275,283,000	288,896,000	268,271,000	私立幼稚園に在園する園児の保護者が納付すべき保 育料等の負担軽減を図ることにより、就園を奨励 し、幼稚園教育の振興に資することを目的とする	就園奨励費対象外のもので市内に居住し、私立幼稚園 に就園する3・4・5歳児及び満3歳児を扶養している保 護者が負担する入園料及び保育料の償還を行う設置 者に対し、保護者の所得に応じて補助を行う	S46	H27
119	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	大阪市家庭保育・ベ ビーセンター助成事 業補助金	家庭保育及びベビ ーセンター実施者	0	80,013,000	98,639,000	家庭保育・ベビーセンターの運営責任者に対し保育 費等の一部を助成することにより、保育需要を充足 しえない地域において保育所の機能を補足し、乳幼 児を健康かつ安全に保育して児童の福祉増進を図る	本市が承認した施設に対して施設運営に要する費用 (保育費・嘱託医手当)を補助する	S33	H24
120	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	大阪市民間保育所等 運営補助金(長時間保 育対策費)	社会福祉法人 外	710,880,000	678,057,000	654,594,000	保護者の就労形態が多様化したことによる長時間保 育需要に対応するため、長時間保育の内容充実を図 り、もって民間保育所の健全な施設運営と入所児童 の処遇向上を図ることを目的とする	基本保育時間の8時間を超えて11時間までの長時間保 育にかかる、必要な担当保育士等の人件費(超過勤務 手当を含む)等を補助し、長時間保育の内容充実と次 世代育成支援行動計画に掲げる延長保育事業への促 進を図る	S45	H27
121	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	大阪市民間保育所等 運営補助金(予備保育 士常勤化促進事業)	社会福祉法人 外	267,444,000	262,480,000	248,538,000	入所児童の処遇向上を図るため、国の運営費におい て非常勤保育士とされている予備保育士の常勤雇用 を促進させる	予備保育士について常勤職員の配置を促すため国単 価(非常勤)との差額を補助する	S63	H27
122	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	大阪市民間保育所等 運営補助金(嘱託医配 置円滑化事業)	社会福祉法人 外	45,348,000	44,232,000	43,097,000	入所児童の処遇向上を図るため、児童福祉施設最低 基準に定められた嘱託医の確保を円滑にする	民間保育所の嘱託医雇用にかかる経費の本市基準と 国基準の差額を上限に補助する	S45	H27
123	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	大阪市民間保育所等 運営補助金(延長保育 事業)	社会福祉法人 外	741,717,000	709,945,000	662,151,000	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に伴う 保育時間の延長に対する需要に対応するため、民間 保育所における保育時間の延長を図ることにより福 祉増進を図る	開所時間11時間超の民間保育所に対し、開所時間延 長に必要な担当保育士の人件費(超過勤務手当を含 む)等を補助する	H6	H27
124	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	私立保育園連盟運営 補助金	(社)大阪市私立保育 園連盟	0	0	14,700,000	(社)大阪市私立保育園連盟が実施する市民及び市内 の全民間保育園への各種情報提供などの事業に対 して補助し、市民の保育ニーズに応え、もって児童福 祉施策の推進を図る	(社)大阪市私立保育園連盟が実施する、市民や保育 園に対する情報発信、苦情解決に向けた助言指導な どに対する補助	H18	H23

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
125	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	民間社会福祉施設等 償還金補助金	社会福祉法人	6,286,000	6,465,000	6,644,000	民間社会福祉施設の入所者等の処遇の維持・向上及び経営の安定化の促進に資するため、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増築に要した費用に係る借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して交付する	補助対象経費については、(独)福祉医療機構から貸し付けを受けた福祉貸付資金(建築資金、設備整備資金に限る)の当該年度において償還する元金及び利子の範囲内で交付する(補助率10/10)	H6	H27
126	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課 こども家庭課	民間保育所中規模施設 設備費補助金	社会福祉法人 外	16,720,000	23,580,000	47,160,000	保育所の整備及び設備の改善を図る事業に助成することにより、利用者の福祉向上に資することを目的とする	社会福祉法人が実施する保育所の整備及び設備の改善に要する費用の3/4を乗じた額を補助	S54	H27
127	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	民間保育所整備費補助 金	社会福祉法人 外	3,022,198,000	2,366,712,000	1,566,330,000	安心こども基金を活用した民間保育所等建設や増改築にかかる経費の一部を助成し、保育所整備を促進する	保育所整備にかかる経費について補助を行う	H21	H27
128	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	民間保育所賃料等補助 金	社会福祉法人 外	0	7,180,000	7,180,000	保育所設置を促進し保育所入所待機児童の解消を図る	賃貸物件を利用した保育所整備を行う場合、建物の賃借にかかる経費について設置後10年未満の保育所に対し補助を行う	H13	H24
129	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	民間児童福祉施設耐 震診断助成	社会福祉法人 外	10,000,000	19,000,000	19,000,000	施設の耐震化を促進し、児童の安全を確保する	昭和56年5月31日の耐震基準の適用以前に建設された建物について、耐震化の促進を図るため、耐震診断にかかる費用の一部を補助する	H22	H27
130	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	保育ママ開設準備補 助金	保育ママ実施者	1,800,000	10,000,000	0	保育ママ事業における保育室を開設するにあたり、消耗品等購入費用を補助することにより保育室の開設を促進する	保育ママ事業における保育室を開設するにあたり、保育に必要な消耗品等(ベビーベッド、ベビーサークル等)の購入費用を20万円を上限に補助する	H24	H27
131	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	保育ママ開設時施設 改修補助金	保育ママ実施者 (10人定員施設設置者)	18,000,000	0	0	保育ママ事業における保育室(10人定員)を賃貸物件等にて開設するにあたり、保育室改修費用を補助することにより保育室の開設の促進をする	保育ママ事業における保育室を開設するにあたり、保育を行う際に必要な保育室の改修費用(幼児用トイレ、沐浴槽の設置等)を200万円を上限に補助する	H25	H27
132	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	民間児童福祉施設改 修等事業補助金	社会福祉法人 外	4,310,000	109,110,000	0	安心こども基金を活用し、耐震補強等改修にかかる費用の一部を助成することで、民間児童福祉施設の耐震化を促進する	耐震補強等改修にかかる必要な経費の補助を行う	H24	H27
133	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	低年齢児保育実施保 育所看護師等雇用費 補助金	社会福祉法人 外	215,500,000	0	0	低年齢児保育を実施する保育所における児童の健康管理、感染症の予防、体調不良時や負傷時の対応等の取組みを充実させ、児童の安全を確保する	乳児9人以上が入所する保育所に対し、看護師又は保健師を配置するために必要となる経費(保育士配置基準の内数となっているものを除く)を補助する	H25	H27
134	こども青少年局 子育て支援部 保育企画課	民間保育所賃料補助 金	民間保育所を設置運 営する法人	3,750,000	0	0	賃貸物件で保育所を新設する場合に賃料の一部を補助することにより、保育所整備を促進させ、待機児童の解消を図る	安心こども基金を活用した賃貸物件による民間保育所の設置運営のために賃料補助を行う	H25	H25
135	こども青少年局 子育て支援部 保育所運営課	大阪市民間保育所運 営補助金(障がい児保 育事業)	社会福祉法人 外	477,470,000	502,142,000	480,532,000	民間保育所の補助事業者に対し、人件費を助成し、障がい児の入所をより円滑にすることを目的とする	障がい児を受け入れた保育所に対し、その運営に必要な人件費として障がい児3名につき正規保育士1名分3,270,160円、2名につきアルバイト1名分1,776,000円、1名につきパート1名分888,000円の補助	S47	H27
136	こども青少年局 子育て支援部 保育所運営課	大阪市民間保育所運 営補助金(障がい児保 育研修事業)	社会福祉法人 外	4,107,000	0	0	障がいのある乳幼児の民間保育所への入所を円滑にするために実施する、障がい児保育の研修受講を促進するため研修代替職員の人件費を補助する	民間保育所において障がい児保育の研修受講の際、当該研修期間中の職員配置を補うための代替職員に要する人件費に相当する(一日当たり7,130円)補助金を交付する	H25	H27
137	ゆとりとみどり 振興局文化部 文化振興担当	(公財)文楽協会補助 金	(公財)文楽協会	39,000,000	39,000,000	52,000,000	日本を代表する伝統芸能として、国の重要無形文化財であり、ユネスコ世界無形遺産にも指定されている「人形浄瑠璃文楽」の発展・振興を図るため、文楽の公開・普及・伝承者の育成等の運営を行う公益財団法人文楽協会に対し、支援を行う	(1)文楽協会が一層の集客を図り、結果、大阪公演の有料入場者数が一定数を上回る成果を果たした場合、予算を上限として集客数に連動して対象経費(管理費)に対し補助を行う (2)文楽協会に所属する芸芸員の活動に必要な経費のうち、対象経費(活動助成費)の1/2を府市折半で予算額を上限として補助	S37	H26

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
138	ゆとりとみどり 振興局文化部 文化振興担当	大阪フィルハーモ ニー協会補助金	(公社)大阪フィル ハーモニー協会	77,000,000	99,000,000	110,000,000	大阪フィルハーモニー協会の自立化に向けた演奏事 業収入の拡大等の取り組みに対し支援を行う	大阪フィルハーモニー協会の公演事業にかかる経費 の1/2以内かつ予算額を上限として補助	S35	H26
139	ゆとりとみどり 振興局文化部 文化振興担当	大阪市芸術活動振興 事業助成金	舞台芸術活動等を行 う団体及び個人	19,000,000	19,000,000	19,000,000	文化の向上と文化的創造に寄与すると認められる舞 台芸術活動等を支援・助成することにより、芸術文 化活動の水準向上と発展を図るとともに市民の文 化・芸術の振興並びに鑑賞機会の充実を図る	審査基準を満たし審査において認められた芸術活動 を実施するために必要となる経費の一部を助成	H4	H25
140	ゆとりとみどり 振興局文化部 文化振興担当	大阪市ユースオーケ ストラ運営補助金	大阪市ユースオーケ ストラ	0	0	1,840,000	青少年による交響管弦楽の演奏を通じ、青少年の情 操陶冶に資すると共に音楽文化の向上に資すること を目的として活動している大阪市ユースオーケス トラに対し、支援を行う	大阪市ユースオーケストラを運営するために必要と なる経費のうち、対象経費(人件費、楽器・楽譜整備 費、練習場費、備品費、演奏会費、合宿費、会議 費、事務費)の1/2以内かつ予算額を上限として補助	S49 以前	H23
141	ゆとりとみどり 振興局緑化推進部 協働課	児童遊園整備費補助 金	児童遊園等を維持す ることを目的に、地 域住民で自主的に組 織された団体等	8,438,000	14,100,000	15,750,000	既設児童遊園等の遊具その他の設備の管理・更新又は 増設に対して補助することで、児童に適切な遊び 場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資す ることを目的とする	児童遊園等を維持管理する団体等に対し、予算の範 囲内で一年につき、児童遊園の面積が150㎡以上で15 万円、150㎡未満で7万5千円を上限として補助する	S48	H26
142	ゆとりとみどり 振興局緑化推進部 協働課	児童遊園活動費補助 金	児童遊園等を維持す ることを目的に、地 域住民で自主的に組 織された団体等	2,360,000	4,120,000	8,360,000	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自 主的に組織された団体等に対して活動費を補助する ことで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育 成と各種の事故防止に資することを目的とする	児童遊園等の維持管理するための活動にかかる経費 を補助対象とし、2分の1以内かつ上限を2万円とする	S48	H26
143	ゆとりとみどり 振興局緑化推進部 協働課	保存樹、保存樹林等 補助金	保存樹・保存樹林等 所有者	1,000,000	1,000,000	3,000,000	保存樹・保存樹林等貴重な緑の保全、育成を図るた めに維持管理を行う者に対し、必要な経費の一部を 助成することにより、都市の自然的環境の保全、維 持及び景観の向上に寄与することを目的とする	大阪市の指定の保存樹・保存樹林及び文化財保護法 に基づいて指定された樹木の保全を図るために維持 管理を行う者に対し、予算の範囲内で1年につき助成 額10万円を限度として、1/2以内の額を助成する	H3	H27
144	ゆとりとみどり 振興局スポーツ部 競技スポーツ担当	競技力向上事業補助 金	競技力向上の取り組 みを行う団体・事業 者	23,400,000	23,400,000	0	競技大会の開催・指導者育成事業の実施等、競技力 向上の取り組みを行う団体・事業者に対し補助を行 うことで、賑わいづくりとスポーツ振興の相乗効果 を図り、スポーツによる都市魅力を創出することを 目的とする	本市競技施設などを活用し、競技大会の開催等、総 合的に競技力の向上を図る事業に対し、事業費の50% 以内かつ国体種目・オリンピック種目については上 限550千円、その他の種目については225千円を上限 に補助を行う	H24	H26
145	ゆとりとみどり 振興局スポーツ部 競技スポーツ担当	スポーツを通じた青 少年の育成事業補助 金	スポーツを通じた青 少年の育成を図る団 体・事業者	800,000	800,000	0	青少年を対象とする様々な種目における競技大会な どを実施する団体・事業者に対し補助を行うこと で、青少年のスポーツに対する興味を高めるととも に、ジュニア層の競技力の向上を図ることを目的と する	複数の種目において、大阪市内全域にわたり、ス ポーツを通じて青少年育成に寄与する事業に対し、 事業費の50%以内かつ800千円を上限に補助を行う	H24	H26
146	ゆとりとみどり 振興局スポーツ部 競技スポーツ担当	スポーツを通じた賑 わいづくり事業補助 金	本市で開催される競 技大会において集客 力向上を図る団体・ 事業者	2,500,000	2,500,000	0	競技大会において賑わいブースの設置等、賑わいの 創出を行う団体・事業者に対し補助を行うことで、 地域経済の活性化にも効果がある競技大会への集客 増とスポーツの振興を図ることを目的とする	本市が指定する競技大会において、競技団体等と連 携して実施する賑わいづくり事業に対して、事業費 の50%以内かつ大規模競技大会においては1,500千円 を上限に、中規模の競技大会においては500千円を上 限として補助を行う	H24	H26
147	ゆとりとみどり 振興局スポーツ部 競技スポーツ担当	スポーツにおける都 市間交流事業補助金	スポーツにおける都 市間交流事業に参加 する団体	1,500,000	1,500,000	0	スポーツにおける都市間交流を行う団体に対し補助 を行うことで、競技力の向上、競技団体間の交流を 図ることを目的とする	各都市対抗の競技大会に参加し、競技力の向上を図 る事業に対して、事業費の50%以内かつ150千円を上 限に補助を行う	H24	H26

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は 次回検証年度
148	経済局総務部 企画課	成長産業チャレンジ 支援事業補助金	市内中小企業若しくは 市内中小企業を1社 以上含む共同体	0	22,418,000	140,000,000	企業が将来の成長を期待される「環境・エネルギー」 分野及び「健康・医療」分野において新規事業へチャ レンジしやすい環境を整えるため、技術・製品・ビ ジネスアイデアの事業可能性検証から研究開発、試 験導入までを対象として、その費用の一部を補助す ることにより事業実施を促し、次代の大阪経済を牽 引する成長産業の創出につなげていくことを目的と する	・事業可能性検証事業：中小企業が構想している技 術・ビジネスアイデアの事業可能性を検証する事業 を補助 補助率1/2、上限2,000千円まで補助 ・リーディングプロジェクト推進事業：将来の市場 拡大が期待され、中小企業の特つ優れた技術・ノウ ハウ・アイデアを存分に生かすことができる分野に おいて、その成長を牽引する研究開発事業を補助 補助率1/2、上限30,000千円まで補助 ・トライアル事業：導入コストが大きく、性能・効 果等に対する評価が定まっていない新たな技術を取り 入れた革新的な製品・サービスの社会への浸透・ 普及促進につながる試験導入事業を補助 補助率1/2、上限10,000千円まで補助 ※新規受付分については停止	H23	H24
149	経済局総務部 国際経済課	A T C 公共的空間整 備事業補助金	アジア太平洋トレ ードセンター(株)	17,468,000	17,631,000	19,746,000	市民の憩いの場として利用されているオズパーク(海 浜公園)について、その公共性並びにコスモスクエア 地区への集客力向上など公共の福祉を増進し、地域 経済の活性化に資することを目的とする	海浜公園として開放されているオズパークの管理運 営にかかる必要経費の1/2について予算の範囲内で補 助	H6	H27
150	経済局総務部 国際経済課	地域貿易等促進セ ンター運営事業補助金	アジア太平洋トレ ードセンター(株)	0	0	120,512,000	センターの運営に必要な経費の一部を助成し、市内 の貿易促進ならびに海外企業の大阪進出を図り大阪 経済の活性化に資することを目的とする	センターを運営するために必要と認められる施設賃 借料、共益費について予算の範囲内で補助	H6	H23
151	経済局総務部 国際経済課	貿易及び海外企業等 進出促進事業補助金	アジア太平洋トレ ードセンター(株)	0	0	500,091,000	本市貿易の振興及び本市への海外企業等の進出を促 して、本市経済の国際化、活性化に資すること並び にコスモスクエア地区の活性化を図り貿易関連の中 小企業及び海外企業等の集積を高め、アジア太平洋 トレードセンターへの貿易関連企業の入居を促進さ せることを目的とする	A T C への貿易関連企業の入居にあたり、賃借料の 減額を行う A T C (株) に対し、標準賃賃料と優遇賃 賃料の差額について予算の範囲内で補助	H6	H23
152	経済局総務部 都市農政センター	水源対策事業補助金	農業団体 外	4,377,000	4,702,000	6,002,000	生産緑地地区内農地において、単に生産機能のみなら ず、貴重な自然・緑地空間であり環境保全や防災 にも資するなど、多面的な役割を担っている農地の 保全を図るために、安定的に農業用水を確保するこ とを目的とする	農業用井戸及びこれに付属する施設の新設又は改良 事業に要する経費の1/2以内、上限130万円として補 助	S33	H27
153	経済局産業振興部 産業振興課	(公財)大阪市中小企 業勤労者福祉サービ スセンター管理運営 事業補助金	(公財)大阪市中小企 業勤労者福祉サービ スセンター	20,000,000	40,000,000	52,000,000	(公財)大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター に対し、市内中小企業勤労者等の福祉の充実を図る という法人目的を達成するのに必要な管理運営にか かる事業費を補助することにより、市内中小企業の 育成・支援、ひいては本市産業の振興に資することを 目的とする	(公財)大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター の管理運営のうち、人件費(役員報酬・給与・手当・ 福利厚生費)、管理維持費(旅費交通費・通信運搬費・ 消耗品費・消耗什器備品費・印刷製本費・負担金支 出・委託料・会議費・手数料・賃賃料・報償費)とする 25年度 補助率：1/2以内 補助限度額：2,000万円	H1	H27
154	経済局産業振興部 産業振興課	商店街等活性化支援 事業補助金	市内商店街・小売市 場等	26,525,000	30,000,000	37,000,000	商店街等が、新たな魅力づくりに向け、中長期的な 観点のもと、知恵と工夫を活かして取り組むソフト 事業を支援することにより、地域経済の振興発展に 寄与することを目的とする	対象者：市内商店街・小売市場等 対象範囲：商店街等が活性化に向けて実施するソフト 事業にかかる経費 〔基本〕補助率：1/3以内、上限額：100万円 〔少子高齢化に対する社会課題対応モデル事業〕 補助率：1/2以内、上限200万円 〔初期経費相当分100万円、運営経費相当分100万円〕 〔商店街等における外国人観光客受入促進事業〕 案内モニター設置支援事業 〔新規〕補助率：1/2以内、上限額：200万円 〔増設・更新〕補助率：1/2以内、上限額：50万円 商店街マップ制作支援事業 補助率：1/2以内、上限100万円	H19	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
155	経済局産業振興部 産業振興課	商店街共同施設等整備 支援事業補助金	市内商店街・小売市場等	49,400,000	50,000,000	50,000,000	商店街等が、社会的・公共的役割を果たすとともに新たな魅力づくりに向け、知恵と工夫を活かして取り組むハード事業を支援することにより、地域経済の振興発展に寄与することを目的とする	対象者：市内商店街・小売市場等 補助率：対象経費の1/4以内(補修の場合は1/5以内。オープンモール化の場合は1/2以内) 上限額：1,000万円(補修の場合は500万円、オープンモール化の場合は2,000万円)	H5	H27
156	経済局産業振興部 金融課	大阪市中小企業制度 融資代位弁済補助金	大阪市信用保証協会	17,559,000,000	18,591,000,000	27,773,000,000	中小企業者の金融の円滑化に資することを目的とする	代位弁済額の85～100%を補助 ただし、代位弁済額の8割程度は協会から本市に返還(返還金は(株)日本政策金融公庫の保険金(代弁額の約7～9割)、及び回収金)	S17	H27
157	経済局産業振興部 金融課	大阪市中小企業制度 融資信用保証料補助金	大阪市信用保証協会	1,221,419,000	548,517,000	728,906,000	制度融資の円滑な実施に資することを目的とする	大阪市緊急対策資金融資にかかる保証料の一部を補助(平成20年度実施) 特定の制度融資にかかる保証料の一部を補助	S48	H27
158	環境局環境施策部 環境施策課	太陽光発電普及促進 事業補助金	太陽光発電設備を設置する市民及び市内事業者	0	0	220,500,000	家庭・事業所における太陽光発電の普及促進により、温室効果ガスの排出抑制を図ることを目的とする	太陽光発電設備を設置する市民及び市内事業者に対し、発電出力1kWあたり4.2万円の設置費補助を行う(上限額：戸建住宅16.8万円、事業所等84万円)	H21	H23
159	環境局環境施策部 環境施策課	ドライ型ミスト装置 設置補助金	市内中心部(北区、中央区、西区)の公開空地等でドライ型ミスト装置を設置・使用する市民及び事業者	0	0	5,000,000	ドライ型ミスト装置の普及拡大により、ヒートアイランド現象の緩和を図る	市内中心部(北区、中央区、西区)の公開空地、またはクールゾーン(梅田周辺、中之島周辺、本町周辺、心斎橋周辺(長堀通)、道頓堀周辺、天王寺周辺)にドライ型ミスト装置を設置・管理し、夏期に使用する市民及び民間事業者に対し、設置費用の1/3を補助する ただし、補助上限額は1件あたり50万円とする	H22	H23
160	環境局環境施策部 環境施策課	UNEP支援事業補助金(公財)地球環境 センター活動支援補助金	(公財)地球環境センター	35,702,000	57,068,000	86,661,000	(公財)地球環境センターが実施するUNEP国際環境技術センターの支援事業及び国際環境協力事業に要する経費を補助し、UNEP国際環境技術センター誘致時の国際公約を果たすことにより、本市の環境分野における国際協力を推進することを目的とする	UNEP支援事業費、情報提供事業費、研修・シンポジウム事業費、関連機関等交流事業費、役員及び地方自治体からの派遣職員を除く人件費、一般管理費について1/2以内を補助	H3	H25
161	環境局環境管理部 環境管理課	環境保全設備資金 融資代位弁済補助金	大阪市信用保証協会	233,000	316,000	3,903,000	大阪市環境保全設備資金融資の保証に伴う代位弁済により大阪市信用保証協会がこうむる損失を補填することにより、融資制度の円滑な運用を図る	代位弁済額の95%を補助 ただし、代位弁済額の8割程度は協会から本市に返還(返還金は(株)日本政策金融公庫の保険金(代位額の約7～8割)、及び回収金)	S42	H25
162	環境局環境管理部 環境管理課	環境保全設備資金 融資利子補給金	大阪市信用保証協会の保証付融資を受けている中小事業者	0	111,000	342,000	中小事業者の金利負担を軽減することにより、事業者の環境対策を促進し、市民の生活環境の改善を図る	中小規模事業者が公害防止設備の導入、工場移転、低公害車への買い換え等にあたり融資を受ける場合に利子補給を実施。 平成7年1月5日から平成13年3月31日に融資を受けたものは1.5%、平成13年4月1日から平成14年3月31日に融資を受けたものは1.0%、平成14年4月1日から平成19年9月30日に融資を受けたものは0.8%を補助し、平成19年10月1日以降に融資を受けたものは1.5%を超える利子について0.8%を上限として補助	S42	H24
163	環境局環境管理部 環境管理課	テレビ受信障害防止 対策補助金	(財)空港環境整備協会	0	2,554,000	9,995,000	(財)空港環境整備協会が実施する航空機騒音対策事業に要する経費の一部を補助することにより、大阪国際空港周辺における航空機の運行によるテレビ受信障害対策の推進を図る	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害防止等に関する法律」に基づく航空機騒音対策区域内でNHK放送受信料を支払った者に受信料の助成を行う(財)空港環境整備協会に対して補助	S48	H24
164	環境局環境管理部 環境管理課	生活保護等世帯空調 機器稼働費補助金	航空機騒音防止工事を 受けた住宅に居住する生活保護等世帯	72,000	72,000	111,000	航空機による騒音防止工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯に対して空調機器の稼働費の一部を補助することにより、騒音障害の防止・軽減等を図る	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害防止等に関する法律」に基づく航空機騒音にかかる住宅の騒音防止工事を受けた住宅に居住し、電力料金を支払った生活保護等世帯の世帯主に対して、7～10月の電力料金のうちクーラー稼働費相当分を補助(上限1万円)	H1	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
165	環境局環境管理部 環境管理課	空調調和機器機能回復 工事等補助金	航空機騒音防止工事を 受けた住宅の所有者等	0	1,128,000	3,598,000	航空機騒音対策区域に所在し、騒音防止工事を受けた住宅の所有者等に対して空調機の機能回復等に要する経費の一部を補助することにより、航空機の騒音により生じる障害の防止・軽減を図る	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害防止等に関する法律」に基づく航空機にかかる騒音防止工事の実施時に設置した空調機の更新工事1及び更新工事2に要する経費の一部を当該住宅の所有者等に対して補助 国との協調補助であり、事業の取りまとめを行う(独)空港周辺整備機構が所有者等から委任を受けた場合には、同機構あて補助金を支出する	H3	H24
166	環境局環境管理部 環境管理課	土壌汚染対策事業助 成金	汚染原因者でない土 地所有者	7,500,000	7,500,000	7,500,000	土壌汚染対策法に基づく措置の指示により、汚染の除去等の措置を講ずる者に対し助成を行うことにより、市民の健康の保護を図る	土壌汚染対策法第7条の規定により、汚染の除去等の措置を指示された土地所有者(汚染原因者でない者であって、費用負担能力の低い者)に対し、措置に要する費用の3/4以内の額を助成	H15	H26
167	都市整備局企画部 住宅政策課 住環境整備課	大阪市HOPEゾ ン事業・大阪市マ イルドHOPEゾ ン事業協議会助成	船場地区HOPE ゾーン協議会 外	3,695,000	4,055,000	4,525,000	HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業は、本市との協働のもと、地域住民等(住民・企業・まちづくり団体等)が主体となって、居住地魅力の向上やまちなみ整備を図るものであり、当該地域住民等で構成されたHOPEゾーン協議会・マイルドHOPEゾーン協議会が主体的に行う事業に対し助成を行うことにより、地域住民等による自主的なまちづくりの促進を図ることを目的とする	・対象者：HOPEゾーン協議会・マイルドHOPEゾーン協議会(住民・企業・まちづくり団体等により構成された、まちなみ形成を検討し事業を推進する組織) ・対象事業：区域の住民等のまちなみ・まちづくりへの意識向上や持続的な地域活動の推進につながる事業で、HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業の推進に必要な事業(広報・啓発活動費、各種研究会の開催等に要する費用等) ・補助金額：補助率1/2、地区面積(ha)×5千円を限度に補助(補助金額のうち国50% 市50%)	H11	H26
168	都市整備局企画部 住宅政策課 住環境整備課	大阪市HOPEゾ ン事業・大阪市マ イルドHOPEゾ ン事業まちなみ修景補 助	事業区域内において 一定の条件を満たす よう建築物の外観等 の整備を行う者等	61,000,000	52,000,000	77,500,000	区域にふさわしいまちなみ形成のため必要と認められる整備を行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、地域の特徴を活かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図る	・対象者：事業区域内で修景を行う建築物の所有者等 ・補助対象の範囲：建築物の外観等の修景整備にかかる設計費、工事費 ・補助金額：補助対象経費×2/3以内(補助金額のうち国50% 市50%) (建物種別等に応じて別途定める額を上限)	H11	H26
169	都市整備局企画部 住宅政策課 住環境整備課	大阪市HOPEゾ ン事業・大阪市マ イルドHOPEゾ ン事業共同施設整備費 補助	事業区域内において 一定の条件を満たす よう共同施設の整備 を行う者等	2,400,000	3,400,000	5,500,000	地域住民等のまちなみ形成のための活動支援又は地域の景観形成に資するものとして供用される共同施設の整備を行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、地域の特徴を活かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図る	・対象者：事業区域内で共同施設整備を行う土地所有者等 ・補助対象の範囲：共同施設の整備にかかる設計費、工事費 ・補助金額：補助対象経費×2/3以内(補助金額のうち国50% 市50%)	H15	H26
170	都市整備局企画部 住宅政策課	大阪市歴史的建築物 再生整備補助事業 (OSAKAたてもルネ サンス事業)補助	本市選考会議にて選 定された歴史的建築 物等の再生整備事業 を行う者	0	0	12,000,000	大阪の貴重な財産である歴史的建築物の再生整備を補助し、本市の居住地魅力をはじめ、観光力・文化力といった都市魅力の向上につながる活用を促進する	・対象者：築50年以上であること等、一定の要件を満たす歴史的建築物の外観に係る再生整備で、本市の都市魅力向上に寄与する優れた再生・活用を行うために必要な工事等を実施する建物所有者等 ・補助対象の範囲：歴史的建築物の外観の再生整備(修復・再現・ライトアップ等の演出) ・補助金額：補助対象経費×1/2以内(補助金額のうち国50% 市50%) (限度額600万円)	H23	H23
171	都市整備局企画部 住宅政策課	マンション管理・建 替支援事業分譲マン ション建替検討費助 成	分譲マンションの管 理組合	1,500,000	1,500,000	2,000,000	分譲マンションの円滑な合意形成による建替えを支援し、良質な住宅ストックと良好な住環境の形成を図り、もって市民生活の安定と公共の福祉の増進に資することを目的とする	分譲マンションの建替えの検討を行う管理組合に対して、検討費用の一部を補助する 補助率：補助対象経費の1/3以内(限度額150万円)	H15	H27
172	都市整備局企画部 住宅政策課	大阪市エコ住宅普及 促進事業住宅購入・ 整備融資利子補給	一定の基準を満たす 大阪市エコ住宅を民間 金融機関等の融資を 受けて取得する者、 又は大阪市エコ 住宅へ改修する者	15,783,000	8,431,000	1,150,000	一定の基準を満たしていることを大阪市が認定した「大阪市エコ住宅」を取得する者、又は「大阪市エコ住宅」へ改修する者に対して利子補給を行うことにより、省エネルギー・省CO2に配慮された住宅の普及を促進する	「大阪市エコ住宅」をフラット35や民間金融機関の融資を受けて取得又は改修する者に対し、融資額の償還元金残高(限度額2,000万円/戸)を対象に年0.5%以内(融資利率-1%で0.5%上限)の利子補給を償還開始より5年間行う	H23	H27
173	都市整備局企画部 住宅政策課	マンション耐震化緊 急支援	民間マンションの所 有者・管理組合	58,000,000	42,000,000	14,160,000	民間マンションの耐震診断・改修に要する費用の一部を補助することにより、建物の倒壊及びそれに起因する火災の発生、道路閉塞、隣家の損傷若しくは倒壊を防止する等、耐震性の高い市街地の形成、市街地環境の整備改善及び地域の防災性の向上に資することを目的とする	一定の条件を満たすマンション所有者等に対し、耐震診断・改修費用等の一部(限度額あり)を補助する 補助率：耐震診断2/3以内 耐震改修設計2/3以内 耐震改修工事1/2以内	H17	H26

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は 次回検証年度
174	都市整備局企画部 住宅政策課	大阪市耐震診断・改修補助	民間戸建住宅等の所有者、耐震診断事業者	268,900,000	281,900,000	524,200,000	民間戸建住宅等の耐震診断・改修に要する費用の一部を補助することにより、建物の倒壊及びそれに起因する火災の発生、道路閉塞、隣家の損傷若しくは倒壊を防止する等、耐震性の高い市街地の形成、市街地環境の整備改善及び地域の防災性の向上に資することを目的とする	一定の条件を満たす戸建住宅等所有者又は耐震診断事業者に対し、耐震診断・改修費用等の一部(限度額あり)を補助する 補助率：耐震診断9/10以内 耐震改修設計2/3以内※ 耐震改修工事1/2以内 ※原則として耐震診断と耐震改修設計をまとめて行う場合のみ	H17	H26
175	都市整備局企画部 住宅政策課	防犯カメラ設置費補助	マンション管理組合や町会、駐車場事業者 外	1,578,000	6,025,000	9,370,000	市民の防犯への意識を高め、街頭犯罪発生への抑止を図ることで、誰もが住みよい安心・安全なまちの実現及び大阪市のマイナスイメージの払拭に寄与する	マンション管理組合や町会、駐車場事業者等が、地域防犯対策に資する防犯カメラを設置する場合に、その費用の一部(補助対象の1/2で、1台あたり10万円を上限)を補助する ※但し、23年度以降の新規受付は廃止	H21	H27
176	都市整備局企画部 住宅政策課	民間すまいりんぐ供給事業者家賃減額補助	大阪市住宅供給公社外	1,954,935,000	2,173,154,000	2,354,164,000	中堅所得者層の市内居住の促進のため、入居者の家賃を軽減することを目的とする	事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する	H6	H27
177	都市整備局企画部 住宅政策課	特定優良賃貸住宅供給促進事業者家賃減額補助	大阪市住宅供給公社	346,942,000	384,275,000	412,367,000	中堅所得者層の市内居住の促進のため、入居者の家賃を軽減することを目的とする	事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する	H8	H27
178	都市整備局企画部 住宅政策課	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業者家賃減額補助	大阪市住宅供給公社	121,248,000	123,888,000	116,289,000	高齢者の居住の安定を確保するため、入居者の家賃を軽減することを目的とする	事業者(賃貸住宅の所有者)に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する	H10	H27
179	都市整備局企画部 住宅政策課	留学生向け借上賃貸住宅供給事業者家賃減額補助	大阪市住宅供給公社	38,448,000	38,448,000	38,448,000	国際交流の一環として、留学生施策の拡充のため、入居者の家賃負担を軽減することを目的とする	留学生向け住宅の管理者に対して、入居者の家賃を減額するための費用(契約家賃と入居者負担額(入居者が実際に支払う金額)の差額)を補助する	H10	H27
180	都市整備局企画部 住宅政策課	大阪市新婚世帯向け家賃補助	市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯	3,184,222,000	4,151,031,000	4,748,104,000	市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を補助することにより、若年層の市内定着を促進し、活力あるまちづくりを進める	市内の民間賃貸住宅に居住し、一定の要件を満たす新婚世帯に対して、最長72ヶ月、実質家賃負担額(家賃一住宅手当額)と5万円との差額を補助する(月額上限額は、36ヶ月目まで1万5千円、37ヶ月目以降2万円) ※新規受付については停止	H3	H30
181	都市整備局企画部 住宅政策課	特定優良賃貸住宅供給促進事業者利子補給	大阪市住宅供給公社	197,476,000	220,479,000	278,258,000	市内の居住水準の向上と市内居住を促進するため中堅所得者層を対象とする良質な賃貸住宅を供給すること	住宅金融支援機構融資等を受けて住宅を建設した場合に、償還元金残高を対象に、償還開始から10年間について2%、その後10年間について1%の利子補給を行う	H6	H27
182	都市整備局企画部 住宅政策課	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業者利子補給	大阪市住宅供給公社	49,684,000	55,960,000	76,550,000	高齢者の居住の安定を確保するため高齢者を対象とする良質な賃貸住宅を供給すること	住宅金融支援機構融資等を受けて住宅を建設した場合に、償還元金残高を対象に、償還開始から10年間について2%、その後10年間について1%の利子補給を行う	H10	H27
183	都市整備局企画部 住宅政策課	特定賃貸住宅建設融資利子補給	欄みずほ銀行 外	7,479,000	20,573,000	35,023,000	土地所有者等の行う賃貸住宅の建設に要する資金の融資の斡旋を行い、未利用地の住宅用地としての有効利用と良質な賃貸住宅の建設促進を行う	融資金融機関に対し、融資対象者の未償還額に本制度実施要綱に定める利子補給率を乗じて得た額を全額融資実行日の翌日から起算して、最大15年間利子補給する	S49	H27
184	都市整備局企画部 住宅政策課	大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給	市内の民間住宅を民間金融機関等の融資を受けて購入する新婚世帯又は子育て世帯	116,383,000	88,040,000	87,937,000	新婚世帯又は子育て世帯に対して利子補給を行うことにより、購入者の初期負担の軽減を図り、持家取得の支援・促進により新婚・子育て層、中堅層の市内居住の定着を図る	民間分譲住宅(マンション、戸建て、タウンハウス等)をフラット35や民間金融機関の融資を受けて取得する新婚世帯又は子育て世帯に対し、融資額の還元金残高(限度額2,000万円)を対象に年0.5%(融資利率-1%で0.5%上限)の利子補給を償還開始より5年間行う ※但し、H22.3までの融資申込者は0.5%以内、3年間以内	H17	H26

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
185	都市整備局企画部 住宅政策課	大阪市都市防災不燃 化促進助成	不燃化促進区域内で 一定の基準に適合し た耐火建築物等を建 設する者で申請を 行った者	34,454,000	41,871,000	25,628,000	健全で活力ある市街地の整備を通じて都市の再生を 図り、もって公共の福祉に寄与する(避難路沿道での 耐火建築物の早期建設を促進し、都市の防災性向上 を図る)	大規模な地震等に伴い発生する火災から市民の生 命・身体及び財産を保護するため、指定する避難路 の沿道区域において一定の基準に適合する耐火建築 物等を建設する者に対し助成を行う 助成額は3階までの延べ床面積に応じて、11,906千円 以下	S55	H27
186	都市整備局企画部 住宅政策課	マンション管理・建 替支援事業分譲マン ション耐震改修検討 費助成	分譲マンションの管 理組合	1,000,000	0	0	分譲マンションの円滑な合意形成による耐震改修を 支援し、良質な住宅ストックと良好な住環境の形成 を図り、もって市民生活の安定と公共の福祉の増進 に資することを目的とする	分譲マンションの耐震改修の検討を行う管理組合に 対して、検討費用の一部を補助する 補助率：補助対象経費の1/3以内(限度額50万円)	H25	H27
187	都市整備局企画部 住宅政策課	生きた建築ミュージ アム事業に係る歴史 的建築物再生整備補 助金	「生きた建築ミュー ジウム」実現のため、本市が展示品としてあらかじめ選定 した歴史的建築物の 再生整備事業を行う 者	16,000,000	0	0	貴重な魅力資源である近代建築等の歴史的建築物の 公開性・集客性を高める外観等の再生整備を促進す ることを目的とする	・対象者：「生きた建築ミュージウム」実現のため、本市が展示品としてあらかじめ選定した歴史的建築物の再生整備事業を行う者 ・補助対象の範囲：歴史的建築物の公開性・集客性を高める整備等、補助要件を満たすように再生整備をする事業費 ・補助金額：補助対象事業費×1/2以内(補助金額のうち国50% 市50%) (限度額800万円)	H25	H27
188	都市整備局企画部 住宅政策課	住民参加による街づ くりの促進のための 助成	フレッシュ鶴橋再開 発連絡協議会	0	0	500,000	区画整理事業及び市街地再開発事業を積極的に促進 しようとする地域団体が行う調査研究その他の活動 に要する費用について補助し、又は技術的援助その 他の役務を提供することにより、地域住民の総意に 基づく街づくり、地域住民自らの手による街づくり の促進を図ることを目的とする	・対象者：区画整理・市街地再開発を積極的に促進しようとする地域団体で、地域住民を代表する組織・構成・運営方法を備えた団体 ・補助対象経費：地域団体が行う街づくりに関する調査研究その他の活動に要する費用について補助 調査研究費(調査費、広報活動費など) 運営事務費(備品購入費、消耗品費など) ・補助金額：『ha当り補助限度額×対象地区面積＋一律補助額』によって算出された額	S49	H23
189	都市整備局企画部 住環境整備課 生野南部事務所	大阪市民間老朽住宅 建替支援事業建替建 設費補助制度(建替促 進)補助	一定の要件を満たす 老朽住宅の建替を行 う者	174,384,000	204,091,000	188,840,000	民間老朽住宅の良質な住宅への建替の促進と良好な まちなみの形成を図るため、大阪市内で民間土地所 有者等が既存の民間老朽住宅を除却し良質な住宅の 建設を行なう場合、それらに要する費用の一部につ いて補助を実施する	民間老朽住宅の建替に要する費用の一部を補助する 補助対象者は民間老朽住宅の土地所有者等 補助対象の範囲は、設計費、除却費、空地等整備 費、共同施設整備費等で、建替の形態によって異なる 補助対象項目ごとに限度額あり	H5	H27
190	都市整備局企画部 住環境整備課	大阪市民間老朽住宅 建替支援事業 従前居住者家賃補助	一定の要件を満たす 老朽住宅を建替する 際の従前居住者	7,221,000	8,792,000	9,782,000	都市の防災性や耐震性の向上を図り、災害に強い安 全なまちづくりを推進するとともに、良質な住宅へ の建替の促進と良好なまちなみの形成を図るため、 大阪市内で民間土地所有者等が既存の民間老朽賃貸 住宅を除却し、従前居住者が建替後の住宅へ再入居 あるいは市内の民間賃貸住宅へ転出入居する場合 等、一定の要件を満たせば家賃の一部について補助 を実施する	建替後の賃貸住宅へ再入居あるいは市内の民間賃貸 住宅へ転出入居する場合に家賃差額の一部を一定期 間補助する 補助対象者：従前建物の入居者 補助対象経費：従前家賃と従後家賃との差額 補助額：従前家賃と従後家賃の差額の1/2以内 限度額：月額25,000円(高齢者世帯等は35,000円)	H5	H27
191	都市整備局企画部 住環境整備課 生野南部事務所	大阪市狭あい道路拡 幅促進整備補助	一定の要件を満たす 建築主等	11,184,000	12,066,000	24,166,000	幅員が4m未満の狭あい道路は、災害時や緊急時の消 火・避難などの支障となるだけでなく、通風や採光 といった住環境の面においても課題となっているこ とから、建替等の際に、建築主等の協力を得て、 建築基準法に基づく後退部分を道路として整備す ることを促進し、密集住宅市街地における防災性及び 住環境の向上を図り、安全で快適なまちづくりを推 進することを目的とする	・交付対象者及び申請資格 「特に優先的な取組みが必要な密集住宅市街地」にお ける狭あい道路(幅員が4m未満の道路)に面する敷地 において、建替等の際に、建築基準法に基づく後 退部分を道路として整備する建築主等 ・補助対象経費 道路後退に伴う狭あい道路整備費用 ・補助金額 補助対象経費×2/3 (補助金額のうち国50% 市50%)	H20	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
192	都市整備局企画部 住環境整備課	大阪市まちかど広場 整備事業従前建築物 除却制度補助	まちかど広場整備予 定地の土地所有者等	600,000	600,000	1,528,000	「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」において、地域防災活動の場の確保を図るとともに、コミュニティを活かした地域防災力の向上に寄与するまちかど広場整備のために、土地を提供してくれる土地所有者等に対して、整備用地に存する老朽建築物を除却する場合、その費用の一部について補助を実施する	・交付対象者及び申請資格 市が認めるまちかど広場の用地として、土地を提供してくれる土地所有者等 ・補助対象経費 まちかど広場整備予定用地にある老朽建築物の除却に要する経費 ・補助金額 補助対象経費×2/3 (補助金額のうち国50% 市50%)	H20	H27
193	都市整備局企画部 住環境整備課	主要生活道路不燃化 促進整備補助	主要生活道路沿道の 一定の要件を満たす 建築物の建替を行う 者	4,500,000	4,786,000	8,284,000	「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(優先地区：約1,300ha)」のなかでも、避難路へつながる主要な生活道路(概ね幅員6m以上の道路)が不足する地域において、災害時の延焼遅延や避難・消防活動の円滑化に向け、地域住民によるまちづくり協定等が締結された路線を「防災コミュニティ道路」と認定し、沿道建築物の建替えにあわせたセットバックと不燃化を誘導するため、建替等に要する費用の一部について補助を実施する	建築物の建替等に要する費用の一部を補助する 補助対象者：土地所有者等 補助対象：設計費、除却費、耐火構造費、セットバック部分整備費(補助対象項目・敷地条件別に限度額あり)	H21	H27
194	都市整備局企画部 住環境整備課 生野南部事務所	大阪市民間老朽住宅 建替支援事業狭あい 道路沿道老朽住宅除 却促進制度補助	一定の要件を満たす 老朽木造住宅の除却 を行う土地所有者等	25,800,000	25,274,000	30,674,000	地震時における老朽木造住宅の延焼や倒壊による道路閉塞の危険性を低減させるため、「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」内で狭あい道路等に面した既存の老朽木造住宅を民間土地所有者等が除却する場合、それに要する費用の一部について補助を実施する	「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地」内で狭あい道路等に面した既存の老朽木造住宅を民間土地所有者等、一定の要件を満たす老朽木造住宅の除却に要する費用の一部を補助する 補助対象者：民間老朽住宅の土地所有者等 限度額：集合住宅150万円 戸建住宅75万円	H23	H27
195	建設局道路部 調整課	道路公社駐車場建設 資金償還に伴う資金 借入金利子補給補助 金	大阪市道路公社	444,748,000	414,481,000	379,474,000	道路公社の経営健全化に資するため	道路公社駐車場の建設資金償還に伴う資金借入金に係る利子支払いに要する経費を、予算の範囲内で補助する	H20	H43
196	港湾局 計画整備部 計画担当	大阪市モーダルシフト 補助金	補助要件を満たす輸 送依頼者及び輸送事 業者の連合体	0	0	80,000,000	国際コンテナ戦略港湾に選定された阪神港の具体的施策として、神戸市との連携により、内航フィーダー等、国内からのコンテナ貨物の集荷対策として実施する	次の4つの事業により、阪神港を経由するコンテナ貨物について、輸送方法の転換や新規貨物及び貨物の増加に対し1TEU(20フィートコンテナ換算による個数)あたり2,000円(1事業あたりの上限1,000万円)を補助 1海上モーダルシフト事業 2鉄道モーダルシフト事業 3陸上輸送距離短縮事業 4コンテナラウンドユース事業	H23	H23
197	港湾局 計画整備部 振興担当	港湾労働者福利厚生 事業補助金	(財)大阪港湾福利厚 生協会	0	0	3,000,000	大阪港における港湾労働者の士気を高めるとともに、港湾作業能率の向上を図ることで大阪港の競争力の強化につなげることを目的に実施する港湾労働者福利厚生事業を推進することを目的とする	大阪港を主たる勤務場所とする港湾労働者の福利厚生向上を目的として当該年度に実施する事業にかかる光熱水費のうち、補助対象者が申請する経費で補助対象経費の1/2を超えない額を予算の範囲内で補助	S38 以前	H23
198	教育委員会事務局 総務部 施設整備課	学校運動場の芝生化 事業に対する補助金	運動場の芝生化実行 委員会等	2,265,000	2,262,000	3,255,000	地域との交流、学校における緑化及び環境学習の促進を図ることを目的として、地域の協働により学校運動場の芝生の整備事業を行う者に対し、補助金を交付する	学校運動場の芝生化にかかる2年目以降の維持管理経費の1/2(上限：毎年1㎡あたり100円、事業開始翌年度より3ヵ年以内)を運動場の芝生化実行委員会等に交付する	H17	H27
199	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	大阪市PTA協議会 運営補助金	大阪市PTA協議会	0	0	1,200,000	社会教育法において、教育委員会が指導助言を与え、事業に必要な援助を行うとされている社会教育関係団体として、本市校園PTAを組織する協議体である大阪市PTA協議会の運営に対し補助する	大阪市PTA協議会の運営に要する経費、その他協議会において行う国や他都市状況などのPTAに関する情報収集や会員間の情報共有に要する経費について補助を行う	S53	H23
200	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	大阪国際平和セン ター運営費補助金	(財)大阪国際平和セ ンター	54,520,000	46,278,000	52,964,000	大阪府と連携し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝えるとともに、平和の首都大阪の実現をめざし、世界平和に貢献することを目的に、府市共同で(財)大阪国際平和センターを設立し、以降、府とともに運営費補助を実施	大阪国際平和センターの運営費のうち、事業費については府市で1/2ずつを補助し、管理費については財団自主財源を差し引き、維持管理部分は府市1/2ずつを補助する	H3	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
201	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	キッズプラザ大阪運 営等補助金	(財)大阪市教育振興 公社	131,045,000	137,531,000	139,235,000	(財)大阪市教育振興公社が実施している「キッズプラ ザ大阪」の運営を補助し、本市児童文化の情報発信拠 点として、子どもたちの健全育成を図る	本市施策に必要なキッズプラザ大阪を運営するため に最低限必要となる管理運営にかかる経費につい て、補助率を1/2の額を上限とし予算の範囲内で補助 を行う	H9	H25
202	教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護担当	国指定文化財管理費 補助金	国指定文化財所有者	579,000	579,000	579,000	文化財保護法第27条の規定により指定された文化財 の所有者等に対して、防災設備点検等維持管理のため に、必要な補助を行うことにより、文化財の保護 を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを 目的とする	国の重要文化財所有者に対し、防災設備点検等維持 管理費総事業費の1/4を補助	S55	H27
203	教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護担当	市指定文化財保存修 理事業費補助金	市指定文化財所有者	2,500,000	2,500,000	2,500,000	条例の規定により指定された文化財の保存修理を行 う文化財の所有者等に対して、必要な補助を行うこ とにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上 及び発展に資することを目的とする	所有者から申請を受けた、保存修理事業を行わない と文化財としての価値を損なう恐れのあるものにつ いて、審査を行い、審査に合格した文化財の保存修 理事業にかかる総事業費の1/2について補助金を交付 する	H12	H27
204	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当	全国中学校スポーツ 大会選手派遣補助金	全国中学校スポーツ 大会に参加する本市 立中学校生徒の保護 者	3,745,000	5,775,000	2,224,000	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開 催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と 同様の予選会を経る全国規模の競技大会に参加する 本市立中学校生徒の交通費及び宿泊費を補助し、ス ポーツ実践の機会を保證することで心身ともに健康 な中学生の育成を図ることを目的とする	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開 催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と 同様の予選会を経る全国規模の競技大会に出場する 中学生に対する交通費および宿泊費の補助 なお、補助額は予算の範囲内で、交通費はJR大阪駅 から開催都市までの往復運賃に相当する額を上限 また、空路の方が合理的な場合は空路を適用し、開 催都市までの往復運賃に相当する額を上限とする。 ただし、運賃の積算、空路の利用については、職員 の旅費に関する条例をもとに積算し、宿泊費は実費 とする(1泊上限3,500円、かつ3泊を上限)	不明	H27
205	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当	市奨学金(奨学費補助 金)	本市在住高校生およ び高専生	411,501,000	411,530,000	467,002,000	経済的理由のために高等学校又は高等専門学校の修 学が困難な者に対し奨学費を支給し、教育の機会均 等を確保することを目的とする	対象者：市内在住高校生および高専生 補助額：平成22年度入学生から 入学資金35,000円(1年生のみ) 学習資金72,000円(年額：1～3年生) 平成21年度までの在校生 奨学費 10,900円(月額)	S24	H27
206	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当 教務部学校保健担当	児童生徒就学費補助 金(学用品費等補助)	要保護・準要保護家 庭の児童生徒の保護 者	1,175,145,000	1,253,592,000	1,380,508,000	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づ き、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に 対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務 教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保 護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準 要保護者)に対して、児童生徒費、校外活動費、修学 旅行費、通学費、入学準備金(1年生のみ)の支給を行 う(修学旅行費以外は準要保護者のみ)	S34	H27
207	教育委員会事務局 教務部 学校保健担当	児童生徒就学費補助 金(給食費補助)	準要保護家庭の児童 生徒の保護者	1,396,996,000	1,282,819,000	1,334,188,000	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づ き、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に 対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務 教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定され、生活保護に準ずる程 度に困窮している者(準要保護者)に対して、学校給 食費の支給を行う	S34	H27
208	教育委員会事務局 教務部 学校保健担当	児童生徒就学費補助 金(医療費援助)	要保護・準要保護家 庭の児童生徒の保護 者	95,934,000	96,450,000	102,531,000	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条、学校保健 安全法第24条に基づき、経済的な理由により、就学 が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学 の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資すること を目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保 護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準 要保護者)に対して、学校保健安全法で定める対象疾 病にかかる医療費の援助を行う	S34	H27
209	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助 金(中学校夜間学級学 用品費等補助)	本市在住中学校夜間 学級生徒、またはそ の保護者	4,313,000	4,670,000	6,631,000	大阪市に在住する中学校夜間学級に通う生徒で、経 済的理由により就学が困難な者に対し、就学上の負 担を軽減し、教育の円滑な実施を図ることを目的と する	就学が困難であると認定された中学校夜間学級生徒 またはその保護者に対して、学用品費等、校外活動 費(泊を伴わないもの)、修学旅行費、通学費の支給 を行う	S45	H27
210	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助 金(視覚・聴覚特別支 援学校高等部学用品 費等補助)	視覚・聴覚特別支援 学校高等部専攻科生 徒の保護者	882,000	811,000	1,133,000	視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校への就学の特 殊事情に鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するた め、その負担能力に応じ、就学のための必要な経費 について、本市が一部を補助することとし、もって 特別支援教育の普及・奨励を図ることを目的とする	「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」 第2条の経費の支弁区分の第1段階及び第2段階に該当 する者で、援助を希望する者に対して、学校徴収金 会計基準に定める生徒費に相当する額の支給を行う	S32	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
211	教育委員会事務局 学校経営管理 センター 事務管理担当 教務部学校保健担当	児童生徒就学費補助 金(小・中学校特別支 援学級学用品費等補助)	大阪市立小・中学校 の特別支援学級に在 籍する児童生徒の保 護者	53,823,000	49,881,000	44,036,000	小学校及び中学校の特別支援学級への就学に係る保護者等の経済的負担を軽減し、もって、特別支援教育の振興に資することを目的とする	小中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2条の経費の支給基準により経済的負担能力に応じて、学用品費、通学用品費、入学準備金(1年生のみ)、郊外活動費、修学旅行費、学校給食費、交流学習交通費、職場実習交通費(中学生のみ)、通学費、医療費を支給する	S46	H27
212	北区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	254,000	5,648,000	0	コミュニティづくりをはじめ、安全・安心なまちづくりなどを担う、大阪市北区地域振興会の各連合振興町会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し、補助金を交付する	対象者：地域活動協議会未形成地域の連合振興町会等 補助対象：(1)コミュニティづくりに関する事業(2)福祉・健康に関する事業(3)安心で快適なまちづくりに関する事業(4)環境美化に関する事業(5)その他地域の活性化につながる事業 補助率：50% 上限額：予算の範囲内	H24	H25
213	北区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議 会、地域ネットワ ーク委員会	206,000	7,809,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	対象者：地域活動協議会未形成地域の地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会 補助対象：地域福祉活動 補助率：50% 上限額：1地域206,000円	H24	H25
214	北区役所 市民協働課	青色防犯パトロール 活動補助金	青色防犯パトロール を実施する団体	16,000	610,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	対象者：青色防犯パトロール活動を実施する団体 補助対象：青色防犯パトロール活動 補助率：50% 上限額：予算の範囲内	H24	H25
215	北区役所 市民協働課	自律的な地域運営を 支援するための活動 補助金	地域活動協議会	3,800,000	0	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまでに以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助期間：2ヵ年(連続) 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入)	H25	H27
216	北区役所 市民協働課	地域活動協議会補助 金	地域活動協議会	32,660,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
217	北区役所 市民協働課	児童遊園整備費補助 金	児童遊園等を維持す ることを目的に、地 域住民で自主的に組 織された団体等	150,000	0	0	既設児童遊園等の遊具その他の設備の管理・更新又は増設に対して補助することで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	対象者：児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等 補助対象：児童遊園等を維持管理するための整備 補助率：100% 上限額：1地域150,000円	H25	H25
218	北区役所 市民協働課	児童遊園活動費補助 金	児童遊園等を維持す ることを目的に、地 域住民で自主的に組 織された団体等	20,000	0	0	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等に対して活動費を補助することで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	対象者：児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等 補助対象：児童遊園等を維持管理するための活動 補助率：50% 上限額：1地域20,000円	H25	H25
219	都島区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	2,511,000	9,587,000	0	区内各連合振興町会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し補助金を交付する	区内各連合振興町会が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりなどの活動に対して、予算の範囲内で半額補助する	H24	H25

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
220	都島区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	745,000	3,994,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する(補助率1/2)	H24	H25
221	都島区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	320,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを新たに実施しようとする団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部補助	H24	H24
222	都島区役所 市民協働課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	800,000	0	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまでに以上各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助期間：2ヵ年(連続) 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入)	H25	H27
223	都島区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	13,376,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
224	都島区役所 市民協働課	児童遊園活動費補助金	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等	262,000	0	0	地域の子どもたちにとっての貴重な遊び場である児童遊園等が、安全で快適な施設として維持・管理されることを目的として、地域の住民にとって組織された運営委員会に補助金を交付する	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等の活動のうち、清掃等日常の活動に要する経費として活動費補助を行う	H25	H25
225	都島区役所 市民協働課	児童遊園整備費補助金	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等	140,000	0	0	地域の子どもたちにとっての貴重な遊び場である児童遊園等が、安全で快適な施設として維持・管理されることを目的として、地域の住民にとって組織された運営委員会に補助金を交付する	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等の活動のうち、除草・樹木の剪定・遊具の修繕等に対して整備費補助を行う	H25	H25
226	福島区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	388,000	4,454,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である連合振興町会や地域社会福祉協議会などの活動に対し、補助金を交付することにより、地域住民の福祉の増進を図る	連合振興町会や地域社会福祉協議会などが行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H25
227	福島区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	458,000	4,580,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H25
228	福島区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	160,000	320,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部補助	H24	H25

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
229	福島区役所 市民協働課	自律的な地域運営を 支援するための活動 補助金	地域活動協議会	2,000,000	600,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動 団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みで ある地域活動協議会を形成した地域が、今後これま で以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い 手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的 に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創 意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事 業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組 みを支援する	地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新 たな担い手の確保を目的としたイベントを実施する ための初期支援 補助期間：2ヵ年(連続) 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセン ティブ制度を導入)	H24	H26
230	福島区役所 市民協働課	地域活動協議会補助 金	地域活動協議会	12,996,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活 動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営 を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動 及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対 する補助(具体的な活動内容については同協議会の選 択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10ま で可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費) への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域 活動協議会を形成した地域については25年度に限り 活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
231	福島区役所 市民協働課	児童遊園整備費補助 金	児童遊園等を維持す ることを目的に、地 域住民で自主的に組 織された団体等	103,000	0	0	既設児童遊園等の遊具その他の設備の管理・更新又 は増設に対して補助することで、児童に適切な遊び 場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資す ることを目的とする	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自 主的に組織された団体等の活動に対して児童遊園整 備費補助金(@51,500×2カ所×100%=103,000円)を 補助する	H25	H25
232	福島区役所 市民協働課	児童遊園活動費補助 金	児童遊園等を維持す ることを目的に、地 域住民で自主的に組 織された団体等	40,000	0	0	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自 主的に組織された団体等に対して活動費を補助する ことで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育 成と各種の事故防止に資することを目的とする	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自 主的に組織された団体等の活動に対して児童遊園活 動費補助金(@40,000×2カ所×50%=40,000円)を補 助する	H25	H25
233	福島区役所 保健福祉課	病児保育支援事業補 助金	病児保育事業者	515,000	0	0	病児保育事業に対する支援を行うことで、区民が事 業をより利用しやすい環境づくりを行い、子育てと 就労の両立をサポートし、もって子育てしやすいま ち福島の実現をめざす	病児保育事業所の行う延長保育(早朝分を含む)につ いて、利用料の半額分を補助する	H25	H27
234	福島区役所 保健福祉課	地域交流拠点(サロ ン)の設置支援事業費 補助金	地域交流拠点(サロ ン)を設置する者	2,500,000	0	0	まちの中に、さまざまな属性・多世代の住民が集え る場としてサロンを開設することで、運営に携わる 人が地域活動の担い手となることが期待され、ま た、サロンに集まる住民の間に交流が生まれ、地域 への関心、連帯感が高まることが期待されるため、 サロン設置を支援する	サロンを設置しようとする者で、区長が認定する者 に対し、その経費の1/2を補助する	H25	H25
235	福島区役所 保健福祉課	地域高齢者活動拠点 (老人憩の家)提供事 業助成	老人憩の家運営委員 会	290,000	0	0	高齢者の心身の健康増進を図り、また、地域住民等 に対し健康づくりや仲間づくり、ボランティア活動 等自主活動の場を提供し、地域福祉の推進を図るた め、その活動拠点となる地域高齢者活動拠点施設(老 人憩の家)の運営を支援する	老人憩の家管理運営団体に対し、290,000円を上限と して老人憩の家管理運営経費のうち補助対象経費の 1/2を補助する	H25	H25
236	福島区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス 事業補助金	地域高齢者食事サー ビス委員会	274,000	0	0	在宅の独居または寝たきり高齢者等を対象に食事 サービスを行うことにより、地域社会との交流を深 め、また、当該高齢者の健康増進や介護予防、社会 参加の促進を図る	在宅の独居・寝たきりの高齢者等に食事サービス(会 食)事業を実施する「高齢者食事サービス委員会」に 対し、当該事業実施経費について、1食250円を上限 として補助する (ただし、補助対象経費の総額から当該事業実施にか かる利用料等収入を減算した額を上限とする)	H25	H25
237	此花区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	6,204,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織さ れた区内全域を網羅した住民自治組織である区地域 振興会の活動に対し、補助金を交付することにより 地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑 な運営に資することを目的とする	区地域振興会が主体的に行うコミュニティづくりに 関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動等 に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
238	此花区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	4,580,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
239	此花区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	474,000	0	地域における市民等による自主的な地域防犯活動である青色防犯パトロール活動を実施している団体の活動を支援し、防犯活動の更なる広がり、活動の定着を目的とする	青色防犯パトロール活動に対する支援として、装備品の支給や活動経費の一部を補助する	H24	H24
240	此花区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	23,939,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
241	中央区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	1,050,000	23,732,000	0	コミュニティづくりをはじめ、まちづくり活動を担う地域団体が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会等の団体が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する(補助率1/2)	H24	H25
242	中央区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	229,000	7,786,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する(補助率1/2)	H24	H25
243	中央区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	60,000	240,000	0	区域内における青色防犯パトロール活動を支援することにより、街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与するため、青色防犯パトロール活動に対する補助金を交付する	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)に対して、予算の範囲内で補助する(補助率1/2)	H24	H25
244	中央区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	47,845,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
245	中央区役所 市民協働課	男女共同参画推進にかかる地域女性団体活動補助金	地域女性団体協議会	8,000	0	0	市民との協働による男女共同参画社会の実現に向け、地域を基盤とする女性の団体活動の充実・発展が重要であることから、区内居住の女性によって構成され、学習と市民活動とおして女性の地位向上と男女共同参画に取り組む地域女性団体協議会の活動に対し補助金を交付する	地域女性団体協議会の活動のうち、男女共同参画推進のための各種事業(地域環境美化活動、交流研修事業)に対して補助(補助率1/2)	H25	H25
246	中央区役所 保健福祉課	地域高齢者活動拠点(老人憩の家)提供事業助成	老人憩の家運営委員会	290,000	0	0	地域高齢者活動拠点提供事業に助成し、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とする	常設老人憩の家の管理運営にかかる経費を月額290,000円を限度に補助(補助率1/2)	H25	H25

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
247	中央区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス 事業補助金	地域高齢者食事サー ビス委員会	288,000	0	0	区内に居住するひとり暮らし、ねたきり高齢者等を 対象に食事サービスを行い、当該高齢者の健康増進 と地域社会との交流を図る	ひとり暮らし、ねたきり高齢者等に対して、地域の ボランティアが配食又は地域の集会所などで会食を 行う事業費等に対して助成する(補助率1/2)	H25	H25
248	西区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会	287,000	9,548,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織さ れた区内全域を網羅した住民自治組織である区地域 振興会の活動に対し、補助金を交付することにより 地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑 な運営に資することを目的とする	連合振興町会が実施している夏まつり等の地域コ ミュニティづくり活動に対して、予算の範囲内で補 助対象経費の1/2以内で補助する	H24	H25
249	西区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議 会、地域ネットワー ク委員会	229,000	6,412,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざ し、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会 の活動に対し、補助金を交付することにより地域住 民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営 に資することを目的とする	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会が実 施する相談援助活動、生きがいつくり・健康づくりに 関する活動、地域福祉活動の啓発・広報に対し て、予算の範囲内で補助対象経費の1/2以内で補助す る	H24	H25
250	西区役所 市民協働課	青色防犯パトロール 活動補助金	青色防犯パトロール を実施する団体	8,000	480,000	0	西区においては、各地域振興町会が32台の青色防犯 パトロール車で区内を巡回し見守り活動を実施して おり、パトロール車は区民が所有する自家用車を使 用して実施しておりボランティア活動が基本となっ ているが、区の街頭犯罪発生率が減少傾向にあるこ とからパトロール活動が寄与しているものと考え、 活動資金として補助金を交付する	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン 代等)に対して、予算の範囲内で補助対象経費の1/2 以内で補助する	H24	H25
251	西区役所 市民協働課	自律的な地域運営を 支援するための活動 補助金	地域活動協議会	2,000,000	2,800,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動 団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みで ある地域活動協議会を形成した地域が、今後これま で以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い 手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的 に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創 意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事 業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組 みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、 新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施す るための初期支援 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用し たインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支 援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H25
252	西区役所 市民協働課	地域活動協議会補助 金	地域活動協議会	17,604,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活 動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営 を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動 経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対 する補助(具体的な活動内容については同協議会の選 択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10ま で可)	H25	H27
253	西区役所 市民協働課	青少年指導員活動補 助金	校下青少年指導員会	21,000	0	0	地域における青少年の非行防止をはじめとする健全 育成をめざして、地域に根ざした本市の青少年活動 の活性化を図る	地域における青少年の指導・相談、街頭啓発活動、 スポーツ大会、野外活動などの事業に対して、予算 の範囲内で補助対象経費の1/2以内で補助する	H25	H25
254	港区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	12,500,000	0	コミュニティづくりを担う地域団体が地域コミュニ ティの活性化や安全・安心なまちづくりのため主体 的に取り組む事業に対し補助金を交付することによ り、住民主体のまちづくりを推進する	コミュニティづくりを担う地域団体が行う下の事業 に必要な経費を補助 (1)地域のコミュニティづくりに関する活動 (夏祭り、運動会など) (2)福祉・健康に関する事業 (3)安心で快適なまちづくりに関する事業 (防災訓練、歳末夜警など) (4)環境美化に関する事業 (5)その他地域の活性化につながる事業	H24	H24
255	港区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議 会、地域ネットワー ク委員会	0	4,785,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざ し、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会 及び地域活動協議会等の活動に対し、補助金を交 付することにより地域住民の福祉の増進を図り、も って市行政の円滑な運営に資する	地域社会福祉協議会や地域ネットワーク委員会及び 地域活動協議会等が実施する地域福祉活動等を行 う際に必要な経費を補助する	H24	H24

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
256	港区役所 市民協働課	青色防犯パトロール 活動補助金	青色防犯パトロール を実施する団体	0	1,434,000	0	青色防犯パトロール活動を実施している地域団体に対し補助金を交付することにより、街頭犯罪を未然に防ぎ地域の安全を守る	地域住民による自主的な地域防犯の取組みである、青色防犯パトロール活動に必要な経費を補助	H24	H24
257	港区役所 市民協働課	自律的な地域運営を 支援するための活動 補助金	地域活動協議会	2,400,000	200,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H27
258	港区役所 市民協働課	地域活動協議会補助 金	地域活動協議会	31,496,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
259	大正区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	10,550,000	0	地域団体が主体的に行う地域の課題解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対して補助することにより、住民主体のまちづくりの推進を図る	住民主体のまちづくりの推進を図るため地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対して補助を行う	H24	H24
260	大正区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議 会、地域ネットワ ーク委員会	0	4,580,000	0	すべての人がいきがいをもち安心して生活できるよう、住民のニーズに適切なサービス結び付けていく支援活動及び地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する活動に対し、補助金を交付することにより地域福祉の推進を図ることを目的とする	誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の実現をめざして取り組む活動及び要支援者のニーズ発見から、社会資源の提供・開発にいたるまでの活動に対して補助を行う	H24	H24
261	大正区役所 市民協働課	青色防犯パトロール 活動補助金	青色防犯パトロール を実施する団体	0	408,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを実施している団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部を補助	H24	H24
262	大正区役所 市民協働課	地域活動協議会補助 金	地域活動協議会	17,062,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
263	大正区役所 保健福祉課	大正区障がい者就労 機会創出事業補助金	新たに障がい者を雇 用する大正区内企業 等	2,000,000	0	0	誰もが働くことに生きがいを感じながら暮らすことの出来るまちづくりを進めるため、障がい者の就労機会を創出し、障がい者を習熟させることで、障がい者の継続的な雇用につなげる	障がい者の雇用を条件に、企業等に機械の購入に際して補助金を交付する	H25	H25

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
264	天王寺区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	9,555,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
265	天王寺区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	4,122,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
266	天王寺区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	356,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを新たに実施しようとする団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部補助	H24	H24
267	天王寺区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	15,938,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
268	浪速区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	5,154,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会等の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会等が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
269	浪速区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	4,339,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会等の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会等が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
270	浪速区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	1,265,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部補助	H24	H24
271	浪速区役所 市民協働課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	0	200,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまでに以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額：200千円 補助率：1/2(マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H24
272	浪速区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	13,253,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
273	西淀川区役所 まちづくり推進課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	13,722,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
274	西淀川区役所 まちづくり推進課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	6,386,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
275	西淀川区役所 まちづくり推進課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	160,000	305,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを新たに実施しようとする団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部補助	H24	H26
276	西淀川区役所 まちづくり推進課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	2,800,000	0	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助期間：2ヵ年(連続) 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入)	H25	H26
277	西淀川区役所 まちづくり推進課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	46,087,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
278	淀川区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	8,130,000	12,201,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	不特定多数の者を対象とする地域コミュニティづくりに資する事業に対し補助を行う	H24	H25
279	淀川区役所 保健福祉課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	5,515,000	8,244,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会等の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	各地域における不特定多数の子どもや高齢者等を対象とする福祉活動に対し補助を行う	H24	H25
280	淀川区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	640,000	640,000	0	行政では実施し難い時間帯も含め、地域の安全安心を目指した青色防犯パトロール活動を実施している団体に対し、活動に必要な最低限の活動費を支援する	青色防犯パトロール活動に対し補助を行う	H24	H25
281	淀川区役所 市民協働課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	3,000,000	900,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまで以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
282	淀川区役所 市民協働課	地域活動協議会補助 金	地域活動協議会	13,968,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
283	淀川区役所 市民協働課	児童遊園整備費補助 金	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等	384,000	0	0	不特定多数の児童の利用に供することを目的とした屋外の遊び場として設置した児童遊園(もしくはちびっ子広場)は、地域住民にて構成されている団体にて管理・運営をおこなっている。これらの児童遊園等を安全で安心な快適に使用出来る施設として補修管理することを目的とした事業である	不特定多数の児童の利用に供することを目的とした屋外の遊び場として設置した児童遊園等を安全に安心して使用出来る施設として維持補修管理する活動のために補助を行う。 補助限度額：児童遊園(150㎡以上)150千円 ちびっ子広場(150㎡未満)75千円 補助率：1/1	H25	H25
284	淀川区役所 市民協働課	児童遊園活動費補助 金	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等	132,000	0	0	不特定多数の児童の利用に供することを目的とした屋外の遊び場として設置した児童遊園(もしくはちびっ子広場)は、地域住民にて構成されている団体にて管理・運営をおこなっている。これらの児童遊園等を快適に使用出来る施設として維持管理することを目的とした事業である	不特定多数の児童の利用に供することを目的とした屋外の遊び場として設置した児童遊園等を快適に使用出来る施設として、日常的に維持管理する活動のために補助を行う。 補助限度額：20千円 補助率：1/2	H25	H25
285	淀川区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス 事業補助金	地域社会福祉協議会等	5,164,000	0	0	在宅のひとり暮らし高齢者や寝たきりの高齢者を対象にボランティアが地域施設での会食等の世話をする事により、高齢者の健康の増進と孤独感の解消を図り、また地域社会との交流を深めることにより、高齢者の介護予防や社会参加を促進すること	ひとり暮らし、ねたきり高齢者等に対して、地域のボランティアが配食又は地域の集会所などで会食を行う事業費等に対して助成する	H25	H25
286	淀川区役所 保健福祉課	地域高齢者活動拠点 (老人憩の家)提供事業 助成	老人憩の家運営委員会	3,372,000	0	0	地域の高齢者が健康づくりや仲間づくり、ボランティア活動などを通じて生きがいをもって元気で自立した生活を送るため、高齢者自らが行う自主活動の場を提供することにより、高齢者の心身の健康の増進を図ること	対象者：老人憩いの家運営委員会、補助対象経費：老人憩いの家を提供するための経費、補助率：50%	H25	H25
287	淀川区役所 保健福祉課	訪問型病児・病後児 保育支援事業補助金	訪問型病児・病後児 保育事業者	14,877,000	0	0	保育所等に通所できない病児・病後児の訪問型保育の保育料相当額を補助することにより、一定所得以下の未就学年齢児童を持つ世帯の就労の安定と自立を支援する	一定の要件を満たす事業者に対して、病児・病後児の自宅へ保育スタッフを派遣した費用を補助する	H25	H25
288	東淀川区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	2,657,000	21,608,000	0	地域コミュニティづくりや防災防犯の取組みなど地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくり活動にかかる事業に助成する	防災・防犯などの様々な地域課題の解決や地域コミュニティづくり活動に対して予算の範囲内で補助する	H24	H25
289	東淀川区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会	916,000	7,786,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資する事業に助成する	安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域住民の福祉の推進を図る事業に対して予算の範囲内で補助する	H24	H25
290	東淀川区役所 市民協働課	青色防犯パトロール 活動補助金	青色防犯パトロール を実施する団体	395,000	3,911,000	0	地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生数の減少を図るため、地域団体による自主的な青色防犯パトロール活動に助成する	地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生数の減少を図る事業に対して予算の範囲内で補助する	H24	H25
291	東淀川区役所 市民協働課	東淀川区地域まちづ くり支援事業補助金	東淀川区地域ゆめ・ まち会議	200,000	1,700,000	0	「東淀川区未来わがまちビジョン」の実現に向け、東淀川区地域ゆめ・まち会議開催要綱(平成20年9月17日制定)に基づき、東淀川区内の各地域で開催する地域ゆめ・まち会議において、区民が自主的・主体的に実施するまちづくり活動での事業に対して支援を行う	区民が各地域ゆめ・まち会議において実施する事業に要する経費を補助する 補助期間：最長2年(地域活動協議会が形成されるまで) 補助率：1/2 補助対象限度額：100千円	H24	H25

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
292	東淀川区役所 市民協働課	地域活動協議会補助 金	地域活動協議会	64,105,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
293	東淀川区役所 市民協働課	児童遊園整備費補助 金	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等	75,000	0	0	児童遊園等における遊具その他の設備の管理・更新又は増設に対して補助を行うことで、児童への適切な遊び場の提供と、その健全な育成及び各種の事故防止に資する	児童遊園等を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体に対し、その整備に要した費用のうち、1か所1年につき75千円を上限に補助を行う	H25	H25
294	東淀川区役所 市民協働課	児童遊園活動費補助 金	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等	20,000	0	0	児童遊園等の適正な管理運営上、必要な活動に対し、補助金を交付することで、児童への適切な遊び場の提供と、その健全な育成及び各種の事故防止に資する	児童遊園等を安全・安心で快適な場所として維持することを目的に、地域の住民で自主的に組織された団体に対し、その活動に要した費用のうち、1か所1年につき20千円を上限に補助を行う	H25	H25
295	東淀川区役所 市民協働課	人権啓発推進事業補助 金	人権啓発を行っている団体等	200,000	0	0	市民一人ひとりの人権意識の普及・高揚をはかり、差別や偏見のない人権尊重の明るいまちづくりを推進するため、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、地域主体の人権啓発事業に取り組む地域団体に経費の一部を補助する	地域の実情に応じた人権啓発推進事業を実施する団体に対して補助金を交付する	H25	H25
296	東淀川区役所 市民協働課	コミュニティ育成事業補助 金	連合振興町会等	1,070,000	0	0	コミュニティの輪を広げるため、区内各種団体・官公署・コミュニティスタッフ・NPOなどと連携し明るく笑顔あふれるまちづくりを目指し連帯感の醸成やわがまち意識の高揚とところあふれるまちづくりを推進する	地域の特色に応じて次の事業を取り進む場合に一部補助する ・青少年関係事業 ・文化事業・リーダー育成関係事業 ・地域振興事業費 ・その他、地域コミュニティの育成にかかわること	H25	H25
297	東淀川区役所 市民協働課	青少年育成推進事業補助 金	校下青少年指導委員会等	46,000	0	0	家庭・学校・地域が連携し、子どもの健やかな成長を支えるための地域ネットワークを形成するとともに、地域が主体的かつ特色ある取組みを推進することにより、次世代を担う子ども・青少年を育成する	地域の特色に応じて次の事業を取り進む場合に一部補助する ・地域の青少年の実態把握 ・青少年健全育成・非行防止にかかる事業等の検討・実施 ・「見まもりデー」の実施 ・「子ども110番の家」事業の実施 ・各種研修会、講習会の実施 ・その他、青少年の育成にかかわること	H25	H25
298	東淀川区役所 市民協働課	青少年非行防止活動事業補助 金	校下青少年福祉委員会等	28,000	0	0	大阪市青少年問題協議会会長(=市長)が委嘱する青少年指導員の協力を得ながら、毎月25日を市内統一指導ルームの日とした青少年の街頭指導をはじめ、青少年相談活動や危険箇所の把握などの諸活動を行い、地域における青少年非行を未然に防止し、青少年の健全な育成を図る	地域の特色に応じて次の事業を取り進む場合に一部補助する ・各地域ごとの校下巡視、街頭指導、街頭啓発の実施 ・青少年非行防止活動の資質向上に関する研修 ・青少年問題に関する地域啓発活動 ・その他、青少年の非行防止にかかわること	H25	H25
299	東淀川区役所 市民協働課	生涯学習推進事業補助 金	地域小学校生涯学習ルーム運営委員会等	52,000	0	0	「東淀川区生涯学習推進計画」に基づき、地域が主体となって区民の自主的な学習活動の支援や、生涯学習ボランティアの育成、地域の人材等のネットワークづくりなどに取り組み、「自律と協働の生涯学習社会」をめざすことを目的とする	地域の特色に応じて次の事業を取り進む場合に一部補助する ・生涯学習講座の開催 ・生涯学習の普及啓発のための広報 ・その他、生涯学習の推進にかかわること	H25	H25

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
300	東淀川区役所 市民協働課	P T A ・社会教育関係団体対象学習会助成事業補助金	単位 P T A 等	32,000	0	0	各地域が主体となって自らの人権意識を高めるとともに、地域における啓発指導者としての役割や活動方針についての認識を深めることを目的として開催する人権に関する講演会・研修会や、いじめや不登校、ひきこもり、児童虐待など青少年をめぐる課題について考える家庭教育に関する学習会に対して経費を助成し、人権が尊重され、子どもが健やかに育成されるまちづくりを進めていく	各地域の単位 P T A をはじめとする社会教育関係団体の会員が主催する人権に関する講演会や研修会、家庭教育に関する学習会に対し、経費を助成する	H25	H25
301	東淀川区役所 市民協働課	花と緑のまちづくり事業補助金	公園愛護会等	72,000	0	0	区民が緑化の担い手となり、地域の緑化について考え、計画し、自主的に緑化活動に取り組むことで、緑化推進だけでなく区民主体のまちづくりへの参加意識を高める	地域の特色に応じて次の事業を取り進む場合に一部補助する ・地域における花苗の育苗 ・地域の公共空間の花飾り等にかかる維持管理 ・その他、緑化活動にかかわること	H25	H25
302	東淀川区役所 市民協働課	区民レクリエーション事業補助金	地域体育厚生協会支部等	62,000	0	0	区内各地域におけるスポーツ・レクリエーションに対する多様なニーズに対応し、多くの区民にスポーツ・レクリエーションに触れる機会を提供するとともに、継続的なスポーツ活動を奨励し、生涯スポーツの振興を図り、スポーツ・レクリエーションを市民共有の生活文化の一つとしてとらえ、市民のだけれどもが、生涯の各時期、各場面で、それぞれの個性やライフスタイルに応じて、様々なスポーツ・レクリエーションを楽しむことのできるまちの実現をめざす	地域の特色に応じて次の事業を取り進む場合に一部補助する ・スポーツ・レクリエーションに関する事業	H25	H25
303	東淀川区役所 市民協働課	青少年指導員活動推進事業補助金	校下青少年指導員会	318,000	0	0	地域における青少年活動の推進を図る事業に対し、補助金を交付することにより、青少年活動の活性化を図るとともに、青少年の健全育成を図る	地域における青少年の指導・相談、街頭啓発活動、スポーツ大会、野外活動などの事業に対して補助を行う	H25	H25
304	東淀川区役所 市民協働課	青少年福祉委員活動推進事業補助金	校下青少年福祉委員	24,000	0	0	青少年指導員を側面的に援助し、その活動を地域組織に反映させるとともに、青少年問題に関する世論の啓発と青少年を取り巻く社会環境の浄化ならびに整備促進を図る	青少年指導員を側面的に援助し、その活動を地域組織に反映させるとともに、地域組織とのパイプ役となり、活動のための条件づくりと地域社会への啓発を行う	H25	H25
305	東淀川区役所 市民協働課	子ども会活動推進事業補助金	町会単位の子供会	28,000	0	0	子ども会活動の基礎となる各地域での単位子ども会の育成を図るため、地域が主体となって文化・体育活動や実技講習等を実施し、各地域の実情に即した子ども会の育成を図る	各地域で実施する事業のうち、次の(1)から(3)までに該当する事業を補助対象事業とする。 (1)子ども会活動育成事業 (2)子ども会指導者研修 (3)ジュニアリーダー・シニアリーダー研修	H25	H25
306	東淀川区役所 市民協働課	地域女性活動推進事業補助金	地域女性団体協議会	30,000	0	0	条例において、本市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動又は取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとしてされており、市民との協働による男女共同参画社会の実現に向け、地域を基盤としてとりくむ地域女性団体が行う活動等を支援することで、男女共同参画の視点を持ったまちづくりを推進する	男女共同参画推進にかかる次のような地域女性団体等活動への一部補助 ・地域環境美化活動(町を明るく美しくする運動) ・調査研究活動 ・交流・研修活動	H25	H25
307	東淀川区役所 保健福祉課	子育てサロン(連絡会)支援事業補助金	地域子育てサロンの開設者	90,000	0	0	子育て中の保護者を対象とした育児講座やミニイベントを企画実施する団体等に対して補助を行うことで、子育て家庭の育児不安解消や親子の交流を促進する	小学校就学前の乳幼児と保護者を対象として、交流の場と子育てに役立つ講座等の実施に対して、その経費の50%を補助する	H25	H25
308	東淀川区役所 保健福祉課	障がい者の地域交流支援事業補助金	東淀川区内にグループホーム・ケアホームを開設している社会福祉法人・N P O など	2,000,000	0	0	地域に住む障がい者が、自然に地域の人々とふれあい、いろいろな活動に参加できる環境をつくることを目的とする	東淀川区内にグループホーム・ケアホームを開設している福祉法人・N P O が、障がい者と地域の方々が交流できるスペースを開設し、地域の団体が、そこで事業を行い、家賃を生みだす(店舗・事務所・倉庫)など。収入を得ながら障がい者とともに活動する場所を5年間維持する。開設費用の1/2(2,000千円を上限とする)を補助する いろいろな活動とは、地域での避難訓練や運動会、学習会やレクリエーションなどを指す	H25	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
309	東淀川区役所 保健福祉課	子育てリフレッシュ 事業補助金	キッズスペース等を 設置する店舗等の事 業者	4,000,000	0	0	区内のキッズスペース等を設置している店舗等を増 加させることを目的とする	授乳スペースやキッズスペースなどを設置する協力 店舗(飲食店、病院、美容室、ショッピングセンター 等)に、設置にかかる費用の2分の1(上限額、単に設 置するもの：100,000円(30店舗)、改修工事の伴なう もの：500,000円(2店舗))の額を補助金として交付 し、子育て世帯が利用できる施設を増加させる	H25	H27
310	東淀川区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス 事業補助金	地域社会福祉協議会 等	1,005,000	0	0	本市に居住するひとり暮らし、ねたきり高齢者等を 対象に食事サービスを行い、当該高齢者の健康増進 と地域社会との交流を図る	単身の高齢者、高齢者のみ世帯等を対象に、地域社 協がボランティアの協力を得て地域施設等において 会食又は配食サービスを実施する事業に対して、食 事にかかる費用を補助する	H25	H25
311	東淀川区役所 保健福祉課	地域高齢者活動拠点 (老人憩いの家)提供 事業補助金	老人憩いの家運営委 員会	560,000	0	0	地域の高齢者に対し、教養の向上など自主活動のた めの拠点を提供し、高齢者の余暇活動の向上と心身 の健康の増進を図る	対象者：老人憩いの家管理運営委員会、補助対象経 費：老人憩いの家を提供するための経費 補助率：50% 限度額：350,000円	H25	H25
312	東淀川区役所 保健福祉課	保育ママ事業(個人実 施型)開設支援事業補 助金	区の指定する地域に おいて保育ママ事業 (個人実施型)を実施 する事業者	4,000,000	0	0	区内の未入所児童の多い地域(豊里・大桐・大道南地 域を中心とした周辺地域)における未入所児童の解消 を図るため、補助金を交付することにより、保育マ マ事業者の開設を促進する	東淀川区は保育所未入所児童(特に0～2歳の低年齢 児)が多い地域であるが、その保育所未入所児童(特 に0～2歳の低年齢児)を解消するために、東淀川区内 の指定する地域(豊里・大桐・大道南地域を中心とし た周辺地域)で保育ママを開設する事業実施者に、開 設経費(設備や備品、リフォーム等)の2分の1の額を 補助(ただし、大阪市保育ママ事業(個人実施型)で補 助される経費(200,000円)を差し引いた経費)する	H25	H27
313	東淀川区役所 保健福祉課	健康づくり活動事業 補助金	地域社会福祉協議会 等	323,000	0	0	健康で生き生きと暮らしていけるまちづくりをめざ し、地域による自主的・主体的な健康づくり活動を 支援・推進し、区民主体の健康づくり運動の取り組 みを進めることにより、区民の健康の保持・増進を 図ることを目的とする	対象者：概ね小学校区内において設置される地域社 会福祉協議会または地域住民で自主的に組織された 地域団体(但し、地域活動協議会形成地域を除く) 対象事業：同団体が行う地域における健康づくり普 及啓発活動等 補助率：補助対象経費の1/2	H25	H25
314	東淀川区役所 保健福祉課	一時預かり事業(一時 保育)補助金	認可外保育施設を運 営する法人	1,894,000	0	0	保護者の傷病等に伴い一時・緊急的に保育が必要な 場合に、保育所において保育サービスを提供し、児 童の福祉の増進を図る	児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象と ならない就学前児童で、保護者の傷病等により保育 を必要とする児童を対象とし、認可外保育施設にお いて保育サービスを提供する	H25	H27
315	東成区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	9,125,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織さ れた市内全域を網羅した住民自治組織である区地域 振興会、地域活動協議会が実施する事業に対し補助 金を交付する	区地域振興会または地域活動協議会が実施する、地 域のコミュニティづくりに関する活動、安全・安心 なまちづくりに関する事業に対して補助する	H24	H24
316	東成区役所 保健福祉課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会	0	5,038,000	0	地域住民の福祉の推進を図り、すべての人が安心し て暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議 会(地域安心ネットワーク委員会)が実施する高齢者 見守り活動、子育てサロン事業、ふれあい喫茶事業 に対し補助金を交付する	地域社会福祉協議会(地域安心ネットワーク委員会) が実施する、市民の安全安心の実現に向け必要性か つ緊急性の高い事業である、高齢者見守り活動、子 育てサロン事業、ふれあい喫茶事業に対して補助す る	H24	H24
317	東成区役所 市民協働課	青色防犯パトロール 活動補助金	青色防犯パトロール を実施する団体	0	622,000	0	区の区域内における青色防犯パトロール活動を支援 することにより、街頭犯罪を減少させ、安全で安心 して暮らせる街づくりに寄与するため、青色防犯パ トロール活動を実施する団体に対し補助金を交付す る	青色防犯パトロール活動を実施する団体に対し、ガ ソリン代・保険代等の運行経費に対して補助する	H24	H24

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
318	東成区役所 市民協働課	自律的な地域運営を 支援するための活動 補助金	地域活動協議会	1,000,000	400,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動 団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みで ある地域活動協議会を形成した地域が、今後これま で以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い 手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的 に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創 意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事 業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組 みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、 新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施す るための初期支援 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用し たインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支 援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H27
319	東成区役所 市民協働課	地域活動協議会補助 金	地域活動協議会	17,491,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活 動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営 を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動 及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対 する補助(具体的な活動内容については同協議会の選 択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10ま で可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費) への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域 活動協議会を形成した地域については25年度に限り 活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
320	東成区役所 市民協働課	東成区未来わがまち ビジョン活動補助金	東成区未来わがまち 推進会議を構成する テーマごとの各分会	0	800,000	800,000	より魅力ある東成区地域社会を築くため、市民が 東成区未来わがまちビジョン活動の趣旨に共感し、 お互いに助け合いながら、主体的に実施する、より 豊かな暮らしづくり、まちづくり、人づくりを推進 する取組みに対して補助金を交付する	公募区民委員等で構成する東成区未来わがまち推進 会議の各分会が、東成区内において行う東成区未来 わがまちビジョンに掲げるまちづくり活動を補助対 象事業とし、補助額は補助対象経費の1/2以内、20万 円を上限としている	H18	H24
321	生野区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	1,180,000	16,669,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織さ れ市内全域を網羅した住民自治組織である区地域振 興会の活動に対し、補助金を交付することにより地 域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会が行うコミュニティづくりに関する活 動や安全安心なまちづくりに関する活動にかかる経 費を補助する	H24	H25
322	生野区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議 会、地域ネットワ ーク委員会	458,000	8,702,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざ し、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会 の活動に対し、補助金を交付することにより地域住 民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営 に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が 行う地域福祉に関する活動にかかる経費を補助する	H24	H25
323	生野区役所 市民協働課	青色防犯パトロール 活動補助金	青色防犯パトロール を実施する団体	320,000	320,000	0	地域の自主防犯活動として青色防犯パトロールを 実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な経 費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の 促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン 代等)の一部補助	H24	H27
324	生野区役所 市民協働課	自律的な地域運営を 支援するための活動 補助金	地域活動協議会	400,000	0	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動 団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みで ある地域活動協議会を形成した地域が、今後これま で以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い 手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的 に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創 意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事 業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組 みを支援する	地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新 たな担い手の確保を目的としたイベントを実施す るための初期支援 補助期間：2ヵ年(連続) 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセン ティブ制度を導入)	H25	H26
325	生野区役所 市民協働課	地域活動協議会補助 金	地域活動協議会	28,940,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活 動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営 を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動 及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対 する補助(具体的な活動内容については同協議会の選 択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10ま で可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費) への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域 活動協議会を形成した地域については25年度に限り 活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
326	旭区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	10,481,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域コミュニティ作りと安全安心なまちづくりのために必要な経費に対して補助金を交付する	H24	H24
327	旭区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	4,580,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域ネットワーク委員会及び地域社会福祉協議会の活動に対し、事業費補助をすることにより地域住民の福祉の推進を図る	地域ネットワーク委員会及び地域社会福祉協議会が行う、要援護者への見守り及び相談援助活動、生きがいつくり及び健康づくり活動に必要な経費を助成するため補助金を交付する	H24	H24
328	旭区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	76,000	0	本補助事業は、街頭犯罪発生件数のワースト1を返上することを目的としているため、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて事業を実施する必要がある。また、地域における市民等の自主的な活動を継続的に事業展開する必要がある	地域住民による自主的な地域防犯の取組み・活動を支援し、犯罪発生への抑止と、防犯意識を高めるための啓発によって、安全なまちづくりの推進に資するため、補助金を交付する	H24	H24
329	旭区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	23,758,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
330	城東区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	764,000	23,340,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H25
331	城東区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	226,000	7,235,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H25
332	城東区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	80,000	744,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを新たに実施しようとする団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部補助	H24	H25
333	城東区役所 市民協働課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	4,200,000	900,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまでに以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額：200千円 補助率：1/2(マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H26
334	城東区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	38,443,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
335	城東区役所 保健福祉課	こどもシェルター設 置事業補助金	社会福祉法人 等	3,000,000	0	0	虐待などで居場所のない、十代後半の公的な制度の適用を受けないこどもや、集団生活になじまない処遇困難児童を一時的に避難させ、法的な支援も含めた自立に向けた支援を目的とする	主に15歳から20歳未満の児童等を対象とし、その処遇に必要な生活支援事業費・相談支援事業費用の1/2を補助する。年間の補助額は300万円を上限とする	H25	H27
336	城東区役所 保健福祉課	地域高齢者活動拠点 (老人憩の家)提供事 業助成	老人憩の家運営委員 会	580,000	0	0	高齢者の心身の健康の増進を図ること等を目的に、地域の高齢者が健康づくりや仲間作り、ボランティア活動などを通じて生きがいを持って元気で自立した生活を送るため、高齢者自らが行う自主活動の場を提供し、その施設運営を支援する	老人憩の家管理運営団体にに対し、290千円を上限として老人憩の家管理運営経費のうち補助対象経費の1/2を補助する	H25	H25
337	鶴見区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	15,368,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会等の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会等が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
338	鶴見区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	5,496,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会・地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
339	鶴見区役所 市民協働課	青色防犯パトロール 活動補助金	青色防犯パトロール を実施する団体	0	1,920,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
340	鶴見区役所 市民協働課	自律的な地域運営を 支援するための活動 補助金	地域活動協議会	3,200,000	1,000,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまでに以上各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助期間：2ヵ年(連続) 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入)	H24	H27
341	鶴見区役所 市民協働課	地域活動協議会補助 金	地域活動協議会	33,152,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度ののみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
342	鶴見区役所 市民協働課	子どもの安全見守り 防犯カメラ設置補助 金	通学路・公園等の安全 確保のため防犯カ メラを設置する町会 等	3,000,000	0	0	通学路・公園等への防犯カメラの設置経費の補助を行うことで、犯罪抑止に効果的である防犯カメラの設置を促進し、街頭犯罪発生件数の減少を図る	通学路・公園等に設置された防犯カメラの設置経費を補助する 補助率：3/4	H25	H26
343	阿倍野区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	697,000	12,570,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である地域振興会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H25
344	阿倍野区役所 保健福祉課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	229,000	4,580,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地区社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	地区社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H25
345	阿倍野区役所 市民協働課	青色防犯パトロール 活動補助金	青色防犯パトロール を実施する団体	0	160,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを新たに実施しようとする団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)の一部補助	H24	H24

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
346	阿倍野区役所 市民協働課	自律的な地域運営を 支援するための活動 補助金	地域活動協議会	2,100,000	200,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動 団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みで ある地域活動協議会を形成した地域が、今後これま で以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い 手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的 に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創 意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事 業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組 みを支援する	地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新 たな担い手の確保を目的としたイベントを実施する ための初期支援 補助期間：2ヵ年(連続) 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセン ティブ制度を導入)	H24	H26
347	阿倍野区役所 市民協働課	地域活動協議会補助 金	地域活動協議会	19,122,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活 動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営 を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動 及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対 する補助(具体的な活動内容については同協議会の選 択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10ま で可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費) への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域 活動協議会を形成した地域については25年度に限り 活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
348	住之江区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	7,650,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織さ れた区内全域を網羅した住民自治組織である区地域 振興会の活動に対し、補助金を交付することにより 地域住民の福祉の増進を図り、セーフティネットを 維持・再構築する取り組みを継続させ、市行政の円 滑な運営に資することを目的とする	地域のコミュニティづくりに関する活動(夏祭り、運 動会など)に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
349	住之江区役所 保健福祉課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議 会、地域ネットワ ーク委員会	0	6,412,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざ し、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会 の活動に対し、補助金を交付することにより地域住 民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営 に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が 行う地域福祉活動の一部について補助する	H24	H24
350	住之江区役所 市民協働課	青色防犯パトロール 活動補助金	青色防犯パトロール を実施する団体	0	1,280,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを 実施する団体に対して、パトロールの実施に必要な 経費の補助を行い、地域における自主防犯活動の促 進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動を実施している団体に対 し、活動に要する経費の一部を補助する	H24	H24
351	住之江区役所 市民協働課	地域活動協議会補助 金	地域活動協議会	51,404,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活 動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営 を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動 及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対 する補助(具体的な活動内容については同協議会の選 択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10ま で可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の件費や物件費) への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域 活動協議会を形成した地域については25年度に限り 活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
352	住之江区役所 市民協働課 保健福祉課	福祉有償運送支援事 業補助金	福祉有償運送を新た に実施する団体等	4,000,000	0	0	通院等の外出に支援を要する高齢者・障がい者の移 動手段を確保するため	補助対象：事業立ち上げにかかる車両購入費・運転 手講習会受講経費・運行管理責任者講習受講経費・ 車検にかかる経費・点検にかかる経費・修繕費・任 意保険料・駐車場賃借料 補助限度額：2,000千円 補助率：1/2	H25	H26
353	住之江区役所 市民協働課 保健福祉課	NPO等による車両運行 への支援事業補助金	車両運行を新たに実 施する団体等	2,000,000	0	0	高齢者・障がい者向けの地域における移動手段を確 保するため	補助対象：事業立ち上げにかかる車両購入費 補助限度額：2,000千円 補助率：1/2	H25	H26
354	住吉区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	9,929,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織さ れた区内全域を網羅した住民自治組織である区地域 振興会の活動に対し、補助金を交付することにより 地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会が行うコミュニティづくりに関する活 動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して補 助する	H24	H24

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
355	住吉区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	5,496,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を支出することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	区地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
356	住吉区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	222,000	0	街頭犯罪発生件数を抑制するため、区役所、地域の連携強化を図り、青色防犯パトロール活動の推進を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
357	住吉区役所 市民協働課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	3,100,000	1,000,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまでに以上に各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	(1)地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入) (2)地域活動協議会が法人格を取得するための取組支援 補助回数：1回 補助限度額：100千円 補助率：1/2	H24	H25
358	住吉区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	30,373,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみの10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
359	住吉区役所 保健福祉課	地域ふれあい活動補助金	地域ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人等	2,500,000	0	0	高齢者・児童や障がい者等を支援する地域ボランティア団体、グループ、市民活動団体、NPO法人等の育成を支援することを目的とする	高齢者・児童や障がい者等を支援する地域ボランティア団体、グループ、市民活動団体、NPO法人等が行う公益性のある地域福祉活動に対して事業費の2分の1を上限に補助を行う	H25	H27
360	東住吉区役所 未来戦略課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	15,752,000	0	地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された区内全域を網羅した住民自治組織である区地域振興会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図る	区地域振興会が行うコミュニティづくりに関する活動や安全安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
361	東住吉区役所 未来戦略課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	6,412,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする	区地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会が行う地域福祉に関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
362	東住吉区役所 未来戦略課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	3,640,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを新たに実施しようとする団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
363	東住吉区役所 未来戦略課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	33,574,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみの10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
364	東住吉区役所 未来戦略課	コミュニティケア活動補助金	区民が構成する地域福祉活動を行う団体等	14,000,000	0	0	真に支援が必要な高齢者・障がい者に対する区民の自主的な地域福祉活動を側面支援することにより、住民の福祉マインドを醸成し、市政改革プランの基本方針でもある「市民による自律的な地域運営」を実現する	区民によって構成される団体や組織等が行う地域福祉活動に対して、1事業あたり50万円を上限として予算の範囲内で補助する	H25	H27
365	平野区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	19,776,000	0	コミュニティづくりや、安全・安心なまちづくり活動等を進める各連合振興町会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対して、補助金を交付する	平野区地域振興会が行う地域コミュニティづくりに関する活動、安全・安心なまちづくりに関する活動に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
366	平野区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	10,076,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会及び地域活動協議会等の活動に対し、補助金を交付することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを旨とする	地域ネットワーク委員会が行う援助を要する住民のニーズの発見や健康づくり、生きがいづくりなどの事業や地域社会福祉協議会が行う地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い推進体制の整備事業などの経費に対して、予算の範囲内で補助する	H24	H24
367	平野区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	4,674,000	0	地域の自主防犯活動として、青色防犯パトロールを新たに実施しようとする団体に対して、パトロールの実施に必要な経費の一部補助を行い、地域における自主防犯活動の促進と街頭犯罪発生件数の減少を図る	青色防犯パトロール活動の実施に係る経費(ガソリン代等)一部補助	H24	H24
368	平野区役所 市民協働課	自律的な地域運営を支援するための活動補助金	地域活動協議会	0	600,000	0	おおむね小学校区を単位とし、さまざまな市民活動団体が幅広く参画した自律的な地域運営の仕組みである地域活動協議会を形成した地域が、今後これまでに以上各団体や住民との連携を深め、新たな担い手を確保しながら、地域がより一丸となって主体的に地域活動を進めていく取組みや、自らの発想と創意工夫により発展しようとする際に、さまざまな事業展開が容易になるよう、社会的信用を高める取組みを支援する	地域活動協議会が、新たな幅広い層への周知や、新たな担い手の確保を目的としたイベントを実施するための初期支援 補助期間：2ヵ年(連続) 補助限度額：200千円 補助率：1/2 (マッチングファンドの考え方を応用したインセンティブ制度を導入)	H24	H24
369	平野区役所 市民協働課	地域活動協議会補助金	地域活動協議会	55,228,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局のPersonnel費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
370	西成区役所 市民協働課	地域振興活動補助金	連合振興町会等	0	16,678,000	0	地域が主体的に行なう地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を目的とする	地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し補助金を交付する	H24	H24
371	西成区役所 市民協働課	地域福祉活動補助金	地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会	0	7,328,000	0	すべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会の活動に対し、補助金を助成することにより地域住民の福祉の推進を図り、もって行政の円滑な運営に資することを目的とする	地域社会福祉協議会及び地域ネットワーク委員会は、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合い活動、住民のニーズに適切なサービスを結びつけていく支援活動等を地域の実情に応じ展開しており、これらの非収益活動の補助を行う	H24	H24
372	西成区役所 市民協働課	青色防犯パトロール活動補助金	青色防犯パトロールを実施する団体	0	776,000	0	地域住民が自主的に行う青パト活動は、犯罪抑止及び防犯啓発・防犯意識の向上に大きな効果が見込まれることから、この青パト活動の支援を行うことにより、防犯活動のさらなる広がり、活動の定着を図る	青色防犯パトロール活動を実施する団体に対し、活動に要する経費の補助を行う	H24	H24

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度予算	24年度予算 (当初+7月補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
373	西成区役所 市民協働課	地域活動協議会補助 金	地域活動協議会	29,448,000	0	0	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率：活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額：活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)	H25	H27
374	西成区役所 市民協働課	児童遊園整備費補助 金	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等	750,000	0	0	児童遊園等の遊具その他の設備の管理・更新又は増設に対して補助することで、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	1年につき150千円を上限とする	H25	H25
375	西成区役所 市民協働課	児童遊園活動費補助 金	児童遊園等を維持することを目的に、地域住民で自主的に組織された団体等	200,000	0	0	児童遊園等を管理する地域の団体等に対して、活動費を補助することで児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資することを目的とする	児童遊園等の維持管理するための活動にかかる経費を補助対象とし、2分の1以内かつ上限を2万円とする	H25	H25
376	西成区役所 保健福祉課	地域高齢者活動拠点 (老人憩の家)提供事業 助成	老人憩の家運営委員会	5,495,000	0	0	地域の高齢者が健康づくりや仲間づくり、ボランティア活動などを通じて生きがいを持って元気で自立した生活を送るため、高齢者自らが行う自主活動の場を提供することにより、高齢者の心身の健康の増進を図ること等を目的とする。また、今後は使用者を高齢者に限定せず地域住民が利用しやすくなるよう、名称変更等行い使用者の範囲拡大を行う	老人憩の家を管理運営するために必要な経費(光熱費・管理人報酬等)の50%かつ上限月額289,200円の範囲内で補助する	H25	H25
377	西成区役所 保健福祉課	高齢者食事サービス 事業補助金	地域社会福祉協議会	8,487,000	0	0	在宅のひとり暮らしの高齢者やねたきの高齢者を対象に、ボランティアが地域施設での会食等の世話をすることにより、高齢者の健康の増進と孤独感の解消を図り、また、地域社会との交流を深めることにより、高齢者の介護予防や社会参加を促進することを目的とする	ひとり暮らし、ねたき高齢者等に対して、地域のボランティアが配食又は地域の集会所などで会食を行う事業費等に対して助成する	H25	H25
378	西成区役所 保健福祉課	「つくろう・あそぼう・つながろう」へ だれもが集える公園 づくり～地域と子ども のふれあい事業助 成	区内で子育て支援を 行う団体等	500,000	0	0	区内に住むすべての子どもを中心に、子育て世代や高齢者、障がい者を含む地域住民の参加による、「遊び」をテーマにした区内の公園等を活用する事業の開催に必要な経費の一部を補助することにより、地域と子どもがふれあう環境づくりを進める。公園などの誰もが集いやすい社会資源を活用し世代を越えた人々が集まり、子どもと子ども、子どもと大人が遊びを通じてふれあうことにより、子どもたちのコミュニケーション能力を高め、お互いを思いやる心やともに生きる人権意識を学び育むことを目的とする。また、乳幼児をもつ子育て世代が感じている、子育ての不安や疑問を解消する情報交換の場とともに、社会や地域からの孤立を防ぐ	次の対象事業を補助する ・区または地区の社会福祉協議会、地域振興会、民生委員協議会を中心とする団体で、子どもを対象に公園などで実施するイベント ・区内で子育て支援をおこなう団体が主催で、社会福祉施設やNPO団体、社会福祉協議会、行政などが参画するイベント	H25	H25
その他(24年度や25年度に支出対象がないなどにより、予算計上を行っていないもの)				0	33,106,000	2,379,158,000				
一般会計合計				51,796,480,000	52,548,621,000	64,445,625,000				

※25年度予算がないものについては、事業が廃止となったもの。

(市街地再開発事業会計)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度算定	24年度予算 (当初+補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
1	都市整備局 阿倍野再開発事務所 経営担当	大阪市市街地再開発 事業補助	特定建築者	0	924,432,000	1,517,839,000	大阪市内において市街地再開発事業をする者に対し、これに要する費用を補助することにより、計画的な街づくりを促進し、あわせて都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする	D4-1棟等の建設に要する費用について、補助対象（国庫補助対象として要領又は要綱により国が認めた内容のもの）のうち、特定建築者が取得する部分に係る費用については2/3以内、それ以外の部分に係る費用については3/3以内を補助金として交付する	H18	H24
	政令等特別会計合計			0	924,432,000	1,517,839,000				

(中央卸売市場事業会計)

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度算定	24年度予算 (当初+補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
1	中央卸売市場本場	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟入居促進事業補助金	新規に本市中央卸売市場本場外から業務管理棟へ入居する者	0	0	442,000	本市中央卸売市場本場の活性化と市場機能の充実を図るため、業務管理棟への入居に際して入居移転関連費用の一部を補助金として交付することについて必要な事項を定め、もって入居促進の一助とすることを目的とする	本場業務管理棟への入居促進の一助とするため、移転費用のうち入居先の面積に対し4,000円/㎡を限度に補助する。なお、実際に支出した移転費用を超えないこととする	H18	H23

(港営事業会計)

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度算定	24年度予算 (当初+補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
1	港湾局 営業推進室 販売促進担当	咲洲コスモスクエア地区立地促進助成	咲洲コスモスクエア地区内の市有地を購入し、本市の定める特定産業分野に関する研究開発施設等、若しくはそれを支援する生活利便施設を整備する事業者	0	0	542,099,000	咲洲コスモスクエア地区における研究開発拠点の形成を促進し、もって大阪経済の活性化と都市再生に資することを目的とする	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象地域：咲洲コスモスクエア地区 ・助成対象事業者：特定産業分野に関する研究開発施設等を整備する事業者 ・助成要件：3,000㎡以上（研究開発施設、海外公的機関は1,000㎡以上）の市有地を新たに購入すること、常用雇用者数5名以上（研究開発施設の場合は研究に従事する者が10名以上）、売買契約から3年以内に事業開始、同地で10年以上事業継続すること等 ・助成対象経費：用地取得費 ・助成金額：助成対象経費の30%以内（10億円を限度） ※24・25年度予算については支出対象がないため計上なし	H16	H25

(下水道事業会計)

(単位：円)

番号	所 管	支出名称	支出先	25年度算定	24年度予算 (当初+補正)	23年度当初	交付目的	事業の概要	事 業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
1	建設局総務部 経理課	水洗便所設備費助成	水洗便所に改造する申請者	0	0	750,000	処理区域内の汲取便所又は浄化槽による便所の水洗便所への改造の促進のため	汲取り便所1戸につき100,000円、浄化槽便所1戸につき80,000円で、所得制限あり なお別途、非課税世帯やひとり親世帯、障害者世帯等への特別助成（50,000円～150,000円以内）、排水設備設置困難世帯への特別助成（1,000,000円以内で工事費の4/5、汲取り改造のみ）あり ※24年度以降の新規受付は廃止	S33	H23
2	建設局管理部 事業所担当	雨水貯留タンク普及促進助成	市内に雨水貯留タンクを設置する申請者	1,800,000	3,000,000	3,000,000	総合的な浸水対策の一環として、雨水の流出抑制及び雨水の利用を目的とした雨水貯留タンクを設置する市民に対し助成金を交付する	市内の住宅等に設置される市販の雨水貯留タンク1基につき3万円を上限として、購入費の1/2を助成する	H18	H27

準公営企業会計合計	1,800,000	3,000,000	546,291,000
-----------	-----------	-----------	-------------

合計	51,798,280,000	53,476,053,000	66,509,755,000
----	----------------	----------------	----------------

2. 新規補助金概要シート

問い合わせは、各所管の担当へお願いします。

(1) 補助内容

番 号	47	所 管	福祉局生活福祉部地域福祉課														
名 称	民生委員協議会運営補助金																
交付先	各区民生委員協議会																
交付目的	民生委員・児童委員活動の推進と民生委員・児童委員相互の連絡調整をはかり、福祉事業及び地域福祉活動の発展を促進する。																
事業の概要	民生委員協議会が実施する事業、各区及び地区における連絡調整、情報の共有化などの業務について、24区に設置されている民生委員協議会に対し、民生委員法に基づき予算を上限として補助を行う。																
25算定額及び積算	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(補助対象額)</td> </tr> <tr> <td>1. 連絡・調整</td> <td style="text-align: right;">92,426千円</td> </tr> <tr> <td>2. 協議会事業の実施</td> <td style="text-align: right;">3,183千円</td> </tr> <tr> <td>3. 地区協議会の開催</td> <td style="text-align: right;">5,645千円</td> </tr> <tr> <td>4. 総会における情報の提供及び共有化</td> <td style="text-align: right;">7,404千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">108,658千円</td> </tr> </table>						(補助対象額)	1. 連絡・調整	92,426千円	2. 協議会事業の実施	3,183千円	3. 地区協議会の開催	5,645千円	4. 総会における情報の提供及び共有化	7,404千円	合 計	108,658千円
	(補助対象額)																
1. 連絡・調整	92,426千円																
2. 協議会事業の実施	3,183千円																
3. 地区協議会の開催	5,645千円																
4. 総会における情報の提供及び共有化	7,404千円																
合 計	108,658千円																
事業開始年度	平成25年度		交付方法	概算払(分割)													
根拠規定等	法律 <input checked="" type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input checked="" type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>												
法律・条例の名称	民生委員法																
補助率	財源の有無	100%	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>												
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>														
交付先の分類	各種団体																
性質別分類	団体運営費補助																
終 期	平成27年度																
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>														
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>															
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由														

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	民生委員協議会にかかる費用は、民生委員法において本市負担とすることが定められているため、団体の運営に対する補助金の支出が必要である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	支出の対象経費が、民生委員法で都道府県(政令市)が負担しなければならない項目に限定されており、金額、補助率ともに妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	法令上民生委員が組織することとされている団体の運営に対する補助であり、本市が行うべき施策にも合致していることから、補助金としての支出が有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	法令上民生委員が組織することとされている市内唯一の団体であり、交付先として適正である。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	当該補助金が、民生委員活動の円滑化に寄与したかどうかについて、各民生委員にアンケート調査を行うことにより、効果の達成度をはかる。 「民生委員の職務を円滑に遂行するにあたって必要な支援が行われた」と感じる民生委員の割合60%以上
--------	--

(1) 補助内容

番 号	131	所 管	こども青少年局子育て支援部保育企画課		
名 称	保育ママ開設時施設改修補助金				
交付先	家庭的保育者(個人型)又は法人代表者(法人型・保育所実施型)				
交付目的	保育ママ事業における保育室(10人定員)の開設にあたり、保育室改修費用を助成することで、保育室開設を促進する。				
事業の概要	保育ママ事業における保育室(10人定員)の開設にあたり、保育に必要な環境を整えるため、保育室改修費用について補助を行う。				
25算定額及び積算	平成25年度 算定額 改修補助金 18,000千円 (@2,000,000×9ヶ所)				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	100%	国 <input type="checkbox"/>	府 <input checked="" type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	個人又は法人				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成27年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	増大かつ多様化する保育ニーズに応えるため、保育ママ事業を推進するとともに、入所児童の安全性を確保するためその必要性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	開設にあたり、設備基準などを満たすために必要な最低限の改修経費を基準額として設定しているため妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	設備基準等を満たすことで、保育室開設の促進を図ることができ、入所児童の安全性も確保できることから補助効果が期待できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募で一定の要件を満たし、かつ、バンク登録を行った家庭的保育者又は法人代表者で、保育ママ事業を実施する者(事業者)に対して交付することから、適正かつ公平に交付先が決定される。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	保育ママ(10人定員)の開設箇所数
--------	-------------------

(1) 補助内容

番号	133	所管	こども青少年局子育て支援部保育企画課		
名称	低年齢児保育実施保育所看護師等雇用費補助金				
交付先	民間保育所				
交付目的	低年齢児保育を実施する保育所における児童の健康管理、感染症の予防、体調不良時や負傷時の対応等の取組みを充実させ、児童の安全を確保する。				
事業の概要	乳児9人以上が入所する保育所に対し、看護師又は保健師を配置するために必要となる経費(保育士配置基準の内数となっているものを除く。)を補助する。				
25算定額及び積算	補助金額は、補助対象経費の実支出額と補助基準額(年額4,310,000円)を比較して少ない方の額の1/2を補助する。(平成25年度 215,500千円)				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率 財源の有無	50%	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体(社会福祉法人)				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終期	平成27年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	乳児を含む低年齢児は、感染症にかかりやすく、体調を崩すことや怪我することも多いため、健康管理、感染症予防、傷病時の対応等の充実を図る必要がある。 児童の健康管理、感染症予防、傷病時の対応にあたっては医療の専門知識が必要であり、専門知識を有する看護師又は保健師がこれらの役割を担うことにより効果的な対策が講じられることから公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費は入所児童の保健衛生に従事する看護師又は保健師の雇用経費である。金額は賃金構造統計基本調査による看護師の平均の年間給与額を基に算定している。 保育所は保育内容により独自の料金を徴することができず、その中で保健衛生の取組みを促進するため、補助率はガイドラインの上限をもって設定していることから妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	民間保育所において健康管理の専門知識を有する看護師又は保健師が保健衛生業務を行うと入所児童の安全が確保されるが、民間保育所にとっては多額の経費が必要となることから雇用経費を補助することにより、保育所における看護師又は保健師の配置が促進される。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	大阪市管轄の乳児9人以上入所する民間保育所が対象となり、乳児9人の要件を満たす全ての民間保育所に対して制度周知を行い、申請を受け付けるため、公平かつ適正に交付先が決定される。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	乳児9人以上が入所する民間保育所のうち看護師又は保健師を配置する保育所数 保育所における保健業務の取組状況(保健計画・疾病予防策等の整備、衛生上の点検) 保育所で発生した傷病の対応と治癒経過、感染症の罹患数
--------	---

(1) 補助内容

番 号	134	所 管	こども青少年局子育て支援部保育企画課		
名 称	民間保育所賃料補助金				
交付先	民間保育所を設置運営する法人				
交付目的	賃貸物件で保育所を新設する場合に賃料の一部を補助することにより、保育所整備を促進させ、待機児童の解消を図る。				
事業の概要	安心こども基金を活用した賃貸物件による民間保育所の設置運営のために賃料補助を行う。				
25算定額及び積算	補助金額は、補助対象経費の実支出額と補助基準額(年額10,000,000円)を比較して少ない方の額の3/4を補助する。(平成25年度 3,750千円)				
事業開始年度	平成25年度	交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	3/4	国 <input checked="" type="checkbox"/>	府 <input checked="" type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体(民間保育所を設置する法人)				
性質別分類	施設運営費補助				
終 期	平成25年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	仕事と子育ての両立を支援し、安心して子どもを生き育てることのできる社会づくりを進めるうえで保育所の新設による入所枠を拡大し、待機児童の解消を図っていく必要があることから、補助を行うに足る公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費や金額、補助率については、大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金の基準を用いており、整備を促進していく基準として妥当性がある。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	補助金により法人負担が軽減されることにより、施設整備を促進し、入所枠の拡大が図られることから、補助金の有効性がある。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	保育所を設置する法人すべてを対象としており、交付先については、外部委員を含む法人選考委員会等の意見を踏まえ決定している。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	整備保育所数
--------	--------

(1) 補助内容

番 号	136	所 管	こども青少年局子育て支援部保育所運営課		
名 称	大阪市民間保育所運営補助金(障がい児保育研修事業)				
交付先	社会福祉法人 外				
交付目的	障がいのある乳幼児の民間保育所への入所を円滑にするために実施する、障がい児保育の研修受講を促進するため研修代替職員の人件費を補助する。				
事業の概要	民間保育所に対し技術的な研修を行い、その間の配置基準を補うための代替職員に要する人件費補助金を交付する。				
25算定額及び積算	日額7130円(保育士単価)×12日(研修期間)×3名(人数)×2回(回数)×8か所(実施か所数)				
事業開始年度	平成25年度	交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	100%	国 <input type="checkbox"/>	府 <input checked="" type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
無 <input type="checkbox"/>	本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	
交付先の分類	各種団体(民間保育所を運営する社会福祉法人等)				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成30年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		有の場合 その理由	

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	今後公立保育所の民営化が進む中で、障がい児保育における民間保育所の重要性は高まっていくため、それに対応した研修を実施することは必要である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費については、保育所運営費には含まれない研修の代替職員雇用経費であり、金額についても市及び国基準に基づいた対応職員相当額であるため妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	研修受講の間の代替職員を雇用するための補助金を支出することで、研修受講が促進され、また、民間保育所の人員雇用にかかる経費あることから、補助金で支出することが施策目的実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	研修受講希望者を公募するとともに、最終的には全ての民間保育所に同回数研修を行うため公平である。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	民間保育所における障がい児の入所者数
--------	--------------------

(1) 補助内容

番号	186	所管	都市整備局企画部住宅政策課		
名称	マンション管理・建替支援事業 分譲マンション耐震改修検討費助成				
交付先	分譲マンションの管理組合				
交付目的	分譲マンションの耐震改修に向けた円滑な合意形成を支援することを目的とする。				
事業の概要	申請資格:分譲マンションの管理組合 助成対象となるマンションの要件:昭和56年5月31日以前に建築されたマンション、10人以上の区分所有者が存在すること等 補助対象:分譲マンションの耐震改修の検討に要する費用 補助率・補助限度額:補助対象費の1/3(うち、50%は国庫補助金)上限50万円				
25算定額及び積算	25算定額:1,000千円(500千円×2件) 補助対象額(分譲マンションの耐震改修の検討に要する費用):1,500千円/管理組合、補助率:1/3				
事業開始年度	平成25年度	交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input checked="" type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称	建築物の耐震改修の促進に関する法律				
補助率	1/3 (上限500千円)	国 <input checked="" type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体(管理組合)				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終期	平成27年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	東南海・南海地震や上町断層帯による直下型地震の発生が危惧されており、住宅の耐震化を促進する必要がある。特に、分譲マンションは、共同住宅という居住形式、区分所有という所有形式であることから、権利関係が複雑であり、合意形成等において戸建住宅にはない難しさがあるため、合意形成を支援する必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	要綱に建替検討に必要な対象経費や上限額を明確に規定するとともに、本市ガイドラインを踏まえ、補助率を1/3としている。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	住宅の耐震化には、市民の経済的負担を軽減することが不可欠となっており、施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付の対象となるマンションについて、補助要件等の明確な基準を設け、適正かつ公平に交付先を決定する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	市内の住宅の耐震化率(平成27年度における耐震化率を90%とすることを目標) ※耐震化率…現行耐震基準に適合又は同等の安全性が確認された建物の割合
--------	--

(1) 補助内容

番 号	187	所 管	都市整備局企画部住宅政策課			
名 称	生きた建築ミュージアム事業に係る歴史的建築物再生整備補助金					
交付先	「生きた建築ミュージアム」実現のため、本市が展示品としてあらかじめ選定した歴史的建築物の再生整備事業を行う者					
交付目的	貴重な魅力資源である近代建築等の歴史的建築物の公開性・集客性を高める外観等の再生整備を促進することを目的とする。					
事業の概要	対象者:「生きた建築ミュージアム」実現のため、本市が展示品としてあらかじめ選定した歴史的建築物の再生整備事業を行う者 補助対象の範囲:歴史的建築物の公開性・集客性を高める整備等、補助要件を満たすように再生整備をする事業費					
25算定額及び積算	上記補助対象の範囲にかかる費用の1/2以内かつ800万円を限度とする					
事業開始年度	平成25年度	交付方法	通常払(補助金額確定後)			
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例の名称						
補助率	財源の有無	50% (上限8,000千円)	国 <input checked="" type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>			
交付先の分類	個人					
性質別分類	事業費補助(施設整備事業に対する補助)					
終 期	平成27年度					
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>			無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	世界的な創造都市に向けた観光・国際交流・文化・スポーツの各施策の上位概念となる府市共通の戦略として策定された「大阪都市魅力創造戦略」においては、御堂筋及びその周辺は、「国内外の人々をひきつけるクオリティの高いにぎわいを創造し、都市魅力を強く発信するエリア」として位置付けられた。そのためのプロジェクトの一つとして、同エリアを一つの大きな美術館として捉え、そこに数多く存在する質の高い近代建築等の歴史的建築物をその展示品とした「建築ミュージアム」を展開し、新しい大阪の魅力を創造・発信することとされたものであり、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	「生きた建築ミュージアム」実現のため、本市が展示品としてあらかじめ選定した歴史的建築物における、建物外観部分の再生整備に係る経費に限定している。金額、補助率については、歴史的建築物の所有者等を通してその再生整備コストについて把握し、また他都市における同様の補助事業と比較しても、必要最小限の補助となっており妥当である。対象経費・金額・補助率は要綱により明確に規定する。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	「生きた建築ミュージアム」の展示品にふさわしい質の高い近代建築等の再生整備には非常に高度な技術が必要でコストがかかるため、所有者等にとっては経済的負担が最大の課題である。補助を行うことで課題解決に直接的に働きかけることができる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	対象となる歴史的建築物については、有識者等の意見を踏まえた選定基準に基づき公平に選定することとしている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	大阪(御堂筋及びその周辺エリア)に住みたい、働きたい、訪れたい人の増加
--------	-------------------------------------

(1) 補助内容

番号	次頁参照	所管	各区市民協働課等			
名称	地域活動協議会補助金					
交付先	地域活動協議会					
交付目的	校区等地域を範囲として、特定分野の活動団体の活動対象とならない活動分野を補完しながら地域経営を行う準行政的機能を有する地域活動協議会の活動及び運営経費の一部を補助する。					
事業の概要	(1)地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率:活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可) (2)地域活動協議会の運営(事務局の人件費や物件費)への補助 補助限度額:活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)					
25算定額及び積算	各区の算定額については別紙参照					
事業開始年度	平成25年度	交付方法	通常払(補助金額確定後)又は概算払(一括)			
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例の名称						
補助率	財源の有無	(1)50% (2)100%	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>			
交付先の分類	各種団体					
性質別分類	(1)事業費補助(その他) (2)団体運営費補助					
終期	見直しの時期 平成27年度					
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>		無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	準行政的機能を有する地域活動協議会のもとで行われる公益性のある活動に対する支援であることから、必要性は認められる。 なお、本補助金は、具体的な活動内容を地域活動協議会に委ねることとしており、交付決定にあたっては、地域活動協議会が選択・計画した活動ごとに必要性をチェックすることとしている。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	(1)について、対象経費や金額について、地域活動協議会が選択・計画した活動ごとに、その妥当性をチェックすることとしている。補助率は、50%を上限とするが、地域活動協議会は、形成当初は自主財源を持たないことから、活動のための経費に充てる財源を一定確保しなければ活動に支障をきたすことが考えられるので、経過措置期間を設け、平成25年度については100%も可とする。 (2)について、対象経費は、地域活動協議会が、地域経営を行うために必要とする使途及び業務内容に限定している。金額は、活動経費に対する補助額(活動経費に対する補助率の経過期間中は、補助率を50%として算定した補助額)の一定割合としており、地域活動協議会による活動量と連動させることとしていることから妥当である。補助率は100%としているが、単なる活動主体としての組織でなく、校区等地域の地域経営を担う準行政的機能を有する住民自治組織に対する支援であることから、妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	地域活動協議会による自律的な地域運営にかかる活動に対する財政的支援であることから、補助によることが施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付先となる地域活動協議会は、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、特定分野の活動対象とならない活動分野を補完して地域経営を進める機能を有していることについて、区長の認定を必要としていることから、交付先は適正に決定されており、公平性は確保できている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	(1)地域活動協議会のうち、市の財政的支援を地域の実情に即して活用できていると感じている区民の増 (2)地域運営に様々な活動主体が参画し、会計をオープンにするなど、地域が一体となって運営されていると感じている区民の増
--------	---

※上記内容を基本として、各区において要綱を定める。

地域活動協議会補助金(区別一覧)

(単位:円)

番号※	区名	予算額	内訳	
			活動費補助	運営費補助
216	北 区	32,660,000	28,400,000	4,260,000
223	都 島 区	13,376,000	11,890,000	1,486,000
230	福 島 区	12,996,000	11,304,000	1,692,000
240	此 花 区	23,939,000	20,819,000	3,120,000
244	中 央 区	47,845,000	41,604,000	6,241,000
252	西 区	17,604,000	17,604,000	-
258	港 区	31,496,000	24,228,000	7,268,000
262	大 正 区	17,062,000	13,125,000	3,937,000
267	天 王 寺 区	15,938,000	13,864,000	2,074,000
272	浪 速 区	13,253,000	10,602,000	2,651,000
277	西 淀 川 区	46,087,000	44,087,000	2,000,000
282	淀 川 区	13,968,000	10,858,000	3,110,000
292	東 淀 川 区	64,105,000	55,743,000	8,362,000
319	東 成 区	17,491,000	13,459,000	4,032,000
325	生 野 区	28,940,000	25,165,000	3,775,000
329	旭 区	23,758,000	20,660,000	3,098,000
334	城 東 区	38,443,000	33,815,000	4,628,000
341	鶴 見 区	33,152,000	29,289,000	3,863,000
347	阿 倍 野 区	19,122,000	16,668,000	2,454,000
351	住 之 江 区	51,404,000	44,705,000	6,699,000
358	住 吉 区	30,373,000	26,999,000	3,374,000
363	東 住 吉 区	33,574,000	29,195,000	4,379,000
369	平 野 区	55,228,000	48,025,000	7,203,000
373	西 成 区	29,448,000	25,619,000	3,829,000
合 計		711,262,000	617,727,000	93,535,000

※ 番号は補助金支出一覧の番号に対応。

<p>(活動費補助) 地域活動協議会が実施する公益性のある活動に対する補助(具体的な活動内容については同協議会の選択に委ねる) 補助率: 活動経費の1/2(ただし25年度のみ10/10まで可)</p> <p>(運営費補助) 地域活動協議会の運営(事務局のPersonnel費や物件費)への補助 補助限度額: 活動経費の1/2の25%(24年度中に地域活動協議会を形成した地域については25年度に限り活動経費の1/2の5%相当額を補助限度額に加算)</p>

(1) 補助内容

番 号	233	所 管	福島区役所保健福祉課		
名 称	病児保育支援事業補助金				
交付先	病児保育事業者				
交付目的	病児保育事業に対する支援を行うことで、区民が事業をより利用しやすい環境づくりを行い、子育てと就労の両立をサポートし、もって子育てしやすいまち福島の実現をめざす。				
事業の概要	病児保育事業所の行う延長保育サービスについて、利用料の半額分を補助する。				
25算定額及び積算	515,000円 ・延長保育(利用料) 1時間延長 1,000円×600件×1/2=300,000円 2時間延長 2,000円×200件×1/2=200,000円 3時間延長 3,000円×10件×1/2=15,000円				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	50%	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他(個人に対する補助など)				
終 期	平成27年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	福島区ではマンション建設で子育て世代が増加するとともに、夫婦共働きや母子家庭も多くなっていたため、子どもが病気のときに安心して働けるよう、病児保育施設の機能充実が必要である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	病児保育所の延長保育実施に見合った利用料を徴収しており、その1/2補助としていることから妥当かつ明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	午前8時から午後5時までなら2,000円で利用できるのに、延長1時間につき1,000円が必要となるため割高感がある。利用料の半額を補助することで利用促進のきっかけとなることが期待できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	本市の病児保育事業の受託事業者が区内に1カ所しかないため非公募により事業者を決定。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	サービス利用者数(23年度実績 393人→25年度 810人)
--------	---------------------------------

(1) 補助内容

番 号	353	所 管	福島区役所保健福祉課		
名 称	地域交流拠点(サロン)の設置支援事業費補助金				
交付先	地域交流拠点(サロン)を設置する者				
交付目的	まちの中に、さまざまな属性・多世代の住民が集える場としてサロンを開設することで、運営に携わる人は地域活動の担い手となることが期待され、また、サロンに集まる住民の間に交流が生まれ、地域への関心、連帯感が高まることが期待されるため、サロン設置を支援する。				
事業の概要	サロンを設置しようとする者で、区長が認定する者に対し、その経費の1/2を補助する。				
25算定額及び積算	建物内装改修費		上限300千円×5箇所=1,500千円		
	備品購入費		上限100千円×10箇所=1,000千円		
事業開始年度	平成25年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	1/2	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
			無 <input checked="" type="checkbox"/>		
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体及び個人				
性質別分類	事業費補助(施設整備事業に対する補助)				
終 期	平成25年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	身近な地域で多様な人々が顔をあわせる場としての「居場所づくり」は地域活動の担い手の活躍という観点からも地域福祉の推進に欠かすことはできないものであるため、区としてその設置を支援する必要がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	福島区内には戦前からの古い長屋が多く、バリアフリー化には修繕の必要がある家屋が多い。補助率1/2。建物改装費30万円、備品購入費10万円を上限とする。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	サロン運営希望者の中には、資金の問題により躊躇している人もおり、当事業により、実施へのきっかけとなることが期待できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象は公募により募集する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	区内でサロン設置10箇所 (各サロン利用者はサロンの規模により、1回当たり3,4名～15,6名を見込んでいる)
--------	--

(1) 補助内容

番 号	263	所 管	大正区役所保健福祉課		
名 称	大正区障がい者就労機会創出事業補助金				
交付先	新たに障がい者を雇用する大正区内企業等				
交付目的	誰もが働くことに生きがいを感じながら暮らすことの出来るまちづくりを進めるため、障がい者の就労機会を創出し、障がい者を習熟させることで、障がい者の継続的な雇用につなげる。				
事業の概要	障がい者の雇用を条件に、企業等に機械の購入に際して補助金を交付する。				
25算定額及び積算	リサイクル関連機械が概ね350万円以上であるため、補助対象額を400万円と想定し、補助率50%であることから、補助上限を200万円とする。 2,000千円 × 1件 = 2,000千円				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	50% (上限200万円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
無	<input checked="" type="checkbox"/>				<input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>		府 <input type="checkbox"/>		その他() <input type="checkbox"/>
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(施設整備事業に対する補助)				
終 期	平成25年度				
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>		有(対象を募集) <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	障がい者雇用率制度などもあるが、法定雇用率達成企業割合は半数以下と低い。障がい者の就労支援は公の仕事である。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助金額200万円は、古紙のリサイクルや銅線等を溶かし分離する機械の値段が概ね350万円以上であることによる。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	雇用を条件にしているため、当事業の実施により、確実に障がい者の雇用機会を創出することができる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	大正区内のすべての企業を対象としており公平である。また企業選定には外部の選定委員を用いており、交付先も適正に決定される。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	補助対象企業が継続して毎年2名の雇用を約7年間(機械の償却年数による)行うことを実地調査などにより確認する。また、将来の継続的な雇用へとつながる効果について検証し、補助金の効果測定を行う。
--------	--

(1) 補助内容

番 号	287	所 管	淀川区役所 保健福祉課		
名 称	訪問型病児・病後児保育支援事業補助金				
交付先	訪問型病児・病後児保育事業者				
交付目的	保育所等に通所できない病児・病後児の訪問型保育の保育料相当額を補助することにより、一定所得以下の未就学年齢児童を持つ世帯の就労の安定と自立を支援する。				
事業の概要	<p>一定の要件を満たす事業者が、病児・病後児の自宅へ保育スタッフを派遣する費用に対して、利用者からの一部自己負担額との差額を補助する。</p> <p>(利用者自己負担) 生活保護世帯、市・府民税非課税世帯・・・自己負担なし 所得税非課税世帯・・・(1回あたり9時間未満)1,000円/回、(9時間超)1,500円/回 市・府民税10万円未満世帯・・・(同)2,000円/回、(同)3,000円/回</p>				
25算定額及び積算	<p>25算定額:14,877千円 (補助単価:@2,000/1時間、利用見込み者数:674人) ・@2,200×11時間×674人=16,312千円・・・① ・利用者自己負担 @2,000円×121人+@4,000×298人=1,434千円・・・② ①-②=14,877千円</p>				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	100%(上限48,400円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	その他(個人に対する補助など)				
終 期	平成25年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	淀川区が進める働く子育て世帯の支援方針を、訪問型病児・病後児保育事業の事業実施により推進するものであり、公益性が高い。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費及び金額は、対象病児・病後児全員に1人当たり25年度中に48,400円を上限として、民間事業者が行う訪問型保育サービスの提供実績に応じて補助する。 補助対象世帯の負担を市の施設型病児・病後児保育と同等とし、継続的・安定的にサービスを提供するための事業の実施に必要な最低限の経費としている。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	淀川区が進める働く子育て世帯の支援方針を、民間の訪問型病児・病後児保育事業者により実現させるものであり、補助が最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	交付対象者は公募により決定するため、交付先は適正に決定される。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	未就学年齢児を抱えている世帯で、この事業を利用して良かったと思うものの割合;平成27年度までに60%以上
--------	--

(1) 補助内容

番 号	295	所 管	東淀川区役所市民協働課		
名 称	人権啓発推進事業補助金				
交付先	人権啓発を行っている団体等				
交付目的	市民一人ひとりの人権意識の普及・高揚をはかり、差別や偏見のない人権尊重の明るいまちづくりを推進するため、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、地域主体の人権啓発事業に取り組む地域団体に経費の一部を補助する。				
事業の概要	地域の実情に応じた人権啓発推進事業を実施する団体に対して、地域活動協議会形成までの間、事業にかかる経費の1/2を補助する。				
25算定額及び積算	人権啓発事業にかかる経費の1/2以内でかつ上限100,000円 100,000円×2団体=200,000円				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有	50%(上限100千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成25年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	地域が主体的に取り組む公益性のある活動に対する支援であることから、必要性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は必要最小限のものとなっており、補助率も1/2としていることから妥当かつ明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	自立した地域の活動に対する支援であることから、補助によることが施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象者を公募するとともに、審査を行い交付先を決定することから、公平性は認められる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	補助対象事業の参加者数 区民アンケートを実施し、「人権意識が高まった」と回答した区民の割合
--------	--

(1) 補助内容

番 号	296	所 管	東淀川区役所市民協働課		
名 称	コミュニティ育成事業補助金				
交付先	連合振興町会等				
交付目的	コミュニティの輪を広げるため、区内各種団体・官公署・コミュニティスタッフ・NPOなどと連携し明るく笑顔あふれるまちづくりを目指し連帯感の醸成やわがまち意識の高揚とこころあふれるまちづくりを推進する。				
事業の概要	地域の特色に応じて次の事業を取り組む場合に、地域活動協議会形成までの間、事業費の1/2を補助する。 ・青少年関係事業 ・文化事業・リーダー育成関係事業 ・地域振興事業費 ・その他、地域コミュニティの育成にかかわること				
25算定額及び積算	上記対象事業にかかる経費の1/2以内でかつ上限535,000円 535,000円×2団体＝1,070,000円				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有	50%(上限535千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成25年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	地域が主体的に取り組む公益性のある活動に対する支援であることから、必要性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は必要最小限のものとなっており、補助率も1/2としていることから妥当かつ明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	自立した地域の活動に対する支援であることから、補助によることが施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象者を公募するとともに、審査を行い交付先を決定することから、公平性は認められる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	補助対象事業の参加者数 地域のリーダー養成件数
--------	----------------------------

(1) 補助内容

番 号	297	所 管	東淀川区役所市民協働課		
名 称	青少年育成推進事業補助金				
交付先	校下青少年指導員会等				
交付目的	家庭・学校・地域が連携し、子どもの健やかな成長を支えるための地域ネットワークを形成するとともに、地域が主体的かつ特色ある取組みを推進することにより、次世代を担う子ども・青少年を育成する。				
事業の概要	地域の特色に応じて次の事業を取り組む場合に、地域活動協議会形成までの間、事業費の1/2を補助する。 ・地域の青少年の実態把握 ・青少年健全育成・非行防止にかかる事業等の検討・実施 ・「見まもりデー」の実施 ・「子ども110番の家」事業の実施 ・各種研修会、講習会の実施 ・その他、青少年の育成にかかわること				
25算定額及び積算	上記対象事業にかかる経費の1/2以内でかつ上限23,000円 23,000円×2団体=46,000円				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	50%(上限23千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成25年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	地域が主体的に取り組む公益性のある活動に対する支援であることから、必要性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は必要最小限のものとなっており、補助率も1/2としていることから妥当かつ明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	自立した地域の活動に対する支援であることから、補助によることが施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象者を公募するとともに、審査を行い交付先を決定することから、公平性は認められる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	補助対象事業の参加者数 「見まもりデー」の実施件数
--------	------------------------------

(1) 補助内容

番 号	298	所 管	東淀川区役所市民協働課			
名 称	青少年非行防止活動事業補助金					
交付先	校下青少年福祉委員会等					
交付目的	大阪市青少年問題協議会会長(=市長)が委嘱する青少年指導員の協力を得ながら、毎月25日を市内統一指導ルームの日とした青少年の街頭指導をはじめ、青少年相談活動や危険箇所の把握などの諸活動を行い、地域における青少年非行を未然に防止し、青少年の健全な育成を図る。					
事業の概要	地域の特色に応じて次の事業を取り組む場合に、地域活動協議会形成までの間、事業費の1/2を補助する。 ・各地域ごとの校下巡視、街頭指導、街頭啓発の実施 ・青少年非行防止活動の資質向上に関する研修 ・青少年問題に関する地域啓発活動 ・その他、青少年の非行防止にかかわること					
25算定額及び積算	上記対象事業にかかる経費の1/2以内でかつ上限14,000円 14,000円×2団体=28,000円					
事業開始年度	平成25年度		交付方法	概算払(一括)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例の名称						
補助率	財源の有無	50%(上限14千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>			
交付先の分類	各種団体					
性質別分類	事業費補助(その他)					
終 期	平成25年度					
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	地域が主体的に取り組む公益性のある活動に対する支援であることから、必要性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は必要最小限のものとなっており、補助率も1/2としていることから妥当かつ明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	自立した地域の活動に対する支援であることから、補助によることが施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象者を公募するとともに、審査を行い交付先を決定することから、公平性は認められる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	青少年の非行件数の減少など
--------	---------------

(1) 補助内容

番 号	299	所 管	東淀川区役所市民協働課		
名 称	生涯学習推進事業補助金				
交付先	地域小学校生涯学習ルーム運営委員会等				
交付目的	「東淀川区生涯学習推進計画」に基づき、地域が主体となって区民の自主的な学習活動の支援や、生涯学習ボランティアの育成、地域の人材等のネットワークづくりなどに取り組み、「自律と協働の生涯学習社会」をめざすことを目的とする。				
事業の概要	地域の特色に応じて次の事業を取り組む場合に、地域活動協議会形成までの間、事業費の1/2を補助する。 ・生涯学習講座の開催 ・生涯学習の普及啓発のための広報 ・その他、生涯学習の推進にかかわること				
25算定額及び積算	上記対象事業にかかる経費の1/2以内でかつ上限26,000円 26,000円×2団体=52,000円				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	50%(上限26千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成25年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	地域が主体的に取り組む公益性のある活動に対する支援であることから、必要性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は必要最小限のものとなっており、補助率も1/2としていることから妥当かつ明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	自立した地域の活動に対する支援であることから、補助によることが施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象者を公募するとともに、審査を行い交付先を決定することから、公平性は認められる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	補助対象事業の参加者数
--------	-------------

(1) 補助内容

番 号	300	所 管	東淀川区役所市民協働課		
名 称	PTA・社会教育関係団体対象学習会助成事業補助金				
交付先	単位PTA等				
交付目的	各地域が主体となって自らの人権意識を高めるとともに、地域における啓発指導者としての役割や活動方針についての認識を深めることを目的として開催する人権に関する講演会・研修会や、いじめや不登校、ひきこもり、児童虐待など青少年をめぐる課題について考える家庭教育に関する学習会に対して経費を助成し、人権が尊重され、子どもが健やかに育成されるまちづくりを進めていく。				
事業の概要	各地域の単位PTAをはじめとする社会教育関係団体の会員が主催する人権に関する講演会や研修会、家庭教育に関する学習会に対し、地域活動協議会形成までの間、事業費の1/2を補助する。				
25算定額及び積算	上記対象事業にかかる経費の1/2以内でかつ上限16,000円 16,000円×2団体=32,000円				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	50%(上限16千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成25年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	地域が主体的に取り組む公益性のある活動に対する支援であることから、必要性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は必要最小限のものとなっており、補助率も1/2としていることから妥当かつ明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	自立した地域の活動に対する支援であることから、補助によることが施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象者を公募するとともに、審査を行い交付先を決定することから、公平性は認められる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	研修会、学習会の参加者数
--------	--------------

(1) 補助内容

番 号	301	所 管	東淀川区役所市民協働課			
名 称	花と緑のまちづくり事業補助金					
交付先	公園愛護会等					
交付目的	区民が緑化の担い手となり、地域の緑化について考え、計画し、自主的に緑化活動に取り組むことで、緑化推進だけでなく区民主体のまちづくりへの参加意識を高める。					
事業の概要	地域の特色に応じて次の事業に取り組む場合に、地域活動協議会形成までの間、事業費の1/2を補助する。 ・地域における花苗の育苗 ・地域の公共空間の花飾り等にかかる維持管理 ・その他、緑化活動にかかわること					
25算定額及び積算	上記対象事業にかかる経費の1/2以内でかつ上限36,000円 36,000円×2団体=72,000円					
事業開始年度	平成25年度		交付方法	概算払(一括)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例の名称						
補助率	財源の有無	50%(上限36千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>			
交付先の分類	各種団体					
性質別分類	事業費補助(その他)					
終 期	平成25年度					
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	地域が主体的に取り組む公益性のある活動に対する支援であることから、必要性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は必要最小限のものとなっており、補助率も1/2としていることから妥当かつ明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	自立した地域の活動に対する支援であることから、補助によることが施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象者を公募するとともに、審査を行い交付先を決定することから、公平性は認められる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	補助対象事業の参加者数
--------	-------------

(1) 補助内容

番 号	302	所 管	東淀川区役所市民協働課		
名 称	区民レクリエーション事業補助金				
交付先	地域体育厚生協会支部等				
交付目的	区内各地域におけるスポーツ・レクリエーションに対する多様なニーズに対応し、多くの区民にスポーツ・レクリエーションに触れる機会を提供するとともに、継続的なスポーツ活動を奨励し、生涯スポーツの振興を図り、スポーツ・レクリエーションを市民共有の生活文化の一つとしてとらえ、市民のだれもが、生涯の各時期、各場面で、それぞれの個性やライフスタイルに応じて、様々なスポーツ・レクリエーションを楽しむことのできるまちの実現をめざす。				
事業の概要	地域の特色に応じて次の事業に取り組む場合に、地域活動協議会形成までの間、事業費の1/2を補助する。 ・スポーツ・レクリエーションに関する事業				
25算定額及び積算	上記対象事業にかかる経費の1/2以内でかつ上限31,000円 31,000円×2団体=62,000円				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	50%(上限31千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成25年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	地域が主体的に取り組む公益性のある活動に対する支援であることから、必要性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助対象経費は必要最小限のものとなっており、補助率も1/2としていることから妥当かつ明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	自立した地域の活動に対する支援であることから、補助によることが施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象者を公募するとともに、審査を行い交付先を決定することから、公平性は認められる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	補助対象事業の参加者数
--------	-------------

(1) 補助内容

番 号	307	所 管	東淀川区役所保健福祉課			
名 称	子育てサロン(連絡会)支援事業補助金					
交付先	地域子育てサロンの開設者					
交付目的	子育て中の保護者を対象とした育児講座やミニイベントを企画実施する団体等に対して補助を行うことで、子育て家庭の育児不安解消や親子の交流を促進する。					
事業の概要	小学校就学前の乳幼児と保護者を対象として、交流の場と子育てに役立つ講座等の実施に対して、地域活動協議会形成までの間、その経費の1/2を補助する。					
25算定額及び積算	講座の講師謝礼金・資料代・ミニイベント開催等の材料費など (上限45千円) 45,000円×2団体=90千円					
事業開始年度	平成25年度		交付方法	概算払(一括)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例の名称						
補助率	財源の有無	50%(上限45千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>			
交付先の分類	各種団体					
性質別分類	事業費補助(その他)					
終 期	平成25年度					
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	子育て中の保護者や子どもが孤立しないよう、交流の場と子育てに役立つ講座等の実施には公益性がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	講座の開催等の補助対象経費は、必要最小限のものとなっており、補助率も1/2としていることから妥当かつ明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	各校下の状況に応じ、地域の自主的な取り組みにより企画実施することが、効果的であることから補助事業の実施が有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	補助対象者を公募するとともに、審査を行い交付先を決定することから、公平性は認められる。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	乳幼児健診等の機会を捉え、区民アンケートを実施し、「地域住民同士が連携し子育て家庭を支援する活動が進められている」と感じている区民の割合の増を図る
--------	---

(1) 補助内容

番 号	308	所 管	東淀川区役所保健福祉課		
名 称	障がい者の地域交流支援事業補助金				
交付先	東淀川区内にグループホーム・ケアホームを開設している(H25年度開設を含む)社会福祉法人・NPOなど				
交付目的	地域に住む障がい者が自然に地域の人々とふれあい、地域活動に参加し、日頃から支援を受けやすい環境をつくることを目的とする。				
事業の概要	東淀川区にグループホーム・ケアホームを開設している社会福祉法人・NPOに対し、障がい者(入居者を含む)の地域との交流スペースを開設する事業に対し、開設費用の1/2(2,000千円を上限とする)を補助する。地域団体による運営で、交流スペースから賃料分の利益生み出し継続支援を行う。 避難訓練や学習会など障がい者を含む地域活動の拠点とする。				
25算定額及び積算	交流スペースなどの整備や設置にかかる補助金 2,000,000円×1ヶ所 2,000,000円				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	50%(上限2,000千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
無	<input checked="" type="checkbox"/>				
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(施設整備事業に対する補助)				
終 期	平成27年度				
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	・障がい者が地域で暮らすため、既存の制度でグループホーム・ケアホームが東淀川区に29か所作られ、99名が地域で暮らしている。開設している社会福祉法人・NPOは現在7団体あるが、入居者たちが地域と交流を持つ機会は少ない。現在、災害時の被援護者の支援などが求められており、障がい者の社会参加の支援という観点からも、補助を行う公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	NPO等への補助という観点から、補助金の額は2分の1とし、ノーマライゼーションと地域社会の結びつきを活性化する運営団体の力量(計画性や経営努力)が必須であるため、上限額を設けている。また、新規に設置する場合のみを対象とし、設置期間の義務を課すことから妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	スペースをバリアフリー化することで、利用者を拡大できるので、補助効果があり、補助によることが施策目的の実現に最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	既存の法人だけでなく、区内にグループホーム・ケアホームを新設することで、新たな法人も応募でき、選定委員会を開催し、公募により交付先を決定するので、公平性が担保される。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	障がい者の地域交流スペースの開設数
--------	-------------------

(1) 補助内容

番 号	309	所 管	東淀川区役所 保健福祉課		
名 称	子育てリフレッシュ事業補助金				
交付先	キッズスペース等を設置する店舗等の事業者				
交付目的	区内のキッズスペース等を設置している店舗等を増加させることを目的とする				
事業の概要	授乳スペースやキッズスペースなどを設置する協力店舗(飲食店、美容室、ショッピングセンター等)に、設置にかかる費用の2分の1の額を補助金として交付し、子育て世帯が利用できるよう施設を増加させる。(上限額、単に設置するもの:100,000円(30店舗)、改修工事を伴うもの:500,000円(2店舗))				
25算定額及び積算	・キッズスペースなどの整備や設置にかかる補助金 $100,000円 \times 30ヶ所 = 3,000,000円$ $500,000円 \times 2ヶ所 = 1,000,000円$ 4,000,000円				
事業開始年度	平成25年度	交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	50%(上限100千円・500千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他(<input type="checkbox"/>) 無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(施設整備事業に対する補助)				
終 期	平成27年度(予定)				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	<ul style="list-style-type: none"> ・外での食事やショッピングなど日常的に行う事柄が、「授乳スペースや子どもを遊ばせておく場所がない」ことを理由に、その活動範囲が制限されている状態にある。 ・核家族率が高い都市部では、父と母のみで子育てを行っており、子育て負担が大きく、地域社会の互助機能が低下するなか、子育てのリフレッシュとしての同じ境遇にある者同士が気軽に話しあえる環境を整備することが、児童虐待の抑止力に効果があるものと考えられる。 上記、子育て世帯への支援という観点から補助を行うに足りる公益性が認められるものと考えている。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	上記により公益性が認められていると考えているものの、民間店舗等への補助という観点から、補助金の額は2分の1とし、過剰な設備投資や改修への交付を防ぐため上限額を設けている。また、新規に設置する場合のみを対象とし、設置期間の義務を課す。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	この制度を利用した店舗が増えることにより、子育て家庭が気軽に利用しやすくなることから育児のリフレッシュ効果が見込める。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	店舗改修工事については、選定委員会を開催し事業者の選定を行うため公平性がある。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	キッズスペース等の開設事業者数
--------	-----------------

(1) 補助内容

番 号	312	所 管	東淀川区役所 保健福祉課		
名 称	保育ママ事業(個人実施型)開設支援事業補助金				
交付先	区の指定する地域において保育ママ事業(個人実施型)を実施する事業者				
交付目的	区内の未入所児童の多い地域(豊里・大桐・大道南地域を中心とした周辺地域)における未入所児童の解消を図るため、補助金を交付することにより、保育ママ事業者の開設を促進する。				
事業の概要	東淀川区は保育所未入所児童(特に0~2歳の低年齢児)が多い地域であるが、その保育所未入所児童(特に0~2歳の低年齢児)を解消するために、東淀川区内の指定する地域(豊里・大桐・大道南地域を中心とした周辺地域)で保育ママを開設する事業実施者に、開設経費(設備や備品、リフォーム等)の2分の1の額を補助(ただし、大阪市保育ママ事業(個人実施型)で補助される経費(200,000円)を差し引いた経費で、かつ上限800,000円)する。				
25算定額及び積算	・開設にかかる設備・リフォーム等経費		800,000円×5ヶ所	4,000,000円	
事業開始年度	平成25年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有	50%(上限800千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input checked="" type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	個人				
性質別分類	事業費補助(施設整備事業に対する補助)				
終 期	平成27年度(予定)				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	大阪市保育ママ事業[個人実施型]において、開設準備補助金として経費のうち200,000円を上限に補助金が交付されるが、区内の未入所児童の多い地域に開設事業者を呼び込む必要があるため、補助金を上積み交付し新規事業者を呼び込む。保育ニーズの高い地域に民間の事業者を呼び込むための手段であり公益性が認められるものと考えている。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	個人事業者への補助という観点から、補助金の額は2分の1とし、過剰な設備投資や改修への交付を防ぐため上限額を設けている。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	保育ニーズの高い地域に民間の事業者を呼び込むための手段であり有効性は高い。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	こども青少年局で整備された大阪市保育ママ事業[個人実施型]において、基礎及び認定研修を修了した事業者であるため適正に決定された事業者であるものと考えている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	この制度を利用しての事業者開設数
--------	------------------

(1) 補助内容

番 号	313	所 管	東淀川区役所保健福祉課		
名 称	健康づくり活動事業補助金				
交付先	地域社会福祉協議会等				
交付目的	健康で生き生きと暮らしていけるまちづくりをめざし、地域による自主的・主体的な健康づくり活動を支援・推進し、区民主体の健康づくり運動の取り組みを進めることにより、区民の健康の保持・増進を図ることを目的とする。				
事業の概要	対象者：概ね小学校区内において設置される地域社会福祉協議会または地域住民で自主的に組織された地域団体(但し、地域活動協議会形成地域を除く) 対象事業：同団体が行う地域における健康づくり普及啓発活動等 補助率：補助対象経費の1/2				
25算定額及び積算	25算定額 323千円 (積算)健康づくり普及啓発活動等経費(講師謝礼・会場使用料・印刷製本費・事務消耗品費等)323,000×1/2×2団体 =323,000円				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	50%(上限323千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
無 <input checked="" type="checkbox"/>					
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成25年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

	基本的視点	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	地域における健康づくり活動を支援・推進することは、区民の健康の保持・増進に寄与し、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	対象経費について、健康づくりの取り組みを推進する上での必要最小限の経費であり、補助率は1/2としており、適切である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	地域における自主性・主体性のもと、地域課題や特性に応じた健康づくり活動を企画・展開できることから、補助によることが有効であり、最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募により交付団体を決定するため、公平性は確保されている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	普及啓発活動の活動実績、事業の参加者数 区民モニターによるアンケートを実施し、心身の機能を維持でき、健康に生活できていると感じている区民の割合の増
--------	--

(1) 補助内容

番 号	314	所 管	東淀川区役所保健福祉課		
名 称	一時預かり事業(一時保育)補助金				
交付先	東淀川区内で認可外保育施設を運営する法人等				
交付目的	保護者の傷病等に伴い一時・緊急的に保育が必要な場合に、保育所において保育サービスを提供し、児童の福祉の増進を図る。				
事業の概要	児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童で、保護者の傷病等により保育を必要とする児童を対象とし、認可外保育施設において保育サービスを提供する事業者に対して補助対象経費の1/2を補助する。				
25算定額及び積算	25算定額: 1,895千円 ・補助基準額: 一時保育事業述べ利用児童数から、要綱基準額表により積算 (年間延べ利用人数,200人以上,1,500人未満) 2,430千円×1/2=1,215千円 ・加算分: 生活保護世帯、前年度市民税非課税世帯利用料相当加算分(述べ利用人数、時間あたり) 0歳児1,350円~5,400円、1~2歳児1,000円~4,000円、3歳児以上600円~2,400円 = 590千円 障害児加算分 障害児述べ利用児童数に3,200円を乗じて得た額 =90千円				
事業開始年度	平成25年度	交付方法	通常払(補助金額確定後)		
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	50%	国 <input type="checkbox"/>	府 <input checked="" type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成27年度				
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	多様な保育ニーズに柔軟に対応可能な認可外保育施設への公的支援は薄いため、利用料が高額になるといった理由からサービスの利用がしにくい状況を踏まえ、これまで補助金等による支援が一部に限られていた認可外保育施設の一時預かり事業の利用者を対象とする補助制度の拡充に向け、ニーズ調査、サービス内容を精査し、課題の洗い出しと解決策の検討を行う公益性の高いものである。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助基準額は1/2としており、利用料も上限額を設けている。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	利用時間により料金設定しており、保育ニーズに答えるとともに補助金は実績払いとしていることから事業の弾力的運営が期待される。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募による応募事業者を、選定委員会により選定するため公平性がある。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	事業の利用者数
--------	---------

(1) 補助内容

番 号	335	所 管	城東区役所市民協働課		
名 称	こどもシェルター設置事業補助金				
交付先	社会福祉法人 等				
交付目的	虐待などで居場所のない、十代後半の公的な制度の適用を受けないこどもや、集団生活になじまない処遇困難児童を一時的に避難させ、法的な支援も含めた自立に向けた支援を目的とする。				
事業の概要	主に15歳から20歳未満の児童等を対象とし、その処遇に必要な生活支援事業費・相談支援事業費用の1/2を補助する。年間の補助額は300万円を上限とする。				
25算定額及び積算	1/2補助 上限3,000,000円 生活支援事業 生活支援費 @8,100円×5人×60日=2,430,000円 食糧費 @1,920円×5人×60日=576,000円 相談支援事業 相談員報酬 @180,000円×1人×12月=2,160,000円 交通費 @16,500円×1人×12月=198,000円 社会保険料 (2,160,000円+198,000円)×15.4/100×1人=363,132円 弁護士相談 @10,000円×5人×10時間=500,000円				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	通常払(補助金額確定後)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	50% (上限300万円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>
			無 <input checked="" type="checkbox"/>		
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成27年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	家庭の崩壊など、居場所がなく生活能力に乏しい十代後半の児童の処遇問題は、児童福祉の大きな課題となっている。また、負の連鎖を断ち切るためにも、こどもシェルターの設置には高い公益性がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	身の回りの生活を確保するための生活支援費用に加えて、親や支援機関との調整・カウンセリングを行う相談員経費、さらには未成年後見などを行うための弁護士費用は処遇に必要である。(金額は国・市の各種制度の基準による。)
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	市・区が直接的に事業を実施するには法的根拠が乏しく、ノウハウを持つ法人による事業実施がより効果的で現実的である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募により事業者を決定する。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	支援する児童等の人数
--------	------------

(1) 補助内容

番 号	352	所 管	住之江区役所市民協働課・保健福祉課		
名 称	福祉有償運送支援事業補助金				
交付先	福祉有償運送を新たに実施する団体等				
交付目的	通院等の外出に支援を有する高齢者・障がい者の移動手段を確保するため				
事業の概要	補助対象：事業立ち上げにかかる車両購入費・運転手講習会受講経費・運行管理責任者講習受講経費・車検にかかる経費・点検にかかる経費・修繕費・任意保険料・駐車場賃借料 補助限度額：2,000千円 補助率：1/2				
25算定額及び積算	25算定額：4,000千円 積算：上記補助対象経費×1/2×2団体(上限1団体2,000千円)				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	50% 上限2,000千円	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
財源の有無					
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終 期	平成26年度				
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>	
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	誰もが気軽に外出できる社会の形成に向けた交通困難者向け福祉有償運送への支援であり、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助率50% 対象経費もイニシャルコストとそれに伴う維持費に限られており、事業立上げ経費として妥当であり、明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	事業目的が営利目的ではなく、また、登録に向けた要件整備に対する経費面が困難である状況下では、イニシャルコスト面での支援は大変有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募による交付先決定であり、団体間の公平性は保たれている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	実施主体数
--------	-------

(1) 補助内容

番号	167	所管	住之江区役所市民協働課・保健福祉課		
名称	NPO等による車両運行への支援事業補助金				
交付先	車両運行を新たに実施する団体等				
交付目的	高齢者・障がい者向けの地域における移動手段を確保するため				
事業の概要	補助対象:事業立ち上げにかかる車両購入費 補助限度額:2,000千円 補助率:1/2				
25算定額及び積算	25算定額:2,000千円 積算:上記補助対象経費×1/2×1団体(上限1団体2,000千円)				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	概算払(一括)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	50% 上限2,000千円	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終期	平成26年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	大阪市の交通施策の再編に伴い、交通環境が変化していく中、必要とする地域に必要とする交通手段が提供できるようにするための支援であり、公益性が認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助率50% 対象経費もイニシャルコストに限られており、事業立ち上げ経費として妥当であり、明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	事業目的が営利目的ではなく、自らの手で自らの交通手段をという機運を醸成するためには、イニシャルコスト面での支援は大変有効である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募による交付先決定であり、団体間の公平性は保たれている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	実施主体数
--------	-------

(1) 補助内容

番号	359	所管	住吉区役所保健福祉課		
名称	地域ふれあい活動支援事業				
交付先	高齢者・児童や障がい者等を支援する地域ボランティア団体、グループ、市民活動団体、NPO法人等				
交付目的	高齢者・児童や障がい者等を支援する地域ボランティア団体、グループ、市民活動団体、NPO法人等の育成を支援する。				
事業の概要	高齢者・児童や障がい者等を支援する地域ボランティア団体、グループ、市民活動団体、NPO法人等が行う地域福祉活動にかかる経費の2分の1を補助する(上限500千円)				
25算定額及び積算	25年度算定額 2,500千円 (上記活動にかかる事業費×1/2補助(上限500千円))×5団体				
事業開始年度	平成25年度		交付方法	概算払(分割)	
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>
法律・条例の名称					
補助率	財源の有無	50%(上限500千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>		
交付先の分類	各種団体				
性質別分類	事業費補助(その他)				
終期	平成27年度				
公募	有(提案型) <input type="checkbox"/>		有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由		

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足りる公益性が認められる)	地域福祉に対する課題の解決をはかり、住民の協力により安心して暮らせる環境づくりを目的とし、生き生きと豊かな暮らせる社会を実現する為に、自発的・自主的な地域福祉活動を支援し、市政改革プランの基本方針でもある「市民による自律的な地域運営」を実現するものであることから、必要性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助率については総事業費の2分の1(1事業あたり50万円を上限)としており妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	行政による画一的な事業実施を行うよりも、地域福祉活動をする地域団体等が自発的・自主的に地域福祉活動を行う事業に対して支援することで、より独創的・先進的なものとなる事が期待される。また、事業継続性の高いコミュニティビジネスへの発展に繋がることも期待されることから、有効性があり最適である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	住吉区地域ふれあい活動支援事業補助金交付要綱を策定し、書面審査を行い書面審査通過団体を対象に審査会においてプレゼンテーション、質疑応答より決定するため、交付先は適正に決定される。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	補助金交付団体を利用した方々に満足度アンケートを実施。満足度80%を目標値とし補助効果を測定する
--------	--

(1) 補助内容

番 号	364	所 管	東住吉区役所保健福祉課			
名 称	コミュニティケア活動補助金					
交付先	区民が構成する地域福祉活動を行う団体等					
交付目的	真に支援が必要な高齢者、障がい者に対する区民の自主的な地域福祉活動を側面支援することにより、住民の福祉マインドを醸成し、市政改革プランの基本方針でもある「市民による自律的な地域運営」を実現する。					
事業の概要	区民によって構成される団体や組織等が行う「地域福祉コーディネーター事業」や「福祉のまちづくり実現」のための地域福祉活動に対して、1事業あたり50万円を上限とした補助金による助成を予算の範囲内で行う。					
25算定額及び積算	25算定額 14,000千円 ・「地域福祉コーディネーター事業」(事業費×1/2補助(上限500千円))×14団体 ・「福祉のまちづくり実現のための事業」(事業費×1/2補助(上限500千円))×14団体					
事業開始年度	平成25年度	交付方法	概算払(一括)			
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例の名称						
補助率	財源の有	50%(上限500千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他 () <input type="checkbox"/>			
交付先の分類	各種団体					
性質別分類	事業費補助(その他)					
終 期	平成25年度					
公 募	有(提案型) <input checked="" type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	真に支援が必要な高齢者・障がい者に対する区民の自主的な地域福祉活動を側面支援することにより、住民の福祉マインドを醸成し、市政改革プランの基本方針でもある「市民による自律的な地域運営」を実現するものであることから、必要性は認められる。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	補助率については総事業費の2分の1(1事業あたり50万円を上限)としており妥当である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的実現に最適である)	行政による画一的な事業実施よりも、地域の特性やニーズを把握している地域自身に事業補助することが、施策目的実現に最適である。また、地域全体の福祉力の向上にもつながり、自主的活動を促進して住民同士が支え合う社会が実現できる。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	区内で活動する団体・組織が、本補助制度の主旨に則って事業提案し、補助申請を行う団体・組織を公募することから、交付先の決定については、公平性が確保できている。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	その地域の高齢者や障がい者が安心して暮らせると感じている割合：70%
--------	------------------------------------

(1) 補助内容

番 号	378	所 管	西成区役所保健福祉課			
名 称	「つくろう・あそぼう・つながろう」～だれもが集える公園づくり～地域と子どものふれあい事業助成					
交付先	区内で子育て支援をおこなう団体等					
交付目的	区内に住むすべての子どもを中心に、子育て世代や高齢者、障がい者を含む地域住民の参加による、「遊び」をテーマにした区内の公園等を活用する事業の開催に必要な経費の一部を補助することにより、地域と子どもがふれあう環境づくりを進める。 公園などの誰もが集いやすい社会資源を活用し世代を越えた人々が集まり、子どもと子ども、子どもと大人が遊びを通じてふれあうことにより、子どもたちのコミュニケーション能力を高め、お互いを思いやる心やともに生きる人権意識を学び育むことを目的とする。また、乳幼児をもつ子育て世代が感じている、子育ての不安や疑問を解消する情報交換の場とともに、社会や地域からの孤立を防ぐ。					
事業の概要	次の対象事業を補助する。 ・区または地区の社会福祉協議会、地域振興会、民生委員協議会を中心とする団体で、子どもを対象に公園などで実施するイベント ・区内で子育て支援をおこなう団体が主催で、社会福祉施設やNPO団体、社会福祉協議会、行政などが参画するイベント 補助率1/2以内(上限1事業100,000円)					
25算定額及び積算	年間5事業以上 上記対象事業にかかる経費×1/2(上限100,000円)×5事業=500,000円					
事業開始年度	平成25年度	交付方法	通常払(補助金額確定後)又は概算払(一括)			
根拠規定等	法律 <input type="checkbox"/>	条例 <input type="checkbox"/>	規則 <input type="checkbox"/>	契約・債務負担行為等 <input type="checkbox"/>	要綱 <input checked="" type="checkbox"/>	
法律・条例の名称						
補助率	財源の有	50%(上限100千円)	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
本市以外からの直接補助	国 <input type="checkbox"/>	府 <input type="checkbox"/>	その他() <input type="checkbox"/>			
交付先の分類	各種団体					
性質別分類	事業補助(イベント、大会等事業)					
終 期	平成25年度(最長平成27年度まで)					
公 募	有(提案型) <input type="checkbox"/>	有(対象を募集) <input checked="" type="checkbox"/>		無 <input type="checkbox"/>		
市民の参画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
再補助の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合 その理由			

(2) ガイドラインにおける基本的視点

基本的視点		説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	本市の「人と人とのつながりづくりによる安心してらせるまちづくり」を推進するものであり、公益性がある。
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	イベントにかかる経費の1/2かつ10万円を上限額としており、対象経費や金額、補助率は妥当かつ明確である。
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	補助による効果で、イベントの機会も増加し、参加者や関係者のつながりづくりのきっかけになる。また事業主体が地域の団体を想定しているため、委託することは不可能である。
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	公募により募集し、対象事業決定も本市により審査を行う。

(3) 補助効果の測定

効果測定方法	イベント参加者数
--------	----------

3. 補助金等の見直し(施策・事業の見直し対象事業を除く)

削減効果見込額 (一般財源ベース)

平成24年度 ▲192百万円

平成25年度 ▲354百万円

平成26年度 ▲393百万円

団体運営補助・施設運営補助等

② 施設運営補助 23年度 11項目(うち見直し済 2項目)

(方針) 原則補助率上限1/2の徹底

ア 廃止 5項目

25年度効果額 ▲160百万円
(24年度効果額 ▲28百万円)

補助金名称	効果額	時期	備考
大阪人権博物館運営費補助	▲51,323千円	H25	H24は経過措置として継続 ▲6,460千円
指定老人憩の家運営補助金	▲255千円	H24	
大阪市家庭保育・ベビーセンター 助成事業補助金	▲98,639千円	H25	保育ママ(個人実施型)へ移行 H24は経過措置として継続 ▲18,626千円
民間保育所賃料等補助金	▲7,180千円	H25	事業終了に伴い廃止 H24は経過措置として継続
港湾労働者福利厚生事業補助金	▲3,000千円	H24	

イ 補助率等の見直し 3項目

25年度効果額 ▲10百万円
(24年度効果額 ▲6百万円)

補助金名称	効果額	時期	備考
大阪市障がい者職業能力開発訓練施設運営助成	▲7,464千円	H26	補助率1/2に見直し H24～25経過措置▲3,433千円
点字図書館運営補助金 (情報文化センター)	▲4,663千円	H25	補助率1/2に見直し H24は経過措置▲2,339千円
シルバーボランティアセンター運営 補助金	▲1,408千円	H25	補助率1/2に見直し H24は経過措置

ウ 他制度への移行 1項目

補助金名称	効果額	時期	備考
大阪市精神障がい者社会復帰施設運営補助金		H24	障がい者自立支援制度へ移行

II 分担金

○ 団体運営費にかかる分担金 5項目

(方針) 原則廃止

ア 廃止 3項目

25年度効果額 ▲11百万円
(24年度効果額 ▲11百万円)

分担金名称	効果額	時期	備考
地方財務協会分担金	▲600千円	H24	
近畿地区幹線道路協議会分担金	▲100千円	H24	
(財)アジア太平洋観光交流センター事業にかかる分担金	▲10,647千円	H24	

イ 特定目的宝くじにより賄われているため存続 2項目

分担金名称	効果額	時期	備考
(財)自治体国際化協会への分担金	-	-	
(財)地域創造分担金	▲15,079千円	H26	積算方法を見直し H24～25は経過措置

III 国関係法人等への支出

○ 賛助会費(団体への運営費的なもの) 50項目
(方針) 原則廃止

◆ 廃止 50項目

25年度効果額 ▲11百万円
(24年度効果額 ▲11百万円)

支出名称	効果額	時期	備考
地方自治研究機構会費	▲135	H24	
公務人材開発協会会費	▲20	H24	
(財)人権教育啓発推進センター会費	▲500	H24	
(社)日本租税研究協会年会費	▲210	H24	
全国収用委員会連絡協議会賛助会費	▲40	H24	
全国土地収用研究会会費	▲35	H24	
(財)関西空港調査会会費	▲150	H24	
統計研究会会費	▲59	H24	
(財)都市みらい推進機構会費	▲200	H24	
(財)都市計画協会会費	▲380	H24	
(社)土木学会会費	▲90	H24	(内訳)計画調整局・建設局・港湾局各1項目
関西ライフライン研究会法人会費	▲40	H24	(内訳)計画調整局・港湾局各1項目
日本国民年金協会普通会員費	0	H24	
(財)アジア太平洋観光交流センターにかかる会費	▲3,000	H24	
(社)日本観光振興協会にかかる会費	▲703	H24	
(社)日本公園緑地協会 会費	▲400	H24	
(独)国際観光振興機構にかかる会費	▲500	H24	
全国都市公園整備促進協議会会費	▲50	H24	
大阪都市公園協議会 会費	▲10	H24	
大都市公園緑地問題協議会会費	▲100	H24	
(公財)廃棄物・3R研究財団への会費	▲200	H24	
火力原子力発電技術協会会費	▲31	H24	
日本ボイラ協会会費	▲48	H24	
日本博物館協会会費	▲28	H24	
公共建築協会会費	▲5	H24	
全国市街地再開発協会会費	▲240	H24	
(社)日本電気協会年会費	▲25	H24	
近畿旅客船協会会費	▲25	H24	
(社)地盤工学会会費	▲113	H24	(内訳)建設局・港湾局各1項目
(社)日本交通計画協会会費	▲100	H24	
(社)日本河川協会会費	▲30	H24	
(社)日本道路協会会費	▲300	H24	
日本旅客船協会会費	▲42	H24	
海上保安協会会費	▲100	H24	
海難防止研究会会費	▲200	H24	
ウォーターフロント開発協会会費	▲100	H24	
近畿旅客船協会会費	▲5	H24	
(社)日本外航客船協会会費	▲300	H24	
日本港湾協会会費	▲900	H24	
日本旅客船協会会費	▲10	H24	
近畿港湾協議会会費	▲96	H24	
港湾海岸防災協議会会費	▲380	H24	
港湾都市協議会会費	▲176	H24	
国際港湾協会会費	▲1,047	H24	
国際港湾協会日本会議会費	▲20	H24	
国際航路協会日本支部会費	▲153	H24	

I 補助金

① 団体運営補助 23年度 14項目

(方針) 原則廃止し、必要があれば事業補助に転換

ア 廃止 10項目

25年度効果額 ▲112百万円
(24年度効果額 ▲86百万円)

補助金名称	効果額	時期	備考
学校法人に対する補助金	▲26,500千円	H24	
義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金	▲27,500千円	H24	
大阪市消費生活合理化協会運営補助金	▲1,230千円	H24	
大阪ホームレス就業支援センター事業補助金	▲4,500千円	H25	H24は経過措置として継続
私立保育園連盟運営補助金	▲14,700千円	H24	
大阪市ユースオーケストラ運営補助金	▲1,840千円	H24	
(公財)大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター管理運営事業補助金	▲52,000千円	H26	H24～25は経過措置として継続 H24▲12,000千円、H25▲32,000千円
住民参加による街づくりの促進のための助成	▲500千円	H24	
大阪市PTA協議会運営補助金	▲1,200千円	H24	
大阪第一人權擁護委員協議会事業補助金	▲2,300千円	H25	H24は補助対象事業を限定 一部見直し▲205千円

イ 団体運営補助を廃止のうえ、事業補助に転換 4項目 25年度効果額 ▲50百万円

(24年度効果額 ▲50百万円)

補助金名称	効果額	時期	備考
大阪市男女共同参画推進にかかる地域女性団体活動補助金	▲738千円	H24	補助対象事業を限定
児童遊園運営助成金	▲4,240千円	H24	補助対象事業を限定のうえ、補助率を1/2に見直し
UNEP支援事業補助金((公財)地球環境センター活動支援補助金)	▲29,593千円	H24	補助対象事業を限定
大阪市住宅地区改良事業等におけるまちづくり協議会助成	▲14,735千円	H24	補助対象事業を限定 H25事業の休止

削減効果額

(一般財源ベース)

25年度効果額 ▲ 647 百万円

①補助金

ア 廃止

廃止等 27項目

25年度効果額 ▲225百万円

【25年度予算で廃止する主なもの】

事項名称	25年度効果額	備考
東成区未来わがまちビジョン活動補助金	▲ 800千円	一定の成果が得られたため廃止
大阪市心身障がい児(者)等自主活動育成事業補助金	▲ 1,080千円	H25社会情勢の変化等により役割を終えたため廃止 H24補助限度額引き下げ▲300千円
障がい者ブラッシング指導事業補助金	▲ 500千円	社会情勢の変化等により役割を終えたため廃止
大阪市民間児童福祉施設予備職員等雇用費補助金(乳児院夜間勤務)	▲ 17,637千円	措置費基準の改定により本市からの補助の必要性が薄れたため
空気調和機器機能回復工事等補助金	▲ 3,598千円	社会情勢の変化等により事業効果が薄れたため廃止

イ 他制度への移行

1項目

事項名称	25年度効果額	備考
知的障がい児通園施設通園バス運行費等補助金		障がい者自立支援制度へ移行

ウ その他の見直し

見直し 12項目

25年度効果額 ▲42百万円

【25年度予算で見直しする主なもの】

事項名称	25年度効果額	備考
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業補助金	▲ 12,546千円	H25補助率を1/2に見直し H24補助対象の見直し▲614千円
大阪市夜間歯科救急診療支援事業補助金	▲ 3,820千円	補助対象の見直し
在宅寝たきり高齢者訪問歯科診療事業補助金	▲ 1,428千円	補助対象の見直し
公衆衛生活動事業補助金	▲ 2,850千円	H25補助上限額の見直し H24補助対象の見直し▲1,820千円
大阪市民間児童福祉施設予備職員等雇用費補助金(栄養士)	▲ 1,603千円	補助率を1/2に見直し

その他の補助金等

※項目数及び効果額は24年度分を含めた合計

②交付金

ア 廃止

2項目

25年度効果額 ▲72百万円

事項名称	25年度効果額	備考
大阪市ボランティア活動振興基金交付金	0千円	H24社会福祉協議会への直接寄付へ転換(歳出▲100,000千円)
指定搬入路による廃棄物の搬入に係る有料道路通行料金交付	▲ 72,040千円	H25廃止 H24積算単価の見直し▲3,735千円

イ 交付金を廃止のうえ、事業補助へ転換

2項目

25年度効果額 ▲3百万円

事項名称	25年度効果額	備考
高齢者入浴割引事業交付金	▲ 3,275千円	H24交付金を廃止し、対象事業を精査のうえ事業補助へ転換
青少年指導員活動交付金	0千円	H24交付金を廃止し、事業補助へ転換

ウ その他の見直し

1項目

25年度効果額 0百万円

事項名称	25年度効果額	備考
大阪国際交流センター事業交付金	0千円	H24・H25対象事業の見直し(歳出▲43,207千円)

③分担金

ア 廃止

廃止等 44項目

25年度効果額 ▲239百万円

【25年度予算で廃止する主なもの】

事項名称	25年度効果額	備考
関西国際空港集客・利用促進事業分担金	▲ 91,800千円	統合後の新関西空会社の経営が本格化し、基礎自治体としての役割が終了したため廃止
星空コンサート分担金	▲ 28,553千円	事業の見直しによる廃止
オリンピックデーラン大阪大会分担金	▲ 4,700千円	H25事業終了に伴い廃止 H24分担割合の見直し▲200千円
大阪国際見本市開催分担金	▲ 20,000千円	一定の役割を終えたため廃止
大阪あきない祭り事業分担金	▲ 20,000千円	H25民間へ移行 H24事業規模の見直し▲10,000千円
ATCグリーンエコプラザセミナー分担金(2項目)	▲ 2,400千円	事業の見直しによる廃止

イ 分担金を廃止のうえ、事業補助等へ転換

11項目

25年度効果額 ▲14百万円

【主なもの】

事項名称	25年度効果額	備考
姉妹都市協会等分担金(6項目)	▲ 1,380千円	H24分担金を廃止し、対象事業を精査のうえ事業補助へ転換
オータム・チャレンジ・スポーツ開催分担金	▲ 11,327千円	H24分担金を廃止し、対象事業を精査のうえ直接執行へ転換

ウ その他の見直し

見直し 22項目

25年度効果額 ▲52百万円

【25年度予算で見直しする主なもの】

事項名称	25年度効果額	備考
消費者支援施策の府市連携事業分担金(2項目)	▲ 3,574千円	事業実施手法の見直し
御堂筋kappoの実施にかかる分担金	▲ 7,800千円	事業規模の見直し
パフォーマーライセンス制度推進事業にかかる分担金	▲ 2,100千円	受益者負担の導入
市長杯各種大会の開催分担金	▲ 3,642千円	H25事業規模の見直し H24分担割合の見直し▲1,393千円

補助金等の見直し
全体の削減効果額

(一般財源ベース)

25年度効果額 ▲ 1,001 百万円

※26年度以降についても引き続き点検・精査を図っていく